

【平成 25 年度】

社会福祉制度・施策に関する提言

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
政 策 提 言 委 員 会

はじめに

世帯構成の変化や家庭機能の変容、地域社会における共助の脆弱化などによる社会関係の希薄化と、不安定な雇用形態による経済活動からの阻害等を背景に、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、家庭内での虐待、DV等の福祉課題・生活課題は一段と多様化するとともに深刻さを増し、これまでの制度やサービスだけでは対応することが難しい問題が増加してきています。

こうした問題に対応していくためには、現在の制度化されている福祉サービスのさらなる充実・発展や柔軟な運用、それを維持していくための安定した財源の確保が必要であるとともに、既存の制度では対応しにくい課題にあっては、行政による取り組みだけでなく、社会福祉関係者や住民・ボランティアなど、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働する体制を整えていくことが求められます。

本会はこれまで、本会会員である社会福祉施設や関連機関・団体、民生委員児童委員、保護司、市町村社協などの社会福祉関係者の方々と共に、地域福祉の課題を受け止め、それぞれの公益性や専門性を生かしながら解決に向け取り組むことで、「住民の主体的な参加と公私協働による、誰もが安心して生活できる地域づくり」を推進してきました。

個人の尊厳を大切にしながら身近な地域の中でその人らしい生活が送れるよう、制度の有無を問わず分野を超えた横断的な視点の下、一人ひとりに寄り添い、共に考え、行動しながら問題解決に取り組んできた成果や課題を共有し、活用し合うことで、地域の助け合い、支え合いの仕組みや福祉意識の醸成を育んできました。また、現行の法制度の狭間にある課題等に積極的にかかわり問題提起することで顕在化させ、新しい制度やサービスを創り出す契機をつくってきたという歴史もあります。

現在の複雑に絡み合う福祉課題・生活課題に対応していくためには、これまでの取り組みをさらに推し進めていく必要がありますが、その推進には、国・地方公共団体の取り組みの充実・発展とより一層の連携・協働が不可欠となります。

平成23年度より開始し、本年度で三回目となる本提言集では、これまでの国・地方公共団体に対する提言と併せ、提言の趣旨や背景にある状況等をよりご理解いただくと同時に、今後さらなる取り組みに資するものとなるよう、関連するデータや本会会員の活動状況をまとめました。

神奈川県内の福祉関係者の皆様には、提言の実現や課題の解決に向けて、それぞれの分野を超えて連携・協働を進めていただき、本県の地域福祉の推進に引き続きご支援、ご協力賜われますようお願い申し上げます。

この提言が、県民の皆様の福祉向上と、会員関係者の皆様の活動の発展への一助となれば幸いです。

平成25年9月

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
会 長 篠 原 正 治

目次・提言集の構成

第 1 部 緊急・重点提言

県民福祉向上のため公私協働で解決すべき緊急性の高い今日的な課題として、県・市町村・国への提言のみに留めず、本会会員や本会においても主体となり、課題解決に向けて協働して取り組んでいくべきものを整理した。

緊急提言1 社会福祉分野への財源の確保	2
重点提言1 地域差・制度の狭間のないセーフティネットの構築	4
重点提言2 身近な地域のネットワークによる地域福祉の推進	13

第 2 部 政策提言

本会事業や会員相互に共通性の高い課題を、県・市町村・国に整理した。

政策提言1 多様な課題を抱える方への安定した生活基盤の確保	24
政策提言2 福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成・評価活動の推進 ..	32
政策提言3 自立した生活を支える権利擁護の推進	38
政策提言4 災害時の対応の促進	45

本会会員から寄せられた提言より抽出



第 3 部 部会・協議会・連絡会からの提言

本会会員から寄せられた各提言を会員種別ごとに記載した。

○ 経営者部会	50
○ 施設部会	53
児童福祉施設協議会(p54)、母子生活支援施設協議会(p54)、保育協議会(p59)	
老人福祉施設協議会(p61)、障害福祉施設協議会(p62)、社会就労センター協議会(p64)	
福祉医療施設協議会(p67)、更生福祉施設協議会(p68)、地域生活施設協議会(p70)	
介護老人保健施設協議会(p71)	
○ 民生委員児童委員部会	75
○ 保護司部会	76
○ 市町村社協部会	77
○ 第 2 種正会員連絡会	81
○ 第 3 種正会員連絡会	94

第 1 部 緊急・重点提言

緊急提言 1 社会福祉分野への財源の確保

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 社会福祉関連補助金の確保
2. 全県における福祉向上をめざした県社協活動等への支援の充実

【提言内容】

項目 1. 社会福祉関連補助金の確保

県緊急財政対策に基づき、補助事業の廃止・見直しの検討が進められているが、社会福祉分野における補助金等については、共に築いてきた背景や内容等を勘案しない一律削減等は実施せず、その公的な意義や必要性を踏まえること。また、地方分権が進む中で、単に市町村の役割と整理をすることで、県の補助によって維持された水準が下がることのないよう市町村と調整すること。

項目 2. 全県における福祉向上をめざした県社協活動等への支援の充実

社会福祉法に基づき、高い公共性・公益性をもつ事業を実施してきた県社協活動について、充実・強化し、支援および協働を進めることで、社会福祉法人をはじめとする民間社会福祉事業、民生委員児童委員・保護司による個別支援活動、地区社協やボランティア等による住民福祉活動、関連機関・団体による当事者活動、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みなどを推進すること。

【提言理由】

今日の社会は、経済社会の変化や深刻な少子高齢化などにより、家庭・地域社会・企業等の相互扶助機能が急速に力を失ったことを背景に、貧困・虐待・孤立死・自殺・DV（家庭内暴力）・ホームレス・ニートなどの課題は深刻化し、地域に広がってきている。全国の福祉関係者が議論してまとめた「全社協福祉ビジョン 2011」では、さまざまな福祉課題・生活課題に直面する社会福祉関係者の役割・使命として、「柔軟に対応できる制度内の福祉サービス強化、確立」「制度で対応しにくいニーズにこたえる福祉サービス・活動の積極的展開」「市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化の仕組みづくり」「制度改革の働きかけ」を掲げた。既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応しきれない解決が難しい課題について、福祉サービスが安定した制度として確立し、ニーズの変化に対応していくことは大きな意味を持つ。

一方、国においては、社会保障の充実・安定化と財政健全化をめざした「社会保障・税一体改革大綱」に基づく関連 8 法が成立し、消費税率の段階的な引き上げ（2014 年 4 月より 8%、2015 年 10 月より 10%）と、消費税収の社会保障財源化の方針が打ち出されている。

また、県においては厳しい財政状況を踏まえ、平成 24 年に緊急財政対策本部を設置し、市町村や団体への補助金等の見直しが行われた。その結果、平成 25 年度当初予算が前年比 30 億円削

減される（県保健福祉局所管の社会福祉関連事業 115 件中廃止 17 件・見直し 47 件、計 4 億 3 千万円を含む）とともに、平成 25 年 2 月、平成 26 年度当初予算以降に向けたさらなる補助金等の廃止・見直し、新たな交付金の設置に向けた検討等に取り組む「県単独補助金見直しのロードマップ」が示されている。

交付金化については、これまで個別事業ごとに市町村補助金として交付してきたものを一括交付することで、各市町村が地域の実情に応じて事業を選択・実施できるメリットがある。一方で懸念されるのは、これまで行ってきた個別事業を縮小・廃止する市町村が出てくることである。取り組みの歴史が浅く、活動団体も少ないなど、実績の少ない福祉分野を強化していくためには、市町村によるさらなる自主財源の投入が必要となるが、厳しい行財政の状況下での見直しは厳しく、地域間格差の拡大につながるものが危惧されている。

この社会福祉関連事業の見直しの中には、県社協の運営費補助も含まれている。県社協は社会福祉法第 110 条により、県域の一つに限って設置されている社会福祉法人であり、社会福祉関係者、行政機関、関連分野（保健・医療・教育・労働等）の機関・団体が会員となり、地域福祉の推進に向けて取り組んでいる民間団体である。その事業は、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業など、社会福祉法において都道府県社協が唯一の実施主体として位置付けられ全国あまねく実施されているものや、権利擁護相談、福祉サービス第三者評価の推進、社会福祉関係者の質の向上をめざした会員活動、当事者活動や住民福祉活動への支援などがある。自主財源の確保に努めているものの、これらの福祉のまちづくりに向けた社協事業は公益性・公共性の高い非営利活動であり、組織のさらなる自主財源の確保につながるものではない。

■ 本会や本会会員の取り組み ■

- ① 本会や本会会員は、地域福祉に携わるものとして、地域社会への貢献に積極的に取り組んでいく。社会福祉法人においては、中長期経営計画および資金計画を立案するなど、適切な経営を安定的・継続的に行い、地域社会への貢献を行っていく。
- ② 本会は、県内社会福祉法人の拠出による基金を設置し、迅速な対応が求められる生活困窮者に対して、社会福祉施設において当面の生活物資の給付を含めた相談支援を行う「かながわライフサポート事業」を経営者部会の協力により推進していく。
- ③ 本会や本会会員は、その社会的な責任と公共的使命を全うするために、運営におけるコンプライアンスを徹底していく。特に、補助金を得て実施している事業については、適正実施を図るとともに、これまで以上の効率化をめざし、その実施内容や必要性について、より多くの県民に理解していただけるよう、分かりやすく伝えていく。

重点提言 1 地域差・制度の挟間のないセーフティネットの構築

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 複合的な課題を抱えた方への支援体制の充実
2. 生活困窮者への支援の仕組みづくり
3. 更生保護と福祉の連携の推進
4. 県内の福祉サービスの実施状況についての情報収集と分析
5. 「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の検証

【提言内容】

項目 1. 複合的な課題を抱えた方への支援体制の充実

- ①児童相談所・福祉事務所・女性相談所などの公的な相談機関において、社会福祉施設や関係機関の連携に積極的な役割を果たし、複合的な支援を必要とする人が、十分な支援を受けることができるよう、その体制整備を図ること。
- ②経済的事情・DV・障害等複合的な課題のある養育者の状況にかかわらず、児童の学習する機会が保障され、「貧困の連鎖」の防止に向け生活基盤の保障や学力向上が図られること。

項目 2. 生活困窮者への支援の仕組みづくり

- ①本会が、経営者部会の協力により推進する、社会福祉法人による生活困窮者への相談支援事業「かながわライフサポート事業」に対して連携・協力を図ること。
- ②生活保護制度や母子寡婦福祉資金等の公的制度によるセーフティネットの運営・執行状況の見直しを踏まえて、各機関の役割や制度対象範囲を明確化すること。また、生活福祉資金貸付を含めた相談支援を行う市区町村社協の体制強化を図ること。
- ③無料低額診療事業について、現行基準の「生計困難者（低所得者・要保護者・ホームレス・DV被害者・人身取引被害者等）」から、経済面のみでない福祉的支援を必要とする「生活困窮者」という概念を用いるよう検討すること。
- ④救護施設利用者が自立をめざす上で、障害福祉や介護保険等の福祉サービスを利用しやすい仕組みとなるよう見直しを図ること。

項目 3. 更生保護と福祉の連携の推進

- ①刑務所等矯正施設出所者が、福祉的支援を必要とするときに、福祉・NPO 関係者との連携が図られ、生活支援や居住が確保されるよう調整すること。また、受け入れた福祉施設等の関係機関間の情報共有や連携の場づくりを進めること。
- ②特に、身元引受人が不在の刑務所等矯正施設出所者が、地域で経済的に自立した生活を送るための就労支援（就労訓練含む）体制を整備すること。

項目 4. 県内の福祉サービスの実施状況についての情報収集と分析

県内のどこに住んでいても一定の水準で福祉サービスが受けられるよう、社会福祉を広域的に推進する視点から各地域の情報収集・分析を行い、市町村間の格差解消に向けて必要な助成措置を講じること。

項目5. 「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の検証

指定障害福祉サービス事業所が存在しないためサービスを利用できないなど、当事者・家族等の意見等から各地域の実情を把握し、本プログラムの推進状況の検証を行うとともに、サービスが不足する地域に対する支援方策などを、今後の見直しに反映させること。

提言先：市町村

【提言項目】

1. ㊦生活困窮者への支援の仕組みづくり
2. 域内の福祉サービスの充実
3. ㊦市町村域を超える福祉課題への広域連携の推進

【提言内容】

項目1. ㊦生活困窮者への支援の仕組みづくり

- ①生活保護制度や母子寡婦福祉資金等の公的制度によるセーフティネットの運営・執行状況の見直しを踏まえて、各機関の役割や制度対象範囲を明確化すること。また、生活福祉資金貸付を含めた相談支援を行う市区町村社協の体制強化を図ること。
- ②地域の実情に応じた生活困窮者支援の仕組みづくりに向けて、厚労省の「生活困窮者自立促進支援モデル事業（総合相談、就労促進、家計相談支援、その他子どもの学習支援等）」を積極的に活用し、民間団体等との連携により推進すること。

項目2. 域内の福祉サービスの充実

域内の福祉サービスについて、他市町村の先進事例などをもとに、サービス利用回数や提供時間数の上乘せ、独自事業の展開等、常に充実・向上させるよう努力すること。

項目3. ㊦市町村域を超える福祉課題への広域連携の推進

小規模な市町村等での対応が困難であったり、社会福祉施設・事業所等が存在しないこと等により市町村単独での対応が難しい障害福祉等の場合など、市町村域を超える福祉課題について積極的に広域連携を進めること。

提言先：国

【提言項目】

1. 生活困窮者への支援の仕組みづくり
2. 更生保護と福祉の連携の推進
3. 関係機関の連携促進に向けた体制整備
4. 都道府県の役割の明確化

【提言内容】

項目1. 生活困窮者への支援の仕組みづくり

- ①社会福祉法人等が主体的に行う生活困窮者への支援に対する、既存の制度、サービスの柔軟な運用、取り組みへの協力を図ること。
- ②生活福祉資金貸付制度において、社協の役割を明確化した見直しを図ること。
 - ・生活福祉資金貸付事業における対象範囲を明確化するとともに、生活困窮者・低所得者支援制度間の整合性や対象要件等について見直しを行うこと。
 - ・貸付決定件数の増加に伴い、今後急増する償還業務への対応を加味した人員体制整備への助成を行うこと。
- ③救護施設利用者が自立をめざす上で、障害福祉や介護保険等の福祉サービスを利用しやすい仕組みとなるよう見直しを図ること。
- ④無料低額診療事業について、現行基準の「生計困難者（低所得者・要保護者・ホームレス・DV被害者・人身取引被害者等）」から、経済面のみでない福祉的支援を必要とする「生活困窮者」という概念を用いるよう検討すること。

項目 2. 更生保護と福祉の連携の推進

- ①刑務所等矯正施設出所者が福祉的支援を必要とするときに、福祉・NPO 関係者との連携が図られ、生活支援や居住が確保されるよう調整すること。また、受け入れた福祉施設等の関係機関間の情報共有や連携の場づくりを進めること。
- ②特に、身元引受人が不在の刑務所等矯正施設出所者が、地域で経済的にも自立した生活を送るための就労支援（就労訓練含む）体制を整備すること。

項目 3. 関係機関の連携促進に向けた体制整備

公的な相談機関、福祉施設等関係機関の連携の促進に積極的な役割を果たし、複合的な支援を必要とする人が十分な支援を受けることができるよう、その体制整備を図ること。

項目 4. 都道府県の役割の明確化

市町村間での福祉水準に格差が生じないように、都道府県の役割として、域内の福祉サービスの状況の情報収集・分析および公開、政令市・中核市・市町村との連絡調整を行うことを位置付け、そうした都道府県の取り組みが可能となるような国庫補助制度等を検討すること。

【提言理由】

介護保険サービスや障害福祉サービスの実施主体が市町村となり、児童福祉施設整備に関する最低基準の条例委任に加え、平成 25 年 4 月からは、社会福祉法人の指導監査等の権限が一般市に移譲されるなど、地方分権の動きが進んでいる。県では「これからの神奈川県のある方について～神奈川県（仮称）構想」を打ち出し、さらなる権限移譲による市町村の役割の拡充と、地域特性を生かした行政システムへの転換の方向性を示している。また、県緊急財政対策本部においても、平成 26 年度をめどとした障害福祉関係事業の交付金化など、市町村裁量による事業展開について検討が進められている。

しかし、地域密着型サービスや市町村地域生活支援事業の実施状況、同時に支給決定できる福祉サービスの組み合わせ（併給関係）の考え方、社会的養護への県市単独補助など、各市町村に判断が任されている内容について、引き続き格差が懸念されている。本会会員に実施した本年度の課題把握調査からも、精神障害者や身体障害者向けのグループホームなど障害福祉サービスの偏在や、障害児の通学支援サービスの地域間格差などに対する声が上がっている。

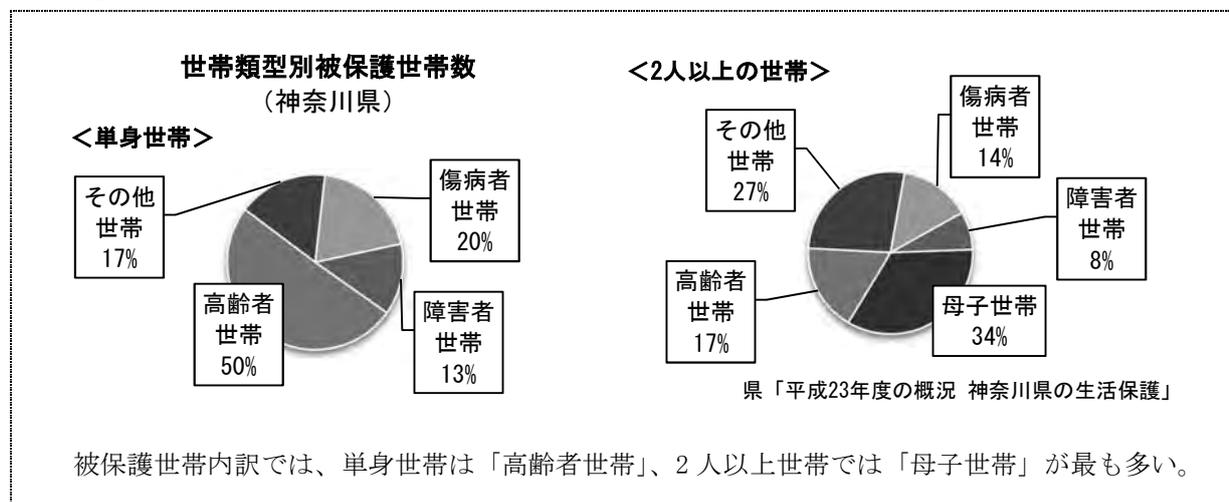
特に障害分野においては、乳幼児から高齢期に至るまでの切れ目ない支援の実現をめざし、在宅重度障害者等手当の見直しによって生み出された約40億円の財源を活用する「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」が策定されているところである。平成26年度までの5年間を対象とする、このプログラム大綱の進行状況の検証時期にあり、全県的な地域生活支援の底上げをめざした見直しと具体的な事業展開が求められている。

一方、セーフティネットの課題については、国において、近年の社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立にある生活困窮者を巡る問題が深刻化していることを踏まえた「生活支援戦略」が打ち出された。「改正生活保護法案」「生活困窮者自立支援法案」は廃案となったものの、厚労省は成立に向けた働きかけを継続する姿勢を見せており、「生活困窮者自立促進支援モデル事業（総合相談・就労促進・家計相談支援・その他子どもの学習支援等）」を打ち出している。本会会員施設からも、精神障害のあるDV被害者、知的障害のあるホームレスなど、複合化した福祉課題を持つ方への支援の難しさとともに、生活困窮を背景に罪を犯してしまうケース、刑務所等矯正施設から出所した後の地域定着など、セーフティネットの構築につながる課題が報告されているところである。

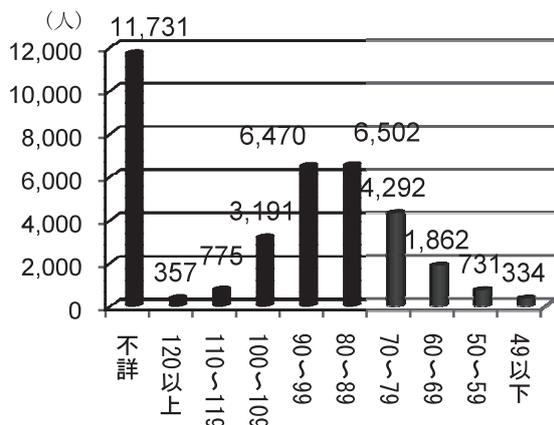
また、平成20年のリーマンショックを発端とした厳しい経済・雇用情勢の中、「第2のセーフティネット」として大幅に改正が行われた生活福祉資金貸付制度においても、本県では、貸付決定件数が一年間で約5倍（平成20年度：451件→同21年度：2,278件）に激増した。現在は一定の落ち着きを見せているものの、依然として高い件数で推移している。今後、急増が予想される償還業務への対応方法や社協事務局の体制強化について、厚労省と全社協等関係者の中でも検討が進められているところである。

こうした地域差の課題や制度の狭間にある生活課題が浮き彫りとなる一方、社会福祉法人の運営のあり方や役割発揮についても注目が集まっている。昨年7月に財務省が行った「平成24年度予算執行調査」では、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームと障害者福祉施設の内部留保の概況が示され、保有状況は法人ごとに大きなばらつきが存在するものの、既存の福祉サービスや社会資源の中で対応が難しい地域の福祉課題についても、自主的・積極的に対応していく姿勢が求められている。

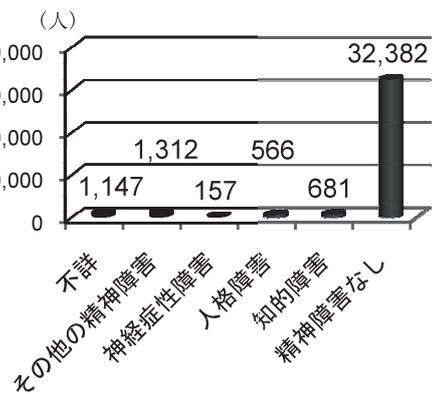
【関連データ】



保護観察開始人員の精神状況（全国）



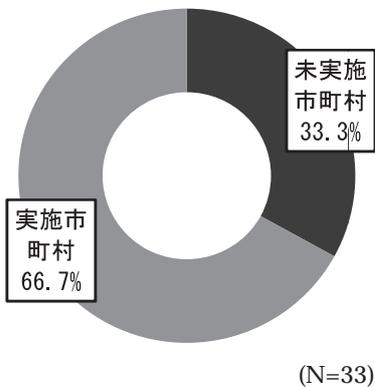
(IQ)



保護観察所「2012年保護統計」

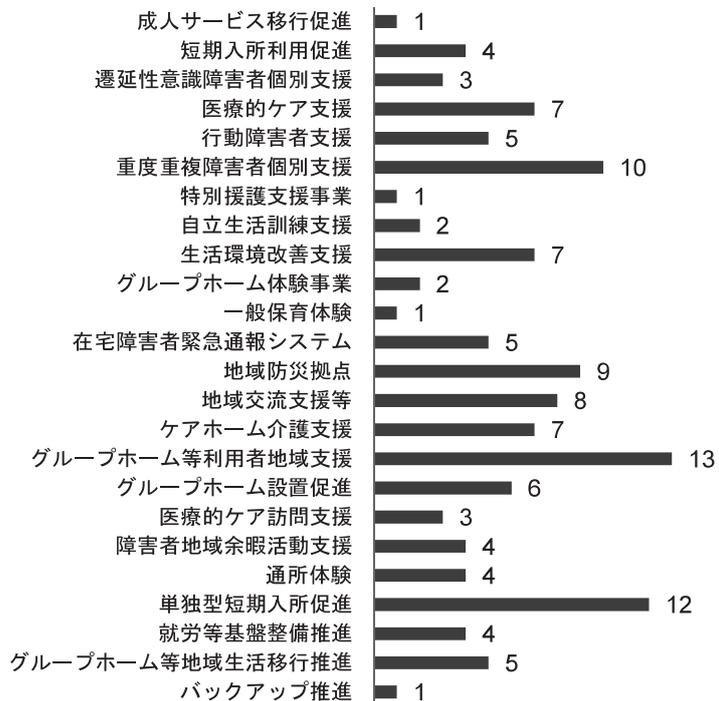
保護観察中の人たちのうち、知的障害・精神障害がみられる人は2,716人（全体の7.5%）、IQ79以下の人たちは7,219人（全体の19.9%）に上る。

障害者地域生活サポート事業実施状況（神奈川県）



神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会要望調査委員会「2012年度神奈川県内市町村精神保健福祉サービスおよび地域活動支援センター・グループホーム等補助事業調査」

障害者地域生活サポート事業別実施市町村数（神奈川県）



障害者地域生活サポート事業は22市町村（66.7%）で実施。事業別内訳にはばらつきがあるが、「グループホーム等利用者地域支援」「単独型短期入所促進」「重度重複障害者個別支援」の順に多い。

■本会や本会会員の取り組み■

- ① 本会機関紙「福祉タイムズ」にて、県民や会員に、提言の背景にある課題や取り組み事例などを伝えていく。
- ② 日常生活自立支援事業については、実施水準に格差が生じないように、実施状況の調査や分析を行い、事業の広報に取り組んでいく。
- ③ 「生活福祉資金貸付事業運営計画」の策定を通じて、生活福祉資金貸付事業のみならず、社協における低所得世帯等への支援のあり方について検討を行った。初年度である平成 25 年度より、本計画に基づき、具体的な事業に取り組んでいく。
- ④ 本会は、県内社会福祉法人の拠出による基金を設置し、迅速な対応が求められる生活困窮者に対して、社会福祉施設において当面の生活物資の給付を含めた相談支援を行う「かながわライフサポート事業」を経営者部会の協力により推進していく。
- ⑤ 児童福祉施設協議会では、昨年 5 月に「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会」を設置。県域（相模原市・横須賀市を含む）・横浜市・川崎市の所管ごとの単独補助の調査・比較検討を行った上で、社会的養護に関する条例策定における行政への要望書の作成等を行い、県からも要望内容を踏まえた前向きな回答を得た。本年度は 5 県市（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）行政を含めた作業部会を設け、「神奈川県の社会的養護の課題と将来像」について共同で協議を進めている。
- ⑥ 母子生活支援施設協議会においては、新たに情報交換の場を設け、関係機関等との連携による支援体制づくりを進めている。
- ⑦ 福祉医療協議会では、定期的にワーキンググループを開催するほか、行政機関・社会福祉施設・社協との意見交換の場を設けている。
- ⑧ 市町村社協部会では、地域診断を活用した「支え合いの地域づくり推進モデル事業」として、小地域における住民主体の生活支援活動の推進に向けた取り組みを進める。
- ⑨ 「市町村社協現況調査」等により県内市町村の福祉の状況の把握を進める。
- ⑩ 保護司部会として、刑務所等矯正施設出所者の高齢者・障害者への地域での支援のあり方について、保護司、福祉・更生保護施設、関係機関等による「更生保護と社会福祉の連携に関する懇談会」を継続して開催する。
- ⑪ それぞれの社会福祉施設・事業所では、個別支援を通して、分野や種別を超えた地域での問題解決に向けて、それぞれの専門性と不足する知識・ネットワークを補い合うための協議の場を持ったり、新たな仕組みづくりに向けた検討を行っている。
- ⑫ 障害のある方の親の会などでは、家族の知識と経験を生かした当事者・家族会独自のピアサポートや相談体制づくりの検討、言葉によるコミュニケーションが難しい人たちの意思を汲み取り、理解者を増やしていくための記録作成の取り組みが進んでいる。（参考：10 ページ）
- ⑬ 社会福祉関係団体においても、専門性を生かした取り組みが進められている。たとえば、(公社)かながわ住まいまちづくり協会では、高齢者・障害者・外国人等の住まい探し相談に対応するとともに、不動産店や物件貸主への啓発等を行っている。（参考：10 ページ）

(実践レポート1)

我が子の人生の選択を支えていくために

— 神奈川県重症心身障害児（者）を守る会（第2種正会員） —

＜キーワード：親亡き後、成年後見制度、意思決定支援、自己実現、老障介護＞

現在、全国に重症心身障害のある人たちはおよそ3万人いると言われていています。私たちの会は、重症心身障害児・者の親を中心とした会員数250人ほどの小さな団体ですが、活動は50年を数えます。

現在、最も課題としていることは、親亡き後の不安です。福祉サービスが措置から契約に移行した際、私たち親のほとんどが成年後見人を受任しました。ただ、親自身も高齢になり、後見人業務をどのように引き継ぐかが、差し迫った問題です。「お金の使い方、休みの日の過ごし方など、子どもにとっての自己実現の部分をどのように第三者に託していったらよいか」「これまで親が担ってきたように、本人の気持ちを代弁する視点から、医療や福祉関係者にかかわってくれるだろうか」「親族には、いつまでに何を伝えておけばよいのだろうか」こうした親同士の会話をもとに、私たちの会では、我が子の歴史と現状、親の思いを伝える「あんしんノート」に取り組み始めています。

言葉によるコミュニケーションが難しい、本人の気持ちを汲み取れる関係になるまでに時間を必要とするのが、重症心身障害児・者の一つの特徴でもあると思います。そうした一人ひとりの思いが通じるように、理解者・協力者の輪が広がっていくように。今後、「あんしんノート」の取り組みが幅広く認知され、本人や関係者にとって効果的に活用されることを期待します。

※「神奈川県重症心身障害児（者）を守る会」からの提言は86ページ参照

(実践レポート2)

安心して生活できる住まいの確保

— (公社)かながわ住まいまちづくり協会（第3種正会員） —

＜キーワード：住まい、セーフティネット、住宅確保要配慮者＞

私たちの会では、「あんしん賃貸住宅（高齢者・障害者・外国人・子育て世帯を対象）」の登録や、高齢者等の住まい探し支援、空き家活用の推進、在宅のバリアフリー化等を通じて、福祉の住まい・まちづくりを進めています。

相談者は70代の単身女性が多く、長年持ち家で生活してきた方の中には「駅の近く、家賃4万円台で3部屋ほしい」など市場感覚から外れた相談もあります。また、「家族はいるけれど相談していない」「子どもはなく甥姪との付き合いもない」という方がほとんどで、家族関係が途切れていると感じる場面も多いです。一方、生活保護受給世帯の場合には、安定的な家賃収入が見込めること、生活保護の担当ワーカーがかかわり続けてくれるという安心感から、住まいを確保しやすいように思います。しかし、これから生活保護を受けようという人、初期費用を一括で準備できない人の場合、ハードルはとて高くなります。そもそも低額な家賃の物件は非常に少なく、取り壊し予定の建物だったり、不便な地域にあつたりするために契約に至らず、住まい探しに時間や手間がかかり、結果として家賃滞納に陥る等の悪循環も見えています。

空き家・空き部屋の解消に悩む物件オーナーが安心して貸し出せるように行政が仲介したり、福祉関係者とともに地域の見守り体制をつくっていくなど、物件オーナーや不動産会社の負担を軽減しながら住まいを確保する方法を考える必要があると思います。

※「(公社)かながわ住まいまちづくり協会」からの提言は95ページ参照

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	経営者部会	神奈川県内の障害者福祉の役割	県	51
2	児童福祉施設協議会	本県の社会的養護推進計画への反映について	県・政令市・中核市	54
3	母子生活支援施設協議会	被虐待児受入加算の期間制限の撤廃とDV被害者受入加算の新設	国・県・市町村	54
4		複合的な福祉課題を有する人々への支援力の強化	国・県・市町村	55
5		市から県への移管措置の協力体制整備と費用負担	国・県・市町村	55
6		母子生活支援施設を、生活困窮者・DV被害者等、重篤な世帯の自立支援に積極的に活用する	国・県・市町村	56
7		母子生活支援施設の利用世帯に対して、児童相談所・福祉事務所が積極的に連携する	国・県・市町村	57
8		児童の学力向上を図るための機会の充実	国・県・市町村	57
9		保育協議会	㊦保育環境の充実	国
10	㊦子ども・子育てのための県保育行政の充実		県・市町村	59
11	㊦保育所併設型の病児・病後児預かり施設の増設		県・市町村	60
12	老人福祉施設協議会	介護保険制度改正に伴う地域区分の考え方について	国	61
13	障害福祉施設協議会	㊦グループホームとケアホームが一元化されることについて	国・県	63
14	福祉医療施設協議会	無料低額診療事業の対象者の拡大	県・市町村	67
15	更生福祉施設協議会	神奈川県内での介護保険(適用除外施設における)の取り決め	国・県・市町村	68
16		更生保護活動と福祉活動との連携の推進	県・市町村・医師会	68
17		女性保護施設での支援が必要な人がスムーズに入所できる仕組みの構築	国・県・市町村	69
18		ホームレス施策の継続および充実	国・県・市町村・福祉関係機関	69
19		救護施設入所者の他法施策の利用について	国・県・市町村	70

20	地域生活施設協議会	外国につながる市民への子育て支援システムの強化	国・県・市町村	71
21		知的障害者の受診病院等の拡充	県・市町村	71
22	民生委員児童委員部会	Ⓢ民生委員児童委員活動の適切な周知と役割の確認	国・県・市町村・社協等	75
23	保護司部会	地域における更生保護活動と福祉活動の連携の推進	県・市町村・社協・民児協・福祉施設等	76
24	市町村社協部会	Ⓢ介護保険制度の見直しについて	国	80
25	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	医療的ケア等体制強化事業を強力に推進する	国・県・市町村	81
26		県立小田原養護学校の分校を湯河原町に設置する	県・市町村	83
27	(特非)神奈川県腎友会	Ⓢ重度障害者医療費助成制度の継続および「一部個人負担」「年齢制限」「所得制限」の3条件導入廃止に関して	県・市町村	86
28	(公社)日本てんかん協会神奈川県支部	Ⓢてんかんのある小・中学生の通学サポート・見守り	国	87
29		Ⓢ重度障害者医療費助成制度の精神障害者保健福祉手帳2級までの拡大	県	88
30		Ⓢてんかんのある人の運転をめぐる環境整備	国・県	88
31	(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	Ⓢ「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の検証	県	89
32		Ⓢ障害者の高齢および家族の高齢対策	県	90
33	神奈川県医療福祉施設協同組合	無料低額診療事業の対象者の拡大	県・市町村	94
34	(公社)かながわ住まいまちづくり協会	Ⓢ生活福祉資金貸付、生活保護支給の実態に合わせた運用見直し	国・県・市町村	95

重点提言 2 身近な地域のネットワークによる地域福祉の推進

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 要支援者・生活困窮者支援や孤立防止に向けた地域における仕組みづくり
2. 障害者等への安定した医療環境の提供
3. 地域福祉支援計画の充実
4. ㊦企業・教育機関等における社会貢献活動や実践的研究の推進
5. 市町村や日常生活圏域における地域福祉推進のための専門職員の配置

【提言内容】

項目 1. 要支援者・生活困窮者支援や孤立防止に向けた地域における仕組みづくり

- ①地域包括支援センター、地区社協（小地域福祉活動）等、地域の関係機関・団体をコーディネートする施設・団体と民生委員児童委員の個別支援活動、さらに地域のボランティア、住民活動との具体的な連携・協働体制を整備すること。
- ②民生委員児童委員活動に必要な個人情報の提供については、本人同意などの提供のあり方、取り扱い方法などを関係者と十分協議の上、自治体・関係機関から提供できる仕組みを整備すること。さらに、地域における支援活動や関係機関・団体等と連携・協働を促進するためにも、民生委員児童委員活動の正しい理解に向けた周知を図ること。

項目 2. 障害者等への安定した医療環境の提供

医療を必要とする障害者が、限られた診察医に限らず、身近な地域で安定した医療が受けられることができるよう、医師会等と連携・調整を図ること。

項目 3. 地域福祉支援計画の充実

地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携強化、日常生活圏域における住民参加によるニーズの把握や支え合い活動づくり、総合的な相談窓口とサービスへの調整機能の強化などを行う「地区ごとの計画づくり」が市町村において推進されるよう、地域福祉支援計画に位置付けること。

項目 4. ㊦企業・教育機関等における社会貢献活動や実践的研究の推進

- ①企業が、社員を地域福祉活動へ派遣したり、社会福祉事業への助成や寄付を積極的に行っていけるよう環境整備を図ること。
- ②身近な地域の生活課題や、地域の福祉実践をフィールドとした大学等による研究が進むように環境整備を図ること。

項目 5. 市町村や日常生活圏域における地域福祉推進のための専門職員の配置

身近な地域で共助の仕組みづくりを働きかける専門職員配置と、育成の必要性を市町村へ積極的に働きかけること。

【提言項目】

1. 要支援者・生活困窮者支援や孤立防止に向けた地域における仕組みづくり
2. 障害者等への安定した医療環境の提供
3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の充実
4. 地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備

【提言内容】

項目1. 要支援者・生活困窮者支援や孤立防止に向けた地域における仕組みづくり

- ①地域包括支援センターや地区社協（小地域福祉活動）等、地域の関係機関・団体をコーディネートする施設・団体と民生委員児童委員の個別支援活動、さらに地域のボランティア、住民活動との具体的な連携・協働体制を整備すること。
- ②民生委員児童委員活動に必要な個人情報の提供については、本人同意などの提供のあり方、取り扱い方法などを当該民児協と十分協議の上、自治体・関係機関から提供できる仕組みを整備すること。さらに、地域における支援活動や関係機関・団体等と連携・協働を促進するためにも、民生委員児童委員活動の正しい理解に向けた周知活動を図ること。

項目2. 障害者等への安定した医療環境の提供

医療を必要とする障害者が、限られた診察医に限らず、身近な地域で安定した医療が受けられるよう、医師会等と連携・調整を図ること。

項目3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の充実

- ①地域福祉計画の策定・進行管理において、地域福祉活動計画との連携を強化し、住民、福祉関係者、行政などの地域福祉推進主体ごとの行動計画をめざすとともに、「地区ごとの計画づくり」を推進することにより、日常生活圏域における住民参加によるニーズの把握や支え合い活動づくり、総合的な相談窓口とサービス調整機能の強化を図っていくこと。
- ②地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定や進行管理の作業を通じて、具体的な地域福祉活動の実践を促進していくために、コミュニティソーシャルワーカー（※）の配置を支援するとともに、地域福祉所管課に社会福祉士等専門職を配置し、そうした専門職が経験を蓄積していけるよう人事異動などにおいても配慮すること。

項目4. 地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備

- ①社会福祉協議会は社会福祉法により地域福祉を推進することを目的として位置付けられており、行政と共に地域福祉推進の重要な担い手としての意義や役割、必要性等を理解し、財源や活動拠点など市町村社協の基盤整備について積極的な公的支援を行うこと。
- ②計画づくり、具体的な実践を促進するためにコミュニティソーシャルワーカー（※）を配置すること。

【提言項目】

1. 学校や地域社会における福祉教育の推進
2. 地域福祉計画策定の義務化
3. ㊦企業・教育機関等における社会貢献活動や実践的研究の推進
4. 地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備

【提言内容】

項目1. 学校や地域社会における福祉教育の推進

- ①地域社会の営みを学ぶサービスラーニングの導入や学習指導要領の改善などにより、学校現場における福祉教育をより一層拡充すること。
- ②地域社会で生活する人々を対象とした社会教育などの充実により、地域住民の主体的な福祉活動の促進に取り組むこと。

項目2. 地域福祉計画策定の義務化

- ①市町村における地域福祉計画を義務化し、地域福祉活動計画との連携を強化して、日常生活圏域における住民参加によるニーズの把握や支え合い活動づくり、総合的な相談窓口とサービスへの調整機能の強化などを図る「地区ごとの計画づくり」を推進すること。
- ②計画づくり、具体的な実践を促進するためにコミュニティソーシャルワーカー（※）を配置するとともに、地域福祉所管課に社会福祉士等専門職の配置について、都道府県・市町村に対して、その必要性を強く働きかけること。

項目3. ㊦企業・教育機関等における社会貢献活動や実践的研究の推進

- ①企業が、社員を地域福祉活動へ派遣したり、社会福祉事業への助成や寄付を積極的に行っているよう環境整備を図ること。
- ②身近な地域の生活課題や、地域の福祉実践をフィールドとした大学等による研究が進むように環境整備を図ること。

項目4. 地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備

社会福祉協議会は社会福祉法により地域福祉を推進することを目的として位置付けられており、行政と共に地域福祉推進の重要な担い手として、財源や活動拠点など市町村社協の基盤整備について、行政からの財政的支援が安定的に継続できるよう、国においてその考え方を明確にすること。

※「コミュニティワーク」とは、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の一つで、ケースワークやグループワークなどの直接援助技術に対して、地域社会に共通する福祉ニーズや課題の解決を図るために、地域診断・社会サービスの開発・地域組織のコーディネート・機関や組織の連絡調整など、住民組織や専門機関などの活動を支援する間接的な援助技術のこと。コミュニティワークを専門的に進める職員を「コミュニティソーシャルワーカー」と呼ぶ。

【提言理由】

地域包括ケアシステムの構築や地域生活移行、生活困窮者への支援、権利擁護の取り組み推進などの必要性が社会的にも共通認識となってきた中で、民生委員児童委員による一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・子育て世帯等の見守り活動や、生活福祉資金をはじめとする生活支援が必要とみられる世帯等の個別支援活動においても、関係機関・団体と個別事案等を中心とした支援づくり（ネットワーク）が必要となっている。

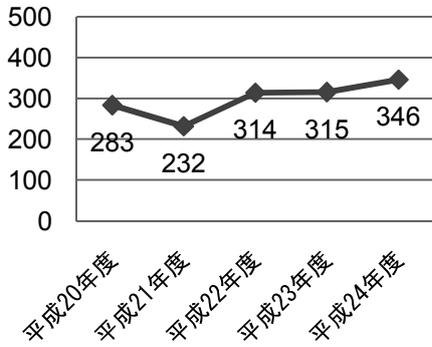
社会保障と税の一体改革に伴い、平成 25 年 8 月 21 日を期限として設置された「社会保障制度改革国民会議」では、少子化対策、医療、介護、年金の社会保障 4 分野の改革を行うために必要な事項等についての協議が進んでおり、特に「地域づくり」の視点が強調された。全社協では、昨年 10 月に「社協・生活支援活動強化方針」を打ち出し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを使命とする社協の行動指針として、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた事業展開の方向性を示している。既存の制度の挟間から生じる新たなニーズや、貧困などによる生活困窮を含めた個々の世帯の複合的な問題が顕在化していることから、従来の高齢・障害・児童といった個別の断片的な支援のみで対応するには限界があり、今後、互助・共助のあり方も含め、身近な地域で支える重層的・横断的な地域福祉推進は重要な意味を持っている。

一方、地方分権一括法の施行などの地域主権改革では、住民自らの参加機会の拡充や、住民の意思に基づいて行う「住民自治」を強化する方向性を打ち出している。本県においては 9 市 7 町が「住民自治基本条例」を制定し、3 市 4 町が検討を進めているところである（平成 24 年 5 月現在）。福祉の課題を含めたまちづくりについて、住民主体の自治体運営を進めようと「住民自治協議会」設置を進める動きもあり、地域包括ケアによる日常生活圏域の生活支援活動の推進等と、これまで取り組みを進めてきた地区社協や地区福祉委員会といった小地域福祉活動との関係性をどのように整理し、役割をすみ分けていくかが課題となっている。また、今日の地域社会では、単身世帯が増加し、人間関係も希薄化するなどの状況があり、身近な地域における互助・共助づくりには、社協、地域包括支援センター、社会福祉施設などに、コミュニティワークの役割と技術をもった専門職員を配置し、それらが連携し、住民参加による地域福祉活動を共に創り上げていくことが必要である。

地域の関係者による連携と協働により、地域福祉推進の方向性や課題解決に向けた取り組みの役割分担を示していくものとして、市町村地域福祉計画があるが、本年 4 月現在、県内では横浜市、川崎市、相模原市を含めた 25 市町において、独立した計画として策定・進行管理されている。ただし、これまで義務とされていた「住民等の意見を反映するための措置」および「策定した計画の公表」が、地域主権の観点から各自自治体での努力義務とされたことから、市町村における地域福祉推進の取り組みが後退することが懸念されている。個人の生活を支える切れ目のない福祉サービスの展開のためにも、住民による共助の活動展開のためにも、中学校区などの、より身近な地域において具体的なニーズに立脚した、専門職と地域住民の協働による地域福祉活動を進めていくことが求められる。

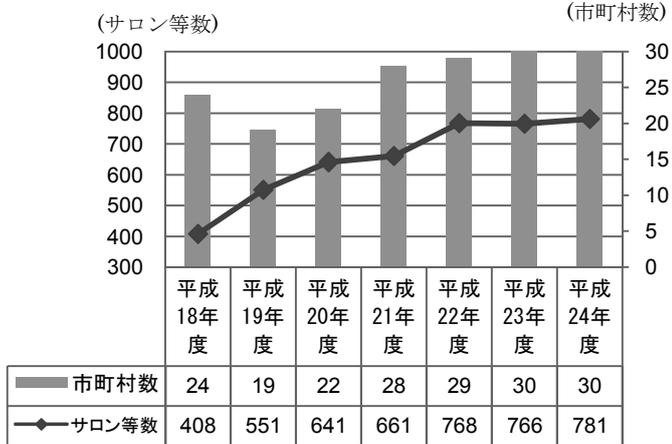
【関連データ】

小地域福祉活動推進組織
(地区社協等)の推移
(政令市を除く神奈川県)



※平成 21 年度は全社協調査と併せて実施
したため、調査方法が異なる

居場所づくり(ふれあいいきいきサロン
・ミニデイ等)の推移
(政令市を除く神奈川県)

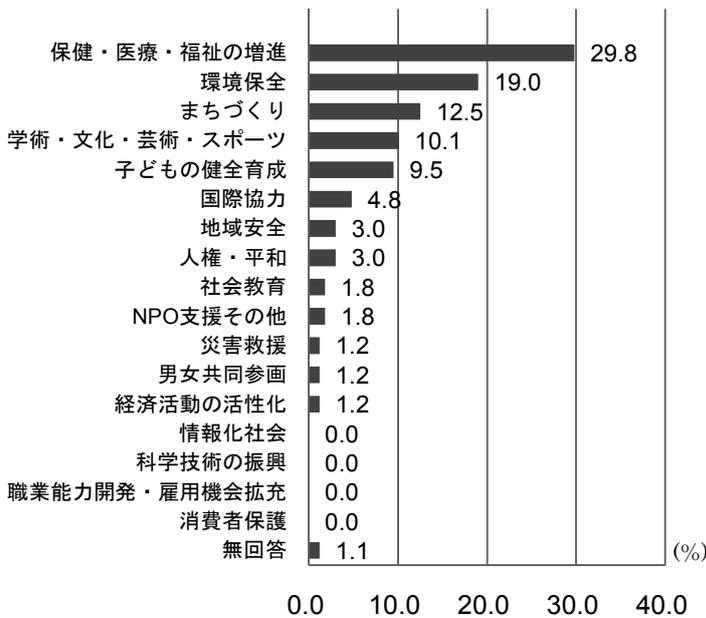


本会「市町村社協活動現況調査」

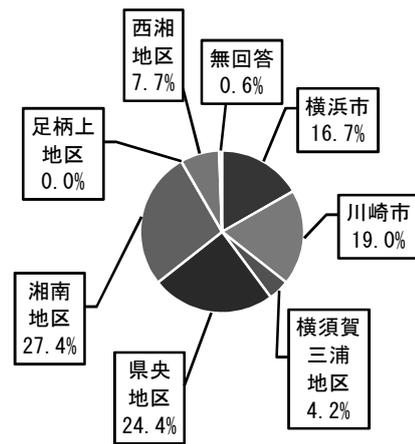
平成 24 年 4 月 1 日現在、小地域福祉活動推進組織の形態は「地区社協」が 14 市町と最も多く、このほか、地域福祉推進委員会や自治会(福祉部)などとなっており、増加傾向にある。

また、サロン等の居場所づくりについては、県域の全 30 市町村で展開されており、こちらも増加している。高齢者・障害者・子育て中の親子など主たる対象者を設定している活動があったり、ボランティア・民生委員児童委員・自治会役員等が担い手となっているなど、地域規模や行政区、自治会との関係など地域の実情に合わせて展開されている。

NPO法人の活動分野(神奈川県)



NPO法人の所在地
(神奈川県)



県「県内NPO等の協働・連携に関する調査報告書」(平成22年3月)

NPO法人の活動分野では「保健・医療・福祉の増進」に関するものが最も多く、NPO法人の所在地別では「湘南地区」「県央地区」「川崎市」の順に多い。

■本会や会員の取り組み■

- ① 本会機関紙「福祉タイムズ」にて、県民や会員に、提言の背景にある課題や取り組み事例などを伝えていく。
- ② 県と本会の共催による、市町村行政と市町村社協の地域福祉担当者会議を実施し、「地域福祉の課題」や具体的な実践、先駆的な取り組みに関する行政・社協職員の共有化を図る。
- ③ 本会で行う「市町村社協活動現況調査」を活用した取り組みを充実させるとともに、行政や関係機関への周知を図る。
- ④ 地域福祉活動計画における地区別計画づくりに向けた先駆的な取り組み状況の把握。必要性や今後の取り組みの方向性について、市町村社協部会事務局長会等において検討を行う。
- ⑤ 市町村社協の計画策定における個別支援で、重点課題として提案を行う。
- ⑥ 市町村社協部会では、社協に本来期待される役割・専門性であるコミュニティワークの重要性とその実践上の課題に対する提案を示した「社協によるコミュニティワーク実践に向けた提案集」をまとめ、職場研修等で活用できる普及版資料を作成し、活用を呼び掛けている。
(参考：20 ページ)
- ⑦ 民生委員児童委員は、いわゆる「セルフネグレクト」という状況の人や、子育て中の世帯で、近隣住民とのかかわりを持たない人等への見守り等の支援を行っている。このような状況において、民生委員児童委員部会としては、支援の中心となる専門機関（専門職）の機能が十分に発揮されない状況等について、地区民児協等での取り組み事例をもとに、地域での関係機関・団体とのネットワークづくりや、そこでの民生委員児童委員の役割について検討する。
(参考：19 ページ)
- ⑧ 保護司部会では、「社会を明るくする運動」の啓発活動等を中心に、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしている。個別相談・支援活動においては、必要に応じ、地域資源の活用を積極的に図り、更生保護活動への理解を得るよう、社協との連携について協議を行った。
- ⑨ それぞれの社会福祉施設では特色を生かした地域福祉推進の取り組みがみられる。たとえば、施設利用者の退所後の地域生活定着に向けて町内会活動へ積極的に参加したり、地域の子どもたちへの福祉体験の場をつくったり、会議室等の拠点を地域住民の活動場所として提供し、住民と施設利用者の交流を図るなどしている。
- ⑩ 大学等との連携として、市町村社協や社会福祉施設・事業所では、積極的に実習生の受け入れを行うほか、研究フィールドを提供している。
- ⑪ 当事者団体・家族会では、小・中学校や自治会・町内会等の関係機関との連携により、当事者・家族ならではの視点を生かした啓発活動等に取り組んでいる。(参考：21 ページ)

日常生活圏域における個別支援（見守り活動）の課題

—民生委員児童委員部会（第1種正会員）—

<キーワード：日常生活圏域、見守り活動、セルフネグレクト>

民生委員児童委員（以下、「委員」）がかかわる相談支援や見守り活動の生活課題等は、年々、その解決が困難な状況となってきています。また委員などによる支援を拒み、地域とのつながりがない世帯への対応も課題となっているところです。

ここでは、昨年度、本部会で報告された委員の個別支援にかかる事例や意見をご紹介します。

①ケースワーカーや地区民児協、地区社協等の関係者と連携したかかわり

公営住宅で生活保護を受給している一人暮らし高齢者の男性。委員とは、地区社協主催の一人暮らし高齢者向けのサロンで顔見知りでした。ある日、委員が男性宅を訪問すると、下痢がひどく働くこともできず、寝込んでいる状態でした。本人から「着替えがないので何とかならないか」と言われ、福祉事務所に連絡し、すぐに担当ケースワーカーが訪問しましたが、委員も何度か訪問して経過を見守りました。数ヶ月後、この男性が救急車で病院に搬送されることとなり、委員は、本人の緊急連絡先等を伝える手帳の作成時にかかわっていたことから、手帳に記載されているかかりつけ病院や服薬状況等を救急隊員に伝えました。入院後、本人の汚れた衣服や下着の交換について病院や本人から相談され、地区民児協会長に相談したところ、寄附等による下着と着替え一式がただちに届けられました。退院後の在宅生活にあたっては、要介護認定を受けケアマネジャーもかかわり、介護ベッドやポータブルトイレの設置、訪問介護の利用など今後の生活に必要なサービスの打ち合わせをし、ホームヘルパーの訪問も確認され、委員は「ほっとした」とのこと。入退院の前後を含め、居室の清掃や衛生的な着衣の確保などは委員のみでなく、地区社協関係者や近隣住民の協力を得て支援を行われました。

この事案にかかわった委員からは、「民生委員だけでは対応できないことも、地区社協での活動やボランティアなど、地域の資源を活用することで課題解決に近づくことができるのではないか」との意見が出されました。

②「セルフネグレクト」と思われる世帯へのかかわり

借家に暮らす、70歳代の父親と40歳代の未婚の息子との二人世帯。父親の収入は年金のみ。要介護度1で、食事・排泄は自立。息子は精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、障害者年金を受給しています。父親は1年以上前から物忘れが多くなり、公共料金の支払いは滞りがちになり、室内の整理整頓ができず保険証などの重要書類の分別もできない状況でした。父親は「体が動くうちは国や人の世話になりたくない」という意志が強く、介護サービスの利用も拒み続けており、以前受給していた生活保護受給も辞退しています。

地域とのかかわり合いが薄く、自分から「困った」と発信することがない世帯が今後も自宅で生活し続けるためには、地域ではどんな支援を行うべきか、課題となっています。

自身から支援を求めない、拒む世帯（人）とかがわっていく場面は、委員と近隣住民との協力と、地域包括支援センターや委員へ連絡をしてもらえるような協力者が必要となってきます。さらに、委員として個別支援を行うにあたっては、行政に協力する際の委員の立ち位置や、活動の限度を考えながら、個別支援にどこまでかかわればいいのかについて、一人ひとりの委員、民生委員児童委員協議会としても、常に課題となっているところです。

※「民生委員児童委員部会」からの提言は75ページ参照

住民主体の活動づくりに向けた社協の役割

—市町村社協部会（第1種正会員）—

＜キーワード：住民主体、地区社協、コミュニティワーク＞

ひきこもりや孤独死など社会的孤立が社会問題となっている今、本部会では、身近な地域を基盤とした住民の主体的な参加による支え合い・見守り活動の推進を重点課題に位置づけ、各種会議での情報交換や研修事業を充実するとともに、モデル地域でのコミュニティワーク実践と県域への普及を図っています。ここでは2市社協による、コミュニティワーク実践をご紹介します。

「地域診断」から始める暮らしの現場発信の活動づくり（座間市社協）

座間市社協では昨年度、本会と協力のもと、住民による地域の問題発見・解決力を高めていくために住民・専門職が協働した「地域診断」に実験的に取り組みました。方法としては、同市入谷4丁目（人口約6,300人、高齢化率約29%、地区社協なし）の「入谷4丁目サポーターズ交流会」と、市内全27の地区社協代表者による「地区社協全体研究会」を通して、「地域診断シート」を用いながら、地域の資源や情報、課題を整理し、今後の地域課題解決に向けた検討を行うものでした。

それぞれの集まりでは、生活圏域を同じくする住民同士ならではの細かな情報、人口や高齢化率といった客観的データではうかがい知ることのできない、住民気質や関係性の話題にまで議論が深まりました。こうした暮らしの実態を振り返る作業や住民間の会話が、自然と地域課題への気づきや理解、危機感や共感を促し、その後の具体的な住民活動づくりに向けた動機づけに結びついて



本部会では、平成23年度に「社協によるコミュニティワーク実践のための検討会」を立ち上げ、座間市社協をモデルとした「地域診断」に取り組んできました

きました。また、すでに地区社協のある地域においても、現在行われている住民活動の評価につながるなど、さらなる活動の展開への期待も高まっています。

地域住民と専門職が協働して行う「地域診断」は、生活実態に照らし合わせた情報や地域課題の背景に迫るものであり、住民主体の活動づくりを計画的に推進するために有効な手法です。座間市社協では、「地域診断」に基づく課題の整理や活動づくりを通して、今後の地区社協の組織化・活動の充実に生かしていく予定です。

“お互いさま”の関係づくりを進める社協の動きかけ（逗子市社協）

逗子市社協では、身近な地域での見守り・ニーズ把握・対応の仕組みづくりを推進する「地域安心生活サポート事業」を実施しています。“お互いさま”をスローガンに、誰もが自然に見守り・見守られる、助け合いの関係をめざし、住民自身による日常の声かけや見守り、ちょっとした困りごと解決の生活支援活動、生活情報の配布、サロン活動など、モデル地区での実践と全体への普及を広げています。

この見守り活動の中心を担うのが「見守りサポーター」です。モデル地区の一つ、山の根地区（約500世帯）では、見守りサポーターチーム「お互いさま山の根」を自治会内につくり、見守りが必要な人（要支援者）の日常的な見守りを行っています。そうした方々は、民生委員や自治会の持つ情報をもとに登録者を募集し、登録してもらっています。「電気はついているか」「カーテンは開け閉めしているか」など、無理のない範囲で見守りサポーターとしての活動に参加できること、自治会に「生活支援ボランティア」を置いていることもポイントです。電球交換や草むしりなど、見守りの中で拾われたニーズがあれば生活支援ボランティアにつなげることができ、見守りと支援役割の双方とも、住民活動として機能しています。

今後の課題は、見守り登録を拒否する方へのかかわりについてです。支援マップをつくって対応策を検討するなど、必要なときに見守りが行き届く体制を考え、つくっていく予定です。

※「市町村社協部会」からの提言は77ページ参照

(実践レポート3)

障害をもった人たちとの「共生」を子どもたちに伝える

— (特非) 神奈川県腎友会 (第2種正会員) —

<キーワード: 福祉意識の醸成、透析患者、災害時要援護者>

東日本大震災をきっかけに、私たちの会では「災害時に透析患者の抱える課題を知ってもらいたい」「透析患者が身近な地域に暮らしていることを知ってもらおう」と啓発事業を進める企画が持ち上がりました。たとえば大和市では、教育委員会と調整し、小学4年生と中学2年生の福祉学習に参加させてもらい、腎臓病を患い透析患者となった経緯や、日常生活の大変さについて話をしたり、手術を受けた腕を実際に触ってもらうなど、透析患者のことを子どもたちに知ってもらう取り組みを進めてきました。私たち透析患者は治療を受けなければ5日を限度として命の危機にさらされること、災害時には小・中学生の若い力でよき支援者になってほしいことなどを伝えていきます。「透析の大変さを初めて知りました。頑張ってください」など、子どもたちの感想からは、私たちの話をとても純粋に真剣に受け止めてくれていることが分かり、こちらが励まされた気持ちになります。普段の生活の中では忘れがちな、人への思いやりや命の大切さについて、身近な地域の障害者や関係者とが参画しながら、若い世代の理解を進めていくことは大切だと思います。

透析治療のために時間的な制約もありますが、仲間たちのため、社会全般として「共生」を意識した生き方を少しずつでも探っていきたいと思います。

※「(特非) 神奈川県腎友会」からの提言は86ページ参照

(実践レポート4)

防災を切り口に、身近な見守りネットワークの新たな一歩を

— 神奈川県自閉症児・者親の会連合会 (第2種正会員) —

<キーワード: 顔見知りの関係づくり、福祉避難所、発達障害、災害時要援護者>

災害時に自閉症の人たちが困ること、避難場所で協力してもらいたいことなど、自治会・町内会や地区社協の皆さんに自閉症のことを知ってもらい顔見知りの関係づくりを広げていこうと、横須賀地区では紙芝居を使った出前講座を行っています。この紙芝居は横浜市内の障害福祉関係団体等で組織した「セーフティネットプロジェクト横浜」が作成したもので、災害時に避難場所等で支援してほしいポイントや、絵・記号・写真等を使って伝える「災害用コミュニケーションボード」の使い方などを順序立てて説明することができ、とても分かりやすいと好評です。講座終了後、地域の方が「何年も見守りを続けてきた子どもから、こちらの方が『おかえり』と声をかけてもらえるようになった」というエピソードを聞かせてくださったり、これまでのつながりの中で新たな地区での講座開催のきっかけをいただくこともありました。地域の皆さんに障害について理解してもらうためだけでなく、当事者の親である私たちが地域に出向くことで、これだけたくさんの方に見守られているのだなと気づかせてもらい、温かな気持ちをもたらす場にもなっています。

災害対応については、福祉避難所の設置や防災計画の見直しなど市町村による取り組みを注視していきたいと思いますが、出前講座など、私たちの声を直接届けることのできる機会や場の紹介・調整機能について、市町村社協などの関係機関に期待したいところです。

※「神奈川県自閉症児・者親の会連合会」からの提言は87ページ参照

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	経営者部会	一般企業等が社会貢献しやすい環境整備に	国・県	51
2	更生福祉施設協議会	【再掲】神奈川県内での介護保険（適用除外施設における）の取り決め	国・県・市町村	68
3	地域生活施設協議会	日常生活圏における地域福祉の推進	国・県・市町村	70
4		【再掲】知的障害者の受診病院等の拡充	県・市町村	71
5	介護老人保健施設協議会	平成 24 年度介護報酬改定に伴う事業のあり方および地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割の明確化	国	71
6		第 5 期介護保険制度において重点課題に挙げられている「医療と介護の連携・機能分担⇒医療保険リハビリテーションから介護保険リハビリテーションへの円滑な移行」の具体策について	国・県・市町村	72
7	保護司部会	【再掲】地域における更生保護活動と福祉活動の連携の推進	県・市町村・社協・民児協・福祉施設等	76
8	市町村社協部会	地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備	国・県・市町村	77
9		④大学機関の地域貢献について	大学機関	80
10	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	町内会・自治会と連携した地域福祉活動の活性化	市町村	82
11		緊急時の通学支援体制の構築	国・県・市町村	83
12	(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	④心の居場所（寄り添う福祉）	県	91

第 2 部 政策提言

政策提言 1 多様な課題を抱える方への安定した生活基盤の確保

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 母子生活支援施設の積極的な活用
2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化
3. 障害者の住まいの場の確保・整備
4. 市町村における福祉サービスと組み合わせた住まいの確保への協力
5. 住宅セーフティネット機能の具体的な推進
6. ㊦配慮を必要とする子どもの教育環境の確保・整備
7. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

【提言内容】

項目 1. 母子生活支援施設の積極的な活用

生活困窮・DV等、重篤な課題を抱える母子世帯に、地域で安心して暮らせるよう、各種支援サービスを活用しながら自立支援を図る母子生活支援施設を積極的に活用すること。

項目 2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化

刑務所等矯正施設出所者や、余儀なくホームレスとなった人々の居住確保や生活支援のため、福祉関係者との連携を強化すること。

項目 3. 障害者の住まいの場の確保・整備

- ①障害者等の住まいの場であるグループホーム等の整備について、財源措置も含めて市町村に働きかけること。また、自立支援協議会等を活用しながら、グループホーム職員の育成・資質向上に向けた支援体制を十分に確保すること。
- ②広域・圏域調整の視点に立ち、障害特性により支援が難しい、または緊急的な支援が必要な場合に 24 時間 365 日対応できる場を確保すること。

項目 4. 市町村における福祉サービスと組み合わせた住まいの確保への協力

- ①市町村が、公営・民間住宅の空き部屋を利用するなどして、課題を抱える方に対する住まいを確保し、福祉サービスと組み合わせた支援を効果的・効率的に行えるようにすること。
- ②軽費老人ホームなど、日常生活に不安があり、家族からの援助が難しい人たちが無料または低額な料金で入所できる住まいの確保に向けた支援を行うこと。

項目 5. 住宅セーフティネット機能の具体的な推進

神奈川県住生活基本計画に示された、住宅セーフティネットとして機能する住宅の確保と供給の促進や、多様な住宅確保要配慮者への居住支援を具体的に進め、生活困窮者の生活の基盤となる居住が確保されるよう、福祉施策と住宅施策を連携させ取り組むこと。

項目 6. ㊦配慮を必要とする子どもの教育環境の確保・整備

- ①障害や疾病等により、通学時の見守り・支援を必要とする子どもへの移動支援体制の確保・整備に取り組むこと。
- ②障害や疾病等により配慮を必要とする子どもたちが、身近な地域の学校や特別支援学校に

安心・安全に就学することができるよう、学びの環境の整備、子どもたちの特性に合わせた支援体制を確保すること。

項目 7. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

- ①障害者雇用に努める企業等への官公需・民需の発注促進に向けて、取り組み状況の調査等、市町村に働きかけること。
- ②施設外就労の推進に向けて、中小・零細企業や小規模の福祉サービス事業所においても積極的に活用できるような仕組みを検討し、見直しに向けて国に働きかけること。

提言先：市町村

【提言項目】

1. 母子生活支援施設の積極的な活用
2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化
3. 障害者の住まいの場の整備
4. 福祉サービスと組み合わせた住まいの確保
5. ㊦配慮を必要とする子どもの教育環境の確保・整備
6. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

【提言内容】

項目 1. 母子生活支援施設の積極的な活用

生活困窮・DV等、重篤な課題を抱える母子世帯に、地域で安心して暮らせるよう、各種支援サービスを活用しながら自立支援を図る母子生活支援施設を積極的に活用すること。

項目 2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化

刑務所等矯正施設出所者や、余儀なくホームレスとなった人々の居住確保や生活支援のため、福祉関係者との連携を強化すること。

項目 3. 障害者の住まいの場の整備

- ①障害者等の住まいの場であるグループホーム等の整備を図ること。また、自立支援協議会等を活用しながら、グループホーム職員の育成・資質向上に向けた支援体制を十分に確保すること。
- ②障害特性により支援が難しい、または緊急的な支援が必要な場合に 24 時間 365 日対応できる場を確保すること。

項目 4. 福祉サービスと組み合わせた住まいの確保

- ①公営・民間住宅の空き部屋などを活用し、課題を抱える方に対する住まいを確保し、福祉サービスと組み合わせた支援を行っていくこと。
- ②軽費老人ホームなど、日常生活に不安があり、家族からの援助が難しい人たちが無料または低額な料金で入所できる住まいの確保・整備を進めること。

項目 5. ㊦配慮を必要とする子どもの教育環境の確保・整備

- ①障害や疾病等により配慮を必要とする子どもたちが、身近な地域の学校や特別支援学校に安心・安全に就学することができるよう、学びの環境の整備、子どもたちの特性に合わせ

た支援体制を確保すること。

②障害や疾病等により配慮を必要とする子どもたちが、身近な地域の学校や特別支援学校に就学することができるよう、必要な支援体制を確保・整備を進めること。

項目6. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

障害者雇用に努める企業等への官公需・民需の発注促進に向けて、庁内事業を見直し、具体的に取り組みを進めること。

提言先：国

【提言項目】

1. 母子生活支援施設の積極的な活用
2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化
3. 障害者グループホームの報酬単価の改善
4. 介護老人保健施設の役割の明確化
5. 福祉サービスと組み合わせた住まいの確保に向けた環境整備
6. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

【提言内容】

項目1. 母子生活支援施設の積極的な活用

生活困窮・DV等、重篤な課題を抱える母子世帯に、地域で安心して暮らせるよう、各種支援サービスを活用しながら自立支援を図る母子生活支援施設を積極的な活用を推進すること。

項目2. 住宅施策・更生保護・福祉サービスの連携強化

刑務所等矯正施設出所者や、余儀なくホームレスとなった人々の居住確保や生活支援のため、福祉関係者との連携を強化すること。

項目3. 障害者グループホームの報酬単価の改善

障害者グループホームは報酬単価が低く、世話人には専門性の高い、経験豊富な常勤職員の雇用・配置が困難であり、未経験の非常勤職員や嘱託職員による支援に頼らざるを得ないことから、実情にあった職員体制を確保できる報酬単価への見直しを検討すること。

項目4. 介護老人保健施設の役割の明確化

- ①地域包括ケアシステムの中で、介護老人保健施設の役割や位置付けが不明確であり、在宅ケアを支える中核的な拠点として機能できるよう方策等を示すこと。
- ②障害特性により支援が難しい、または緊急的な支援が必要な場合に24時間365日対応する場を市町村が確保できるよう支援策を講ずること。

項目5. 福祉サービスと組み合わせた住まいの確保に向けた環境整備

- ①既存の制度やサービスを柔軟に運用しながら、県や市町村が、多様な課題を抱える方に対する住まいを確保することができるよう環境整備を図ること。
- ②軽費老人ホームなど、日常生活に不安があり、家族からの援助が難しい人たちが無料または低額な料金で入所できる住まいの確保・整備に向けた環境整備を図ること。

項目 6. ㊦障害者雇用の促進と多様な働く場づくり

- ①障害者雇用に努める企業等への官公需・民需の発注促進に向けて、取り組み状況の調査等、都道府県・市町村に働きかけること。
- ②施設外就労の推進に向けて、中小・零細企業や小規模の福祉サービス事業所においても積極的に活用できるよう、利用者定員要件等の仕組みを見直すこと。

【提言理由】

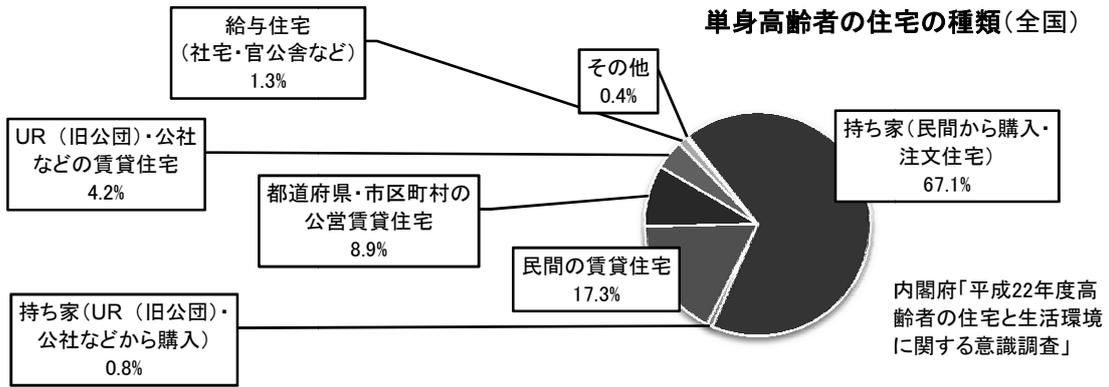
少子高齢化・核家族化の進展により高齢者のみの世帯が増加し、高齢者向けの住まいや福祉施設への住み替えニーズが顕在化してきている。地域包括ケアシステムにおいては、概ね 30 分圏内で福祉や医療のサービスが連携しながら高齢者の在宅生活を支えることを想定し、平成 23 年 10 月施行の改正高齢者住まい法にて、「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設された。また、障害者支援においても、精神障害者の社会的入院からの地域生活への移行など、地域生活の基盤となるサービスとしてグループホームに大きな期待が寄せられており、その整備・拡充にあたって、近隣住民の理解と協力を広めていく必要がある。特にグループホームは少人数体制で日常生活に密着した支援を行うため、職員の勤務は一人体制となることも多く、職員間の情報共有や研修参加が難しい状況にあり、職員育成を含めたバックアップ体制が課題である。

さらに、本年 1 月の「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」で整理されているように、離職等により安定的な住まいを失った生活困窮者も、社会的な自立に向けたサポートとともに生活の基盤となる居住の確保が必要とされ、そうした生活困窮も含めて複合的な福祉課題を抱える方々を支援している福祉施設や更生保護施設などにおいても、施設を退所して地域生活への移行をめざす上で、安心して生活できる住まいの確保が重要な課題となっている。

一方、本年 6 月に成立した「子どもの貧困対策推進法」では、低所得世帯への学習支援や奨学金の充実等、子どもの生活基盤である教育への政策が打ち出されているが、本会会員からも、家庭環境をきっかけとした不登校・学力遅滞により進学が難しい子どもや医療ニーズのある子ども、通学に見守りが必要な子どもたちへの支援課題が挙げられているところである。

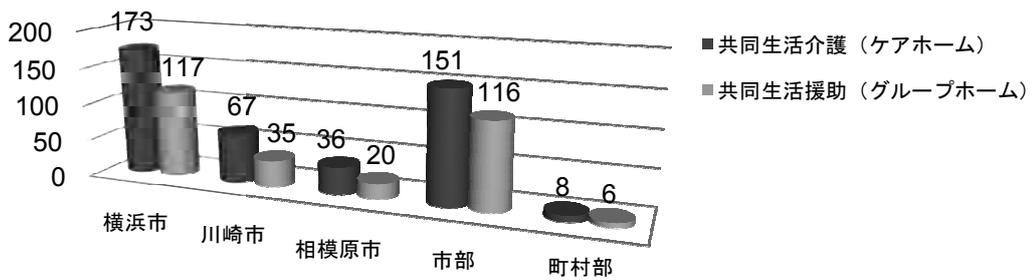
また、障害者雇用については、民間企業における雇用障害者数・実雇用率がいずれも過去最高を更新しており、本年 6 月公布の改正障害者雇用促進法では、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供（平成 28 年 4 月施行）等が定められ、今後も障害特性に応じた働く場の確保・整備や就労機会の広がりに向けた取り組みの推進が期待されている。

【関連データ】



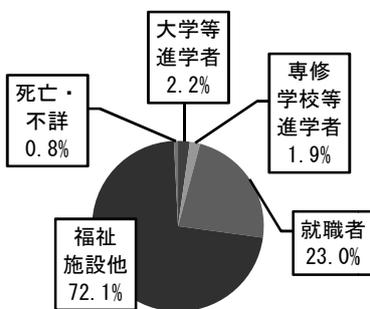
単身高齢者の住宅の種類は「持ち家」「民間の賃貸住宅」「都道府県・市区町村の公営賃貸住宅」の順に多い。

障害者グループホーム・ケアホーム設置市町村状況(平成25年8月時点) (神奈川県)

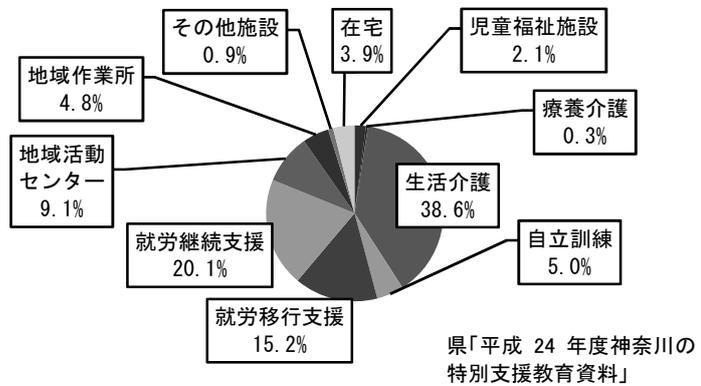


横浜市に突出して多い一方、グループホーム・ケアホームともに設置がない町村部もある。

平成23年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況 (神奈川県)

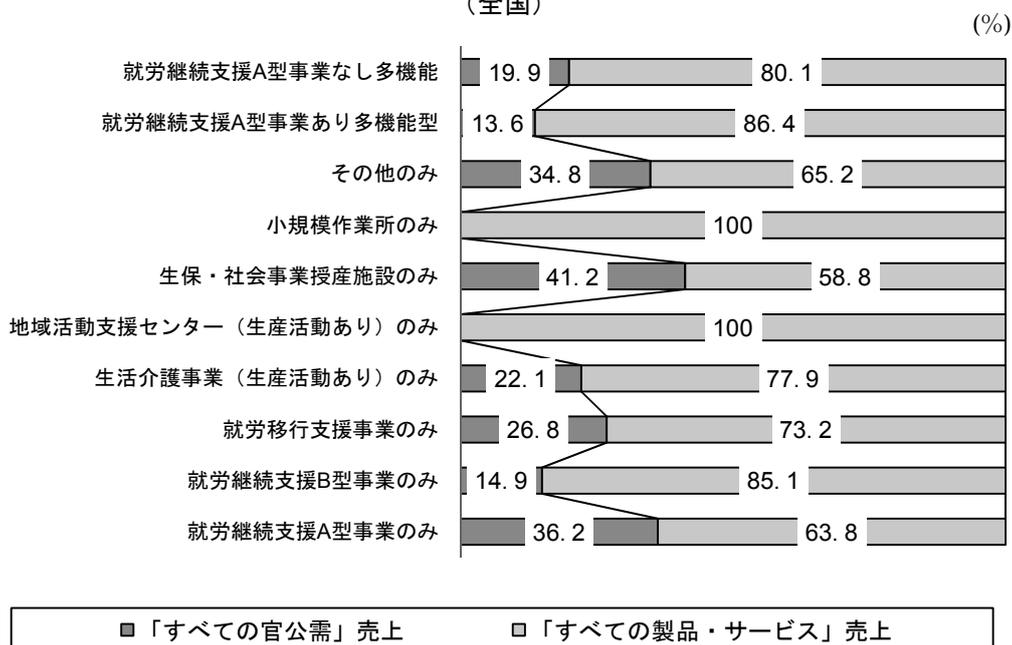


「福祉施設他」の内訳 (神奈川県)



特別支援学校高等部卒業生の進路先としては「福祉施設他」が最も多く、内訳をみると、「生活介護」「就労継続支援」「就労移行支援」の順に多くなっている。

障害者就労支援事業所の取引実績割合（平成23年4月～平成24年3月）
（全国）



全社協（厚労省障害者総合福祉推進事業）「障害者就労支援事業所への共同受注拡大に関する調査研究事業」報告書（平成25年3月）

1 施設・事業所あたり平均の「官公需取引」の全体に占める割合は19.2%にとどまる。

■ 本会や本会会員の取り組み ■

- ① 生活福祉資金貸付制度に基づき貸付を実施している。
- ② 更生福祉施設協議会では、地域生活定着支援センターと協力し、刑務所等矯正施設出所後、地域での生活を希望しながらも居所の定まらない方への居住先として、更生施設（生活保護）の利用、その前段階としてホームレス自立支援施設の利用をシステム化する取り組みを始めている。また、同センター職員に対し、更生福祉施設の見学・概要説明、情報交換を行っている。
- ③ 社会就労センター協議会では、障害者雇用を積極的に進める企業等への官公需の優先発注の状況等について、市町村へのアンケート調査を行った。広報啓発に努めるほか、県から委託を受けた共同受注窓口を設置し、障害者就労を推進している。
- ④ (公社)かながわ住まいまちづくり協会では、高齢者・障害者・外国人等の住まい探し相談に対応するとともに、不動産店や物件貸主への啓発等を行っている。社会福祉関係団体においても、その専門性を生かした取り組みが進められている。（参考：10 ページ）

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	母子生活支援施設協議会	施設の新築・増改築における建設補助基準の改定	国・県・市町村	55
2		【再掲】母子生活支援施設を、生活困窮者・DV被害者等、重篤な世帯の自立支援に積極的に活用する	国・県・市町村	56
3		【再掲】児童の学力向上を図るための機会の充実	国・県・市町村	57
4		強化型母子生活支援施設の創設	国・県・市町村	58
5	老人福祉施設協議会	㊦サービス評価構造に基づく補助金の仕組みについて	県	62
6	社会就労センター協議会	官公需の優先発注等について ①官公需の推進を図っていただきたい ②市町村における官公需および民需の発注促進 ③官公需の発注の効果的な推進について ④障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所）からの物品の調達の推進について	国・県・市町村	64
7		障害者総合支援法（施設外就労）について ①施設外就労加算の最低構成人数の引き下げ ②施設外就労報酬算定基準の緩和	国・県	65
8	更生福祉施設協議会	【再掲】更生保護活動と福祉活動との連携の推進	県・市町村・医師会	68
9		【再掲】女性保護施設での支援が必要な人がスムーズに入所できる仕組みの構築	国・県・市町村	69
10		【再掲】ホームレス施策の継続および充実	国・県・市町村・福祉関係機関	69
11	介護老人保健施設協議会	【再掲】第5期介護保険制度において重点課題に挙げられている「医療と介護の連携・機能分担⇒医療保険リハビリテーションから介護保険リハビリテーションへの円滑な移行」の具体策について	国・県・市町村	72

12	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	肢体不自由児者向けグループホームの整備	県・市町村	82
13		【再掲】緊急時の通学支援体制の構築	国・県・市町村	83
14		【再掲】県立小田原養護学校の分校を湯河原町に設置する	県・市町村	83
15		Ⓢ県立養護学校(特別支援学校)の建て替えの計画化	県	84
16		Ⓢ「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」の充実	県	84
17		Ⓢ障害者等の県営(公営)住宅の利便性の向上	県	85
18	(公社)日本てんかん協会神奈川県支部	【再掲】Ⓢてんかんのある小・中学生の通学サポート・見守り	国	87
19		Ⓢグループホーム・ケアホームへの援助強化	国・県	88
20	(特非)じんかれん	精神障害者向けグループホーム・ケアホーム(住宅・生活の場)と通所施設(日中活動の場)の整備	国・県・市町村	89
21	(特非)神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	Ⓢ交付金化をめぐる市町村格差、グループホーム運営の維持・拡充等	県	92
22	(公社)かながわ住まいまちづくり協会	【再掲】Ⓢ生活福祉資金貸付、生活保護支給の実態に合わせた運用見直し	国・県・市町村	95

政策提言 2 福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成・評価活動の推進

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. ㊦多様なニーズに対応できる質の高い専門職の確保
2. 県福祉専門職員の育成
3. 福祉事業者の人材育成の取り組みへの支援
4. 第三者評価受審のインセンティブの設定
5. 福祉・介護人材確保に向けた総合的な取り組みの推進

【提言内容】

項目 1. ㊦多様なニーズに対応できる質の高い専門職の確保

対象者のニーズや抱える問題等に適切に対応することができるよう、特に福祉施設等における看護職、在宅系サービスを支える訪問介護職・訪問看護職、急増する保育施設の保育士の人材確保が進むよう、関連団体との連携、育成に向けた取り組みを進めること。

項目 2. 県福祉専門職員の育成

県福祉関係職員（特にケースワーカー）の人材育成については、障害福祉に関する知識や担当する当事者への理解を深めるなど、自己研修を含めて実務経験を重ねて蓄積していけるよう人事異動などにおいて配慮すること。

項目 3. 福祉事業者の人材育成の取り組みへの支援

福祉サービスの質の向上につながるよう、福祉事業者の人材育成に対する取り組みを支援すること。

項目 4. 第三者評価受審のインセンティブの設定

第三者評価の受審や、それに伴うサービスの質の向上への取り組みを進めていくために、事業者へ第三者評価の受審やサービスの質の向上への取り組みに関するインセンティブを設けること。

- ①第三者評価を受審した社会福祉法人等におけるサービスの質の向上の取り組みに見合った補助金加算の導入。
- ②施設整備等の補助金審査等において、第三者評価受審の社会福祉法人等に対する上乘せ評価等の導入。

項目 5. 福祉・介護人材確保に向けた総合的な取り組みの推進

福祉・介護人材の確保に向けて、福祉・教育・商工労働（雇用）と総合的に取り組むこと。

提言先：市町村

【提言項目】

1. 市町村福祉専門職員の育成
2. 教育機関における福祉の仕事伝える機会の拡充

【提言内容】

項目1. 市町村福祉専門職員の育成

市町村行政における福祉関係職員（特にケースワーカー）の人材育成については、障害福祉に関する知識や担当する当事者への理解を深めるなど、自己研修を含めて実務経験を重ねて蓄積していけるよう人事異動などにおいて配慮すること。

項目2. 教育機関における福祉の仕事伝える機会の拡充

福祉の仕事に対する教員の理解を深めるとともに、教育機関において、児童・生徒・学生等に福祉の仕事伝える機会を増やすこと。

提言先：国

【提言項目】

1. ㊦多様なニーズに対応できる質の高い専門職の確保
2. 障害福祉施設入所支援を行う事業所の職員体制の改善
3. 教育機関における福祉の仕事伝える機会の拡充
4. 地域区分のさらなる見直し
5. 支援内容の手厚さに応じた報酬単価となるような仕組みの改善
6. 福祉・介護人材確保に向けた総合的な取り組みの推進

【提言内容】

項目1. ㊦多様なニーズに対応できる質の高い専門職の確保

対象者のニーズや抱える問題等に適切に対応することができるよう、特に福祉施設等における看護職、在宅系サービスを支える訪問介護職・訪問看護職、急増する保育施設の保育士の人材確保が進むよう、関連団体との連携、育成に向けた取り組みを進めること。

項目2. 障害福祉施設入所支援を行う事業所の職員体制の改善

施設入所支援において、起床・食事・入浴・排泄・就寝など生活場面の支援を行っているが、時に配置基準では対応できないこともあるため、利用者への適切なサービス提供となるよう、実情にあった職員体制を確保できる報酬単価への見直しを検討すること。

項目3. 教育機関における福祉の仕事伝える機会の拡充

福祉の仕事に対する教員の理解を深めるとともに、教育機関において、児童・生徒・学生等に福祉の仕事伝える機会を増やすこと。

項目4. 地域区分のさらなる見直し

介護・障害福祉サービスの報酬改定にて、地域区分が7区分に再編されたが、地域の給与

水準に見合わない区分もあるため、地域の実情にあった見直しを図ること。

項目5. 支援内容の手厚さに応じた報酬単価となるような仕組みの改善

日によって行動状況が違い、時に手厚い支援が必要な障害に対して、利用者支援において実情にあった職員体制を確保できるよう、支給決定の仕方や報酬単価の見直しを検討すること。

項目6. 福祉・介護人材確保に向けた総合的な取り組みの推進

福祉・介護人材の確保に向けて、福祉・教育・商工労働（雇用）と総合的に取り組むこと。

【提言理由】

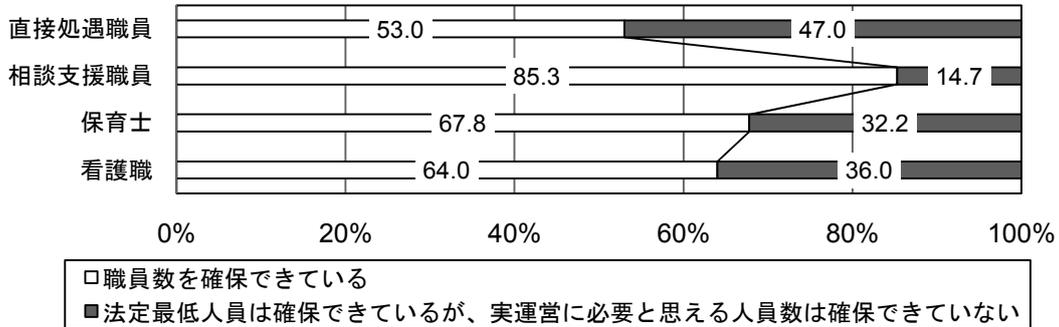
全社協「人材センター・バンク職業紹介実績報告（平成 25 年 1～3 月）」によると、福祉分野の有効求人倍率が全国平均 2.33 倍に対して、本県は 5.36 倍と最も高い状況にある。たとえば、地域包括ケアの基盤として創設された「定期巡回訪問介護看護サービス」をみると、本県では、本年 3 月末時点で 7 市 30 事業所の参入にとどまり、「看護職員の確保」「利用者が集中する時間帯の訪問体制の構築」が障壁となるとの調査結果が報告されている。平成 24 年時点の介護職員数は 149 万人に上るが、国の示す「介護・医療サービスのあるべき姿」では、2025 年に 240 万人の介護職員が必要であると推計されており、将来を見据えた福祉職場への人材の確保・定着・育成、質の向上に向けた取り組みについて、総合的な対策が求められている。本年 5 月より、県・県教育委員会・本会の協働により、県立高校生を対象とした「高校生介護職場体験促進事業」が展開されているところだが、若年層に対する働きかけの強化に対する期待は大きい。

また、本年 4 月には、厚労省の「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会」での議論を経て、介護の養成体系の見直しが行われた。介護職員に占める介護福祉士の割合の目安を当面 5 割以上とし、これまで混在していた研修や資格を「初任者研修修了者」「実務者研修修了者」「介護福祉士」「認定介護福祉士（仮称）」という段階的なステップに整理し直した。「介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるように」と進められたキャリアアップの仕組みではあるが、実際の介護現場の中で、利用者に対する質の高いサービス提供と介護人材の確保という 2 つの目的をどのように両立させていくか。支援現場に即した介護職員の支援体制づくりが急務である。

福祉サービスの評価については、昨年度から社会的養護関係施設に対して毎年の「自己評価」と、3 年に 1 度の「第三者評価」の受審・公表が新たに義務付けられた。評価基準や評価者の育成など運用上の課題を残しているが、子どもが施設を選ぶ仕組みではない措置制度等で、施設長による親権代行等の規定を与えられる公的施設として、それに見合う施設運営の質の担保が必要である。一方、本県の第三者評価受審件数の全体推移をみると、概ね増加傾向にあり、継続受審する事業者も年々増えてきている。ただし、社会福祉の諸制度が大きく変わる中で「対応に追われ受審を前向きに検討できない」「費用捻出が難しく受審に踏み切れない」といった事業者の声も上がっており、第三者評価の受審・公表に対して報酬上の評価をしたり、財政支援を行うなど、受審メリットを感じるような働きかけを進めていくことも課題である。

【関連データ】

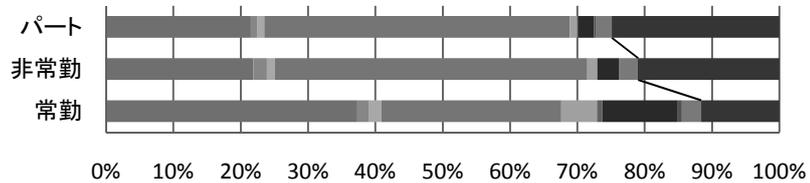
福祉施設・介護老人保健施設等の人材確保状況
(神奈川県)



本会「平成 24 年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」

直接処遇職員のおよそ半数、保育士・看護職の 3 割以上が「法定最低人員は確保できているが、実運営に必要な人員数は確保できていない」と回答している。

県内の福祉施設・介護老人保健施設等の職員の資格取得状況
(神奈川県)

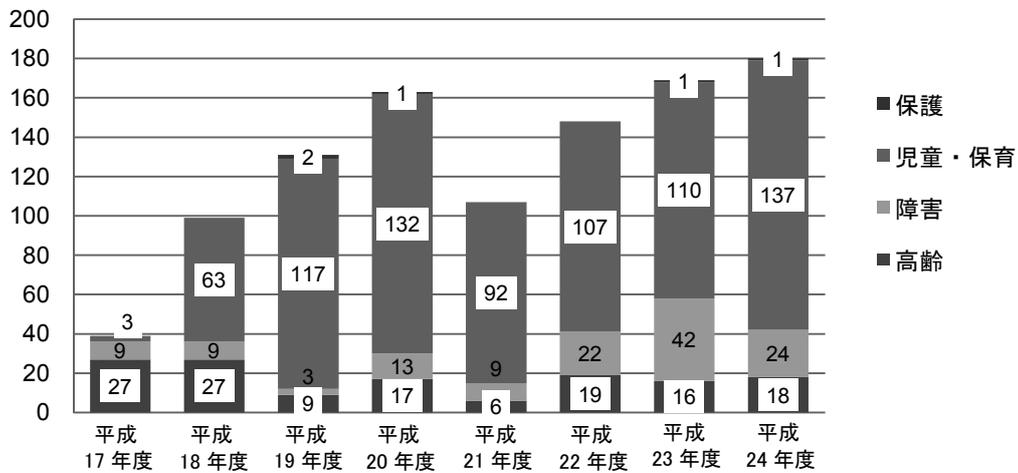


	常勤	非常勤	パート
■介護福祉士	37.3	21.9	21.5
■介護職員基礎研修修了者	1.8	2.0	1.0
■ホームヘルパー1級	1.8	1.2	1.0
■ホームヘルパー2級	26.7	46.4	45.4
■社会福祉士	5.3	1.4	1.1
■精神保健福祉士	0.8	0.1	0.1
■社会福祉主事任用	11.1	3.2	2.4
■児童指導員任用	0.7	0.1	0.2
■その他	2.9	2.7	2.4
■上記の資格をいずれも取得していない	11.6	21.0	24.9

本会「平成 24 年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」

パート職員・非常勤職員ともに「ホームヘルパー 2 級」取得者が最も多い。常勤職員では「介護福祉士」が最も多く、4 割弱を占める。福祉・介護関係資格を「いずれも取得していない」人は、非常勤・パートの 2 割以上。

福祉サービス第三者評価受審件数の推移
(神奈川県)



本会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構調べ

「児童・保育」分野の受審件数が伸びており、特に「保育所」の受審件数が多い。

■本会や会員の取り組み■

- ① 求職と求人のミスマッチを防ぐことを意識し、経営者部会、施設部会各種別協議会をはじめとする関連機関と、本会かながわ福祉人材センターが連携して福祉人材の確保に努める。特に昨年度は、(株)リクルートキャリアとの協力のもと、新たな取り組みに着手した。会員法人を対象とした出身大学等調査結果に基づき、県内大学機関との連携した就職ガイダンスを開催したり、自施設の魅力を効果的にPRするための考え方の整理や、就職相談ブースのつくり方等の具体的な手法を学ぶ研修会等を企画・実施している。
- ② 他業種からの転職者や経験の浅い求職者などに向けて、現場での体験ができるよう調整するとともに、高校生などに向けて、介護福祉士等養成校や職能団体、経営者部会、施設部会各種別協議会と協働して、福祉・介護の仕事に対する理解促進を図る。
- ③ 法人・事業所のキャリアパスに対応する研修を効果的に行う。
- ④ 福祉職場内の研修担当者を対象とした研修の開催、職場や地域における人材育成の推進を図る。
- ⑤ 施設・事業所における雇用形態や育成環境の違いなどを解消するため、身近な地域において受講できる研修の実施に向けた検討を進める。
- ⑥ 福祉サービスの第三者評価の受審促進や評価結果の分析等を通じて、優れた取り組みや課題等を整理し、情報提供することにより、福祉サービスの質の向上を図る。

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	経営者部会	訪問看護の充実	国	50
2		在宅介護（訪問介護）の充実	国	50
3		相談支援事業について	国	51
4		☉福祉・介護の分野の人材確保	国・県	52
5	母子生活支援施設協議会	【再掲】複合的な福祉課題を有する人々への支援力の強化	国・県・市町村	55
6	保育協議会	☉保育士の人材確保ならびに職員配置基準の増員	県・市町村	60
7		☉保育所と療育のさらなる交流、情報交換、施設への巡回指導、相談事業の拡大	県・市町村	61
8	老人福祉施設協議会	【再掲】介護保険制度改正に伴う地域区分の考え方について	国	61
9		☉介護保険制度改正に伴う「地域区分の見直し」について	国	62
10	障害福祉施設協議会	施設入所支援を行う事業所の職員体制の改善について	国	62
11		人材確保・育成対策について	国・県	63
12		【再掲】☉グループホームとケアホームが一元化されることについて	国・県	63
13	介護老人保健施設協議会	☉介護保険施設および居住系サービスにおけるケアマネジメントのあり方について	国・県	73
14	市町村社協部会	【再掲】☉大学機関の地域貢献について	大学機関	80
15	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	支援員の向上を図る	国・県・市町村	81
16		行政機関で福祉にかかわる職員を育成する	県・市町村	82
17		重度訪問介護にパーソナルアシスタンス制度を導入するために試行事業を行う	県	83
18	(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	☉障害者の小規模事業所の支援について	県	90

政策提言 3 自立した生活を支える権利擁護の推進

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 障害福祉サービスの相談支援体制の充実
2. 市町村成年後見利用支援制度の充実
3. 障害者グループホーム利用者の金銭管理に関するサポート体制の充実
4. ㊦苦情解決体制整備にかかる第三者委員活動の充実
5. 身近な地域での相談体制の確保に向けた市町村への働きかけ
6. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保
7. かながわ権利擁護相談センター（あしすと）への支援の充実

【提言内容】

項目 1. 障害福祉サービスの相談支援体制の充実

本人の意思を尊重しながら、必要な福祉サービスを計画的に利用できるように、サービス利用計画を策定する相談支援事業所の体制整備に向けた支援を行うこと。

項目 2. 市町村成年後見利用支援制度の充実

生活保護や年金受給者等、管理財産が多くない方であっても、身上監護面（施設入所やサービス契約等）から、成年後見等申立てをするよう求められるケースが増えているが、資力にかかわらず誰でも必要な人が成年後見等を利用することができるよう、成年後見利用支援制度の充実など必要な措置を講じること。

項目 3. 障害者グループホーム利用者の金銭管理に関するサポート体制の充実

施設・病院から地域移行してグループホームに入所したり、親族等との同居生活から自立してグループホームを利用する際、グループホームの世話人や管理者が利用者の金銭管理を行う場合の問題点の整理、バックアップ施設や後見人など関係機関による横断的な対応策について検討すること。

項目 4. ㊦苦情解決体制整備にかかる第三者委員活動の充実

福祉サービス事業者における苦情解決の仕組みの整備と、第三者委員の役割・必要性の認識のもとで、その活動が充実していくように働きかけること。

項目 5. 身近な地域での相談体制の確保に向けた市町村への働きかけ

身近な地域で相談できる体制を確保するとともに、その支援体制が構築されるよう市町村への積極的な働きかけを行うこと。

項目 6. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保

認知症高齢者の増加、障害者の地域移行等を背景とした、日常生活自立支援事業の潜在的ニーズの高まりに対し、必要としている人が利用でき、また市町村の取り組みに差が生じないよう、事業を担う社協への専門員配置の財源を確保すること。

項目 7. かながわ権利擁護相談センター（あしすと）への支援の充実

日常生活自立支援事業を含めた「かながわ権利擁護相談センター（あしすと）」への支援を充実強化し、「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を支援すること。

提言先：市町村

【提言項目】

1. 障害福祉サービスの相談支援体制の充実
2. 市町村成年後見利用支援制度の充実
3. ㊦障害者グループホーム利用者の金銭管理に関するサポート体制の充実
4. ㊦苦情解決体制整備にかかる第三者委員活動の充実
5. 地域福祉計画等への権利擁護推進センター機能の位置付け
6. 市町村権利擁護推進センター機能の構築
7. 権利擁護推進のための市町村社協の基盤整備
8. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保

【提言内容】

項目 1. 障害福祉サービスの相談支援体制の充実

本人の意思を尊重しながら、必要な福祉サービスを計画的に利用できるように、サービス利用計画を策定する相談支援事業所の体制整備を図ること。

項目 2. 市町村成年後見利用支援制度の充実

生活保護や年金受給者等、管理財産が多くない方であっても、身上監護面（施設入所やサービス契約等）から、成年後見等申立てをするよう求められるケースが増えているが、資力にかかわらず誰でも必要な人が成年後見等を利用することができるよう、成年後見利用支援制度の充実など必要な措置を講じること。

項目 3. ㊦障害者グループホーム利用者の金銭管理に関するサポート体制の充実

施設・病院から地域移行してグループホームに入所したり、親族等との同居生活から自立してグループホームを利用する際、グループホームの世話人や管理者が利用者の金銭管理を行う場合の問題点の整理、バックアップ施設や後見人など関係機関による横断的な対応策について検討すること。

項目 4. ㊦苦情解決体制整備にかかる第三者委員活動の充実

福祉サービス事業者における苦情解決の仕組みの整備と、第三者委員の役割・必要性の認識のもとで、その活動が充実していくように働きかけること。

項目 5. 地域福祉計画等への権利擁護推進センター機能の位置付け

市町村社協を軸に、権利擁護にかかわる専門相談や日常生活自立支援事業、成年後見制度等を活用した関係機関のネットワークによる「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を、地域福祉計画等で位置付けること。

項目 6. 市町村権利擁護推進センター機能の構築

福祉サービスの苦情相談、権利擁護相談、福祉サービス利用援助（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の利用相談など一体的に支援を行う、「権利擁護推進センター機能」を、市町村

社協を軸に、市町村域に構築すること。

項目 7. 権利擁護推進のための市町村社協の基盤整備

権利擁護のネットワークと身近な地域における住民主体の支え合いのネットワークについては、相互につながりを持つ必要があるため、市町村社協の基盤整備と併せて実現を図ること。

項目 8. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保

認知症高齢者の増加、障害者の地域移行等を背景とした、日常生活自立支援事業の潜在的ニーズの高まりに対し、必要としている人が利用でき、また市町村の取り組みに差が生じないように、事業を担う社協への専門員配置の財源を確保すること。

提言先：国

【提言項目】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 市町村成年後見利用支援制度の充実2. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保 |
|---|

【提言内容】

項目 1. 市町村成年後見利用支援制度の充実

生活保護や年金受給者等、管理財産が多くない方であっても、身上監護面（施設入所やサービス契約等）から、成年後見等申立てをするよう求められるケースが増えているが、資力にかかわらず誰でも必要な人が成年後見等を利用することができるよう、必要な措置を講じること。

項目 2. 日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保

認知症高齢者の増加、障害者の地域移行等を背景とした、日常生活自立支援事業の潜在的ニーズの高まりに対し、必要としている人が利用でき、また市町村の取り組みに差が生じないように、事業を担う社協への専門員配置の財源を確保すること。

【提言理由】

国では、障害者権利条約の批准に向けて、関係する法制度の集中的な改革を行うための議論を進めている。この流れを踏まえ、平成 23 年 7 月に改正障害者基本法が成立・同年 8 月に施行し、障害者虐待防止法（昨年 10 月施行）、障害者総合支援法（本年 4 月施行）、障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法（いずれも平成 28 年 4 月施行）が成立するなど、一体的な法整備が図られている。障害者総合支援法では、障害者（障害児および保護者）の意思決定に配慮するよう、新たに「意思決定支援」が明文化され、今後 3 年をめぐりに、障害者の意思決定支援のあり方や福祉サービス利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方について検討していくこととした。高齢分野においても、国は、本年度を開始年度とする「認知症政策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」を打ち出し、全市町村にて市民後見人の育成・支援組織の体制整備を進めていくことを将来目標として挙げている。本年 6 月に公表された全国調査では認知症有病者数は 439 万人、

65歳以上高齢者の有病率15%と推計されており、住み慣れた地域での在宅生活支援の充実をめざした本計画の着実な進行にかかる期待は大きい。

一方、国立のぞみの園（群馬県）による全国調査では、65歳以上の知的障害者数は全国に5万人以上と推計し、国の通知にある通り、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、利用意向を把握した上で適切に判断していく（厚労省通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日付）」）など、一人ひとりの実情に沿った支援方法の検討が必要であることを示唆している。

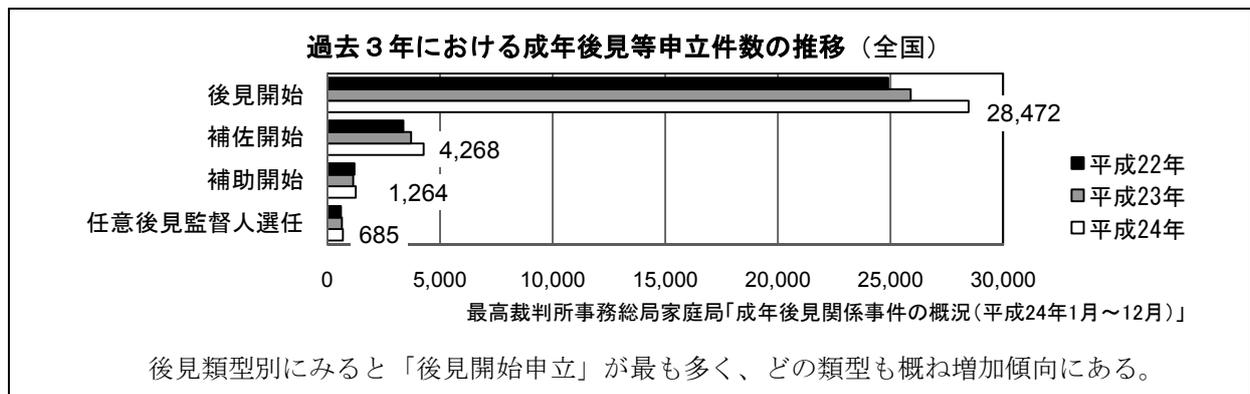
かながわ福祉サービス運営適正化委員会への苦情相談として、新設あるいは小規模な事業者において、利用者への対応が困難であることを理由に一方的に解約してしまう案件が増えてきており、委員会は、障害特性・権利擁護・契約に関する事業者の理解をより一層深めていくべき大きな課題としている。また、利用者と事業者の一对一の関係に限らず、サービス利用計画を作成する相談支援事業所等がかかわりながら、本人・家族の意向を汲み取りつつ、相談・調整を進めて必要なサービスにつなげていくことが期待される。

また、成年後見制度においては、財産管理のみならず、身上監護面（施設入所やサービス契約等）から必要とされるケースも増えており、また後見報酬を負担できない方への対応など、制度利用を進めていくにあたっては課題も多い。契約締結能力があり後見までには至らないが、判断能力の十分でない方々に対して支援する日常生活自立支援事業についてもニーズは大きく、福祉サービスの利用支援や金銭管理に関して、成年後見制度と併せて事業の充実が求められている。

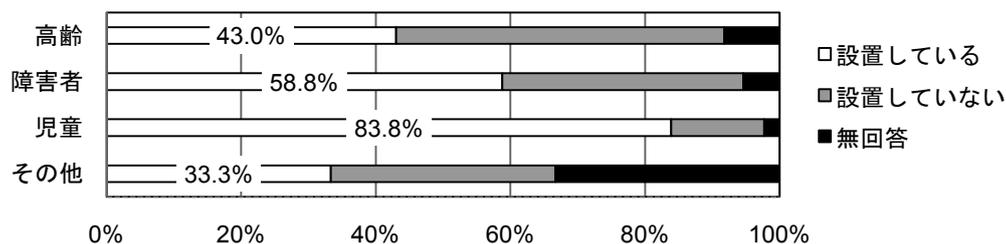
市町村域に目を向ければ、地域包括支援センターの機能強化や市町村障害者虐待防止センターの設置（平成24年10月施行）など、権利擁護相談支援体制が整備されつつあるが、権利侵害発生後だけでない予防的視点による支援、総合的・包括的な相談支援（総合相談）、専門職によるネットワークと地域住民の見守り・支え合い活動の連携・協働、高齢・障害などの分野を超えた支援など、さらなる取り組みが必要とされている。

また、日常生活自立支援事業専門員配置の財源確保については大変厳しい状況に置かれている。本会では、契約件数や訪問件数の実績に応じた委託費となるよう市町村社協への配分方法を変更したところだが、結果、町村部においては、大きいところで前年比3割減となったところもあり、潜在的ニーズの発見とその対応が望まれる一方で、柔軟な事業展開を図るための市町村社協の体制整備が課題となっている。

【関連データ】



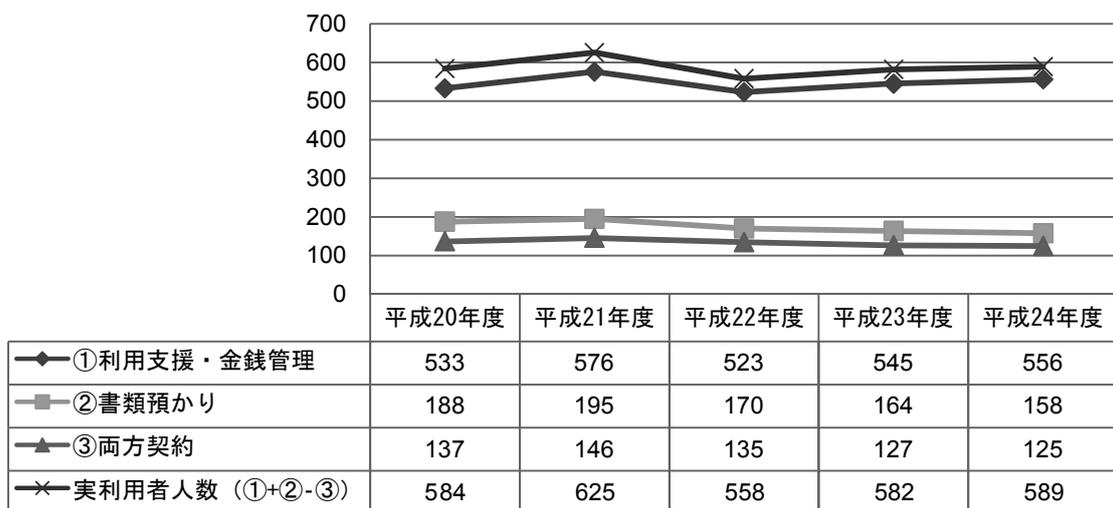
福祉施設の第三者委員設置状況（神奈川県）



かながわ福祉サービス運営適正化委員会「福祉サービス事業者における苦情解決体制整備に関するアンケート調査」(平成24年2月)

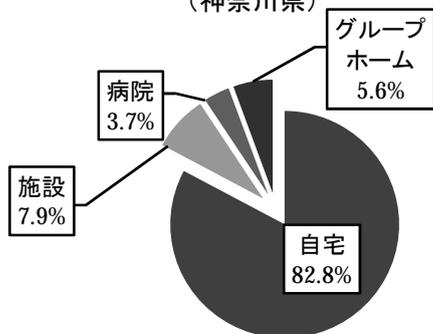
「高齢分野」の事業者では、半数以上の事業者で第三者委員が設置されていない。

日常生活自立支援事業の利用者数推移（神奈川県）



本会「平成24年度神奈川県における日常生活自立支援事業」

所在地別契約締結件数(福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス)（神奈川県）



日常生活自立支援事業の実利用者人数は横ばいとどまる。

最もニーズのある「福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス」の契約締結件数を所在地別でみると、「自宅」が最も多い。

本会「平成24年度神奈川県における日常生活自立支援事業」

■本会や会員の取り組み■

- ① かながわ権利擁護相談センター（あしすと）にて、市町村社協への巡回調査等で把握した課題に対し、同センター顧問弁護士や同契約締結審査会の助言をもとに、日常生活自立支援事業の適正な運営を図る。併せて事業を担当する職員、専門員、生活支援員および管理監督者に対して、それぞれの職種や経験年数に応じた研修カリキュラムの提供により、専門性の向上に取り組む。また、「市町村権利擁護推進センター機能」の構築とその推進に向けて、4地域との協働実践として、地域での支援困難事例の解決や障害等の分野を超えた権利擁護ネットワーク形成のための事例検討会等を展開しているほか、「市町村権利擁護推進センター機能」構築の中心主体向けの研修会等を実施し、各地域での実践を進めるための基盤づくりに取り組んでいる。
- ② 市町村成年後見制度利用支援事業の充実に向けては、県がとりまとめた市町村成年後見制度利用支援事業の実施状況等を把握し、必要に応じて情報提供等を行っている。また個別相談（後見等申立てが必要な相談事案）において同事業の活用を促したり、市町村長申立てマニュアルを作成し、制度の利用を促している。
- ③ 権利擁護関連事業をはじめとする個別支援を契機とした関係機関のネットワーク化、権利侵害等の予防・早期発見の仕組みづくりにつないでいくためのコミュニティワークをテーマに据え、取り組み事例の把握と、市町村社協役職員研修等を通じた普及啓発を行う。
- ④ 当事者・家族会では、「あんしんノート」「わたしの記録」など、本人や家族の想いをつづり、よりその人らしい意思決定支援や、理解者・協力者を広げていくための記録作成の取り組みを進めている。（参考：10ページ）
- ⑤ かながわ福祉サービス運営適正化委員会では、県と政令市に対して、障害者グループホーム等利用者の金銭管理について課題検討の場づくりを提案した。この経過を踏まえ、県関係所管課との意見交換を行っている。今後も全県的に課題共有が図られるよう、働きかけていく予定である。

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	社会就労センター協議会	<p>㊦障害者総合支援法（就労継続支援B型利用要件）について</p> <p>・就労継続支援B型利用要件である一般就労経験および就労移行支援利用の撤廃</p>	国・県	66
2	更生福祉施設協議会	<p>【再掲】救護施設入所者の他法施策の利用について</p>	国・県・市町村	70
3	市町村社協部会	<p>市民後見人の養成および支援制度の充実について</p>	国・県	78
4	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	<p>【再掲】重度訪問介護にパーソナルアシスタンス制度を導入するために試行事業を行う</p>	県	83
5	神奈川県手をつなぐ育成会	<p>㊦法制度外の生活ニーズと県育成会の取り組み</p>	県・市町村・県社協	85
6	神奈川県重症心身障害児(者)を守る会	<p>㊦「あんしんノート」について</p>	県・市町村	86
7		<p>㊦重症心身障害児（者）の生活、権利、福祉を守るために個々のケースの相談に乗り、問題解決を支援するネットワークを構築</p>	県	86
8	(特非)神奈川県障害者地域作業所連絡協議会	<p>㊦分かりやすい情報の提供</p>	県	90
9		<p>㊦自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について</p>	県・市町村	91

政策提言 4 災害時の対応の促進

提言先：神奈川県

【提言項目】

1. 福祉施設等の耐震対策への配慮
2. 市町村の取り組みへの支援

【提言内容】

項目 1. 福祉施設等の耐震対策への配慮

東日本大震災並みの地震や津波を想定し、病院・福祉施設における耐震対策や非常電源の確保、災害時備蓄が進むよう十分な配慮をすること。

項目 2. 市町村の取り組みへの支援

改正災害対策基本法を踏まえ、福祉避難所の設置や対応方法、災害時要援護者の把握や在宅障害者への救援物資提供および支援方法、避難訓練方法等、市町村での取り組みが着実に進むよう支援すること。

提言先：市町村

【提言項目】

1. 防災（避難）マニュアルの策定
2. ㊦災害救援ボランティアセンター設置・運営の明確化
3. 災害時要援護者の避難訓練等への参画
4. 福祉避難所の整備
5. 在宅で過ごす方々への支援策の検討

【提言内容】

項目 1. 防災（避難）マニュアルの策定

改正災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、実態に合わせた防災（避難）マニュアル等の早期策定と連絡体制の整備を行い、これらを住民を含め広く周知すること。

項目 2. ㊦災害救援ボランティアセンター設置・運営の明確化

災害時におけるボランティア支援が円滑にできるよう、「災害救援ボランティアセンター」の役割の明確化、同センターの設置・運営に必要な災害対策用品の備蓄等、具体的な取り組みを進めること。

項目 3. 災害時要援護者の避難訓練等への参画

災害時要援護者の避難訓練等への参画を推進すること。

項目 4. 福祉避難所の整備

障害のある方や高齢者に対する、いわゆる福祉避難所を整備するとともに、障害のある方が、一次避難所で避難生活を送らざるを得ない場合の工夫などについても検討すること。

項目 5. 在宅で過ごす方々への支援策の検討

避難所に避難することが難しい高齢者や障害者等に対する、救援物資の具体的な配布方法、支援者の派遣体制について検討すること。

提言先：国

【提言項目】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. ㊦個人情報の取り扱いに関するルール化2. 福祉施設等の耐震対策への配慮 |
|---|

【提言内容】

項目 1. ㊦個人情報の取り扱いに関するルール化

改正災害対策基本法を踏まえ、身近な地域の中での共助の基盤を進めるために、平素からの関係構築に向け、関係機関と適切に情報共有ができるよう個人情報の管理体制等に関する協定等、ルール化を推進すること。

項目 2. 福祉施設等の耐震対策への配慮

東日本大震災並みの地震や津波を想定し、病院・福祉施設における耐震対策や非常電源の確保、災害時備蓄が進むよう、十分な配慮をすること。

【提言理由】

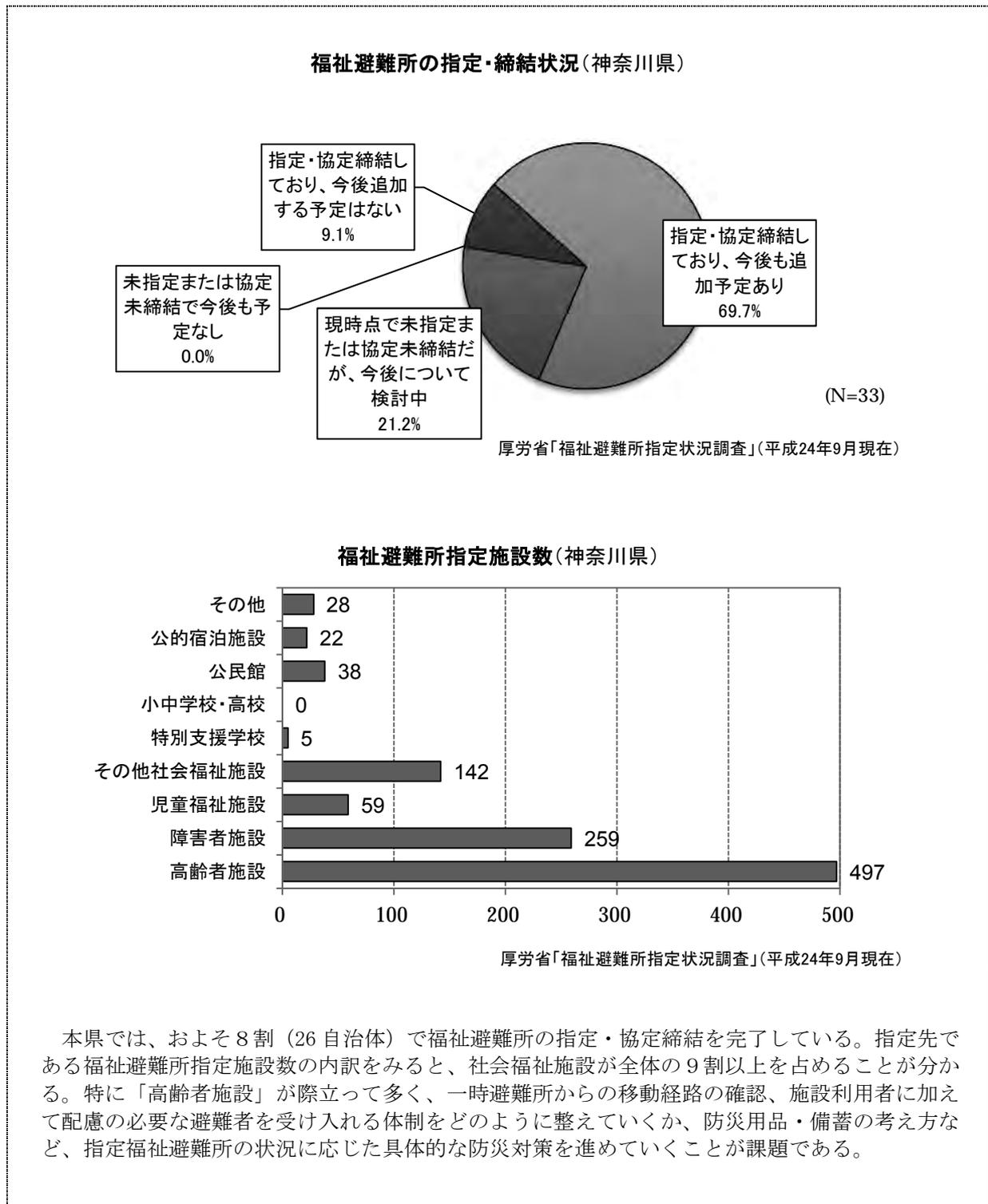
東日本大震災を経験した当事者・支援団体・行政職員等で組織する「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」では、本年 3 月に報告書をまとめ、高齢者・障害者等の災害時要援護者について、情報伝達・避難支援・避難生活などさまざまな場面での課題を伝えた。報告書では、災害対応について主体的な役割を担う市町村が平常時から防災の取り組みを進めること、市町村機能が喪失した場合を想定した県・国による応援支援体制の構築等について提言されている。

また、東日本大震災発生時に高齢者や障害者等の支援が必要な人たちの情報が地域で把握できず、的確な支援が行われなかったことなどを踏まえて、国では防災対策の全般的な見直しを図り、都道府県が広域避難に関する指示・調整を行うことができる仕組みの確立、ニーズに応じた避難所運営等について課題整理が行っている。これを受けて、本年 6 月に成立した改正災害対策基本法では、「避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児その他配慮を要する者）」の名簿作成を市町村に義務付けるとともに、災害時に備えて本人同意をあらかじめ得た上で、消防・警察・民生委員児童委員・市町村社協・自主防災組織等関係者に名簿情報を提供することができることとした。また、名簿作成のために必要な情報を役所内部で目的外利用できること、災害発生時には本人の同意がなくても関係者に名簿情報を提供できることも明記されている。

東日本大震災の教訓・課題を受けて、福祉事業所等で利用者の避難訓練や災害時要援護者の受け入れ訓練が行われるなど、災害時における対策の取り組みが広がってきている。しかし、その

一方で「周りの人の迷惑にならないか」「受け入れてもらえないのではないか」「障害についてむやみに他人に知られたくない」といった不安や、「開催日時が分からない」「参加できる内容が用意されていない」等の理由から、地域の避難訓練への参加をためらう傾向もある。本人や家族が参加しやすい環境を整え、地域の防災力を推進していくことが求められている。

【関連データ】



■本会や本会会員の取り組み■

- ① 本会では、災害時要援護者の避難生活への配慮や、当事者が主体的に訓練等に参加するために必要な工夫について、県内の当事者団体や特別支援学校、地域作業所等の取り組みをもとに事例提供者同士の意見交換を実施し、課題の共有化を図るとともに、地域で取り組みが広がるよう意見交換の内容を広く周知する。
- ② 経営者部会および施設部会では、平成 23 年に「災害支援施設職員ノウハウ研修カリキュラム策定委員会」を立ち上げ、被災地ヒアリング等に基づき、研修カリキュラムを策定した。平成 24 年度はこのカリキュラムに基づき、災害発生時の実務を学ぶ研修会を開催し、県外での災害発生時においても支援の中核となる社会福祉施設職員の育成を進めた。今後も東日本大震災以降の被災地支援や被災者支援等を学び、共通認識を図り、福祉避難所の運営や本県が被災した際に、福祉サービスを安定的に提供できるよう社会福祉施設における事業継続計画等について検討を進めていく。
- ③ 市町村社協では、災害ボランティア登録制度の運用および災害ボランティアコーディネーター養成研修や、災害時社協役職員対応マニュアルの作成およびボランティアの組織化などに取り組んでいる。

【関連する部会・協議会・連絡会からの提言】

NO	部会・協議会名	提言内容	提言先	ページ
1	市町村社協部会	<p>☉災害時対応等を視野においた行政との連携・協働に関するルール化</p> <p>①個人情報の取り扱いのルール化(国)</p> <p>②災害救援ボランティアセンター設置に関するルール化(市町村)</p>	国・市町村	79
2	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会	<p>【再掲】県立小田原養護学校の分校を湯河原町に設置する</p>	県・市町村	83
3	神奈川県自閉症児・者親の会連合会	<p>災害時における障害者支援対策について</p>	市町村・自治会・町内会	87

第3部 部会・協議会・連絡会からの提言

《経営者部会》

県内の社会福祉施設および更生保護施設を運営する民間団体をもって組織。

地域福祉における福祉推進の主導的役割と自らの経営改革を果たすため、制度等に関する情報の共有化ならびに相互の連絡調整を図るとともに、法人の理解促進、経営基盤の強化に向けた検討・協議を行う。

◇ 構成法人数（平成 25 年 9 月現在）

499 法人〔社会福祉法人 481、財団法人（一般、公益含む）13、更生保護法人他 5〕

◇ 平成 25 年度の主な取り組み

委員会・総会、各種研修会、経営課題等検討委員会、行政等との情報交換会等の開催、福祉・介護人材の確保に関する取り組み、災害対応への取り組み等

1. 訪問看護の充実

（1）提言先 国

（2）現状

在宅で生活する病気がちな介護保険利用者にとって、生活支援、身体的支援とならんで医療的視点からの看護・介護を受けられることが、安心できる在宅生活の継続の柱となる。

訪問看護は、24 時間 365 日対応する人員体制を支えるのに見合う報酬体系になっていないことから、常時人員不足となっている。また、訪問看護志望者の確保が難しいことから人材紹介業に頼ることが多く、これが高経費となりさらに経営を苦しめている。

（3）課題

- ・訪問看護に従事する看護職員の高齢化、高経費の傾向が大きい。
- ・訪問看護の厳しい勤務体制（24 時間 365 日対応）を支える労働環境の整備が必要。
- ・訪問看護を志望する看護師の補充・定着が困難となっている。

（4）提言内容

- ・労働環境、人員配置ができる体制を支える介護・医療報酬面の充実。
- ・看護教育課程での在宅医療の重要性の教育、人材育成の強化。
- ・看護職を必要とする職域への供給策の実施。

2. 在宅介護（訪問介護）の充実

（1）提言先 国

（2）現状

在宅介護の重要性がいわれる中で、在宅系サービスの中心となっている訪問介護職員に実働能力のある若手労働力が流入定着しない。

介護需要に対し、人材・労力の短時間投入体制とならざるを得ないことから訪問介護職員側からは、不定期労働・不安定収入の不満が大きい。

（3）課題

サービス需要と就労とのマッチング調整の難しさがある。

（4）提言内容

在宅介護の重要な担い手である訪問介護職員について、特に若年層の確保・定着を図る必要があり、短時間就労と固定的就労の併用ができるよう、介護サービス条件の緩和、介護報酬基準額の引き上げが期待される。

3. 神奈川県障害者福祉の役割

(1) 提言先 県

(2) 現状

事業の実施主体は主に市町村になった。そこで、神奈川県役割が見えづらくなった。またそれにともなって市町村の障害者施策にバラツキが目立つようになった。

(3) 課題

障害者の社会参加や地域移行が積極的に進められるようになってきているが、市町村の取り組みは格差が目立つようになってきている。このような現状は、障害者が住む市町村によって不公平や不平等な対応にさらされる。どこに住んでも同じようなサービスが受けられないというのは、生存権の否定につながる。

(4) 提言内容

そこで、神奈川県は、事業主体から政策提言集団となり、情報収集と分析を行い、望ましい障害者福祉のあり方の統一的な見解等を積極的に行っていただきたい。

4. 相談支援事業について

(1) 提言先 国

(2) 現状

障害福祉サービスにおいて、サービス利用計画書の作成が義務付けられる。

(3) 課題

相談支援専門員の不足。

(4) 提言内容

介護保険法上の介護支援専門員と同様、相談件数により人員増を考えてほしい。(現在、介護支援専門員の場合、一人につき 32 件程度。障害相談は、一人につき 150 件以上)

5. 一般企業等が社会貢献しやすい環境整備に

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

指定管理制度等の導入に伴い、行政の入札条件の厳しさが増してきている。

(3) 課題

厳しい経営環境の中で、社会福祉法人等社会福祉事業への寄付・寄託が困難になっており、行政による何らかの環境整備が必要である。

(4) 提言内容

適正な競争のもとで、社会福祉事業を営む法人・団体等へ十分な寄付・寄託が進むような環境整備をお願いしたい。

(5) 提言に対する取り組み

企業の社会貢献の事例を経営者部会・施設部会種別協議会の場で取り上げ、理解を深める。

6. 福祉・介護の分野の人材確保【新規】

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

依然として、人材確保の困難さは続いている。

(3) 課題

今後、経済の状況が好転してくれば、一層優秀な人材が他業界・他分野に流れていくことも想定される。

(4) 提言内容

福祉・介護の分野の社会的地位向上や、時代にマッチした経営や運営への対策支援の検討およびさらなる人材確保施策の推進をお願いしたい。

(5) 提言に対する取り組み

経営者部会に「人材に関する委員会」を立ち上げ、「福祉業界のPRと活性化」「それぞれの事業の“らしさ”、魅力を考える」をテーマに、民間企業や大学等との連携した取り組みを進めている。

《施設部会》

県内の公私の福祉施設をもって構成（会員総数 1,173 施設）。

地域福祉の推進に向け、各協議会における課題把握・解決に向けた取り組みへの支援と、種別を超えて共有すべき課題、改善を求めたい内容について会員相互の連携・協働により共有化を図るとともに、福祉施設の理解促進、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

◇ 構成施設数（平成 25 年 9 月現在）と平成 25 年度の主な取り組み

<p>① 児童福祉施設協議会 p54</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 43 施設〔乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設〕 ◇ 委員会・施設長会・研修会、児童相談所長との連絡会、地域主権戦略目標検討委員会・神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会、各種研修会等の開催
<p>② 母子生活支援施設協議会 p54</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 12 施設〔母子生活支援施設〕 ◇ 委員会・総会、母子福祉研修会、職員研究会、ロードレース大会、施設見学会等の開催
<p>③ 保育協議会 p59</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 464 施設〔保育所〕 ◇ 正副会長会議・委員会・総会、発達障害研修会等各種研修会、新任保育士激励会の開催、保育のつどい運営委員会への参画等
<p>④ 老人福祉施設協議会 p61</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 310 施設〔特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等〕 ◇ 正副会長等会議・委員会・総会、研修会、かながわ高齢者福祉研究大会開催にかかる実行委員会・担当者打合せ会等の開催
<p>⑤ 障害福祉施設協議会 p62</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 157 施設〔身体障害者更生援護施設（授産施設を除く）、知的障害者援護施設（授産施設を除く）、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者デイサービスセンター〕 ◇ 委員会・総会・企画政策委員会、実践報告会等の開催
<p>⑥ 社会就労センター協議会 p64</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 77 施設〔身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、授産施設等〕 ◇ 委員会・総会、視察研修ほか研修会等の開催、受注窓口の検討、被災地における障害者就労支援事業所の活動支援等
<p>⑦ 福祉医療施設協議会 p67</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 27 施設〔福祉医療施設〕 ◇ 委員会・総会、看護学生・看護師合同就職説明会、県との意見交換会の開催、県医療福祉施設共同組合との共同事業の実施（合同研修会、人材確保委員会への参画）等
<p>⑧ 更生福祉施設協議会 p68</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 15 施設〔更生施設、宿所提供施設、宿泊施設、婦人保護施設、婦人援護施設、更生保護施設、救護施設、家裁委託施設〕 ◇ 正副会長会議・委員会・総会、職員研修会、地域福祉を考えるセミナー（⑨との共催）、県外施設視察研修会（⑨との共催）の開催等
<p>⑨ 地域生活施設協議会 p70</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 16 施設〔児童厚生施設、隣保施設、老人福祉センター、老人憩の家、母子保健・相談施設、助産施設等〕 ◇ 正副会長会議・委員会・総会、地域福祉を考えるセミナー（⑧との共催）、県外施設視察研修会（⑧との共催）の開催等
<p>⑩ 介護老人保健施設協議会 p71</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 52 施設〔介護老人保健施設〕 ◇ 委員会・総会、研修会等の開催

児童福祉施設協議会

1. 本県の社会的養護推進計画への反映について

(1) 提言先 県・政令市・中核市

(2) 現状

社会的養護を進めていくにあたり、国は都道府県に対し、推進計画の策定を求めており、政令市・児童相談所設置市が所在する県では、県と市が連携した計画策定に留意することとなっている。県市の各所管が足並みをそろえ、公平・公正・高質な内容の計画を策定すべく協議会では「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会」を設置し、施設関係者と行政関係者による議論を展開することとなった。

(3) 課題

虐待などを背景にした措置ケース数が増加にある中、児童養護施設のケアの小規模化や施設の小規模化が挙げられており、それに見合った計画を策定する必要がある。また、社会的養護の推進には、すべてのこども・家庭を支援するシステムの構築も必要であるため、検討会において5県市（県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）が共通したコンセプトを持った上で、将来的には国に働きかけをしていきたい。

(4) 提言内容

検討会で議論した内容と基本コンセプトを5県市が順守した上で、社会的養護の将来像を進めるための推進計画の策定に努めてもらいたい。

(5) 提言内容に関連する取り組み

「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会」を児童福祉施設協議会内に昨年5月に設置した。

母子生活支援施設協議会

1. 被虐待児受入加算の期間制限の撤廃とDV被害者受入加算の新設

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

母子生活支援施設においては、福祉事務所による母子保護の実施理由が夫等からの暴力である世帯の受け入れに応じて、当該世帯入所後1年間、被虐待児受入加算が行われている。

被虐待児受入加算に関して、同じ社会的養護を担う乳児院や児童養護施設においては、こうした国の加算に対して、県・市の単独加算として加算期間を延長している実態がある。

(3) 課題

被虐待児受入加算に関しては、財源を暫定定員の設定基準を83%から90%に引き上げることで捻出している兼ね合いから、入所後1年間に限定されている。

しかし、当該世帯の課題は1年間で解決することは困難である。

(4) 提言内容

被虐待児受入加算に関しては、期間限定を撤廃していただきたい。財政上、期間限定を撤廃することが無理であっても、乳児院や児童養護施設同等の加算延長をお願いする。

2. 複合的な福祉課題を有する人々への支援力の強化

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

母子生活支援施設には、DV被害者であり精神障害や知的障害がある方、外国につながる母子、ひきこもり児童など、複合的な福祉課題をもつ利用者が少なからずいる。就労できない人の日中の過ごし方が自立につながらず、頹廢的であり、介入が難しい。これに対して、障害のある親等処遇が困難な母子に対する支援を実施するために、平成25年度より特別生活指導費加算職員を複数名の配置が可能になった。

(3) 課題

- ①メンタルな課題や、人格障害のある利用者の自立のめどが立たない。
- ②受診、就労準備、裁判等同伴等、職員の負荷は増大している。
- ③子ども集団や障害児、DV被害の子どもの育ちを強力に支援する必要がある。
- ④母親の育ちなおしと次世代育成を強力にする必要がある。

(4) 提言内容

- ①さらなる職員配置の増員をお願いする。
- ②特別指導費加算に関しては、加算の趣旨から考えると能力の高い常勤の母子支援員を配置する必要があるので、非常勤職員を複数名配置する手法と、それに代わって常勤職員が配置できるよう、柔軟な運用を認めていただきたい。

3. 市から県への移管措置の協力体制整備と費用負担

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

市から県および他都道府県へ移管措置が行われる場合、措置費や補助金の負担を市が負うことになっている。

(3) 課題

市の予算上の問題からスムーズな移管措置に結びつかない。県域および県外への移管が市の財政を圧迫するため、待機世帯が増加する。待機期間が長くなることは、世帯にとって不安と不安定が増し、支援に支障をきたす。国が費用を負担することはできないのであろうか。

(4) 提言内容

市内発生 of 待機世帯が増加し、待機期間が長くなり、世帯の支援方針も見通しがつかず、立てにくくなっている。県内および県外への受け入れがスムーズに可能となれば、待機の増加と長期間化を解消できる。そのためには移管時の費用負担の問題が壁となっているので国の費用負担を提案する。

4. 施設の新築・増改築における建設補助基準の改定

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

平成 23 年 6 月 17 日施行の改正児童福祉法に基づき、児童福祉施設最低基準の一部改正が行われた。母子生活支援施設における主な改正内容としては、居室面積の下限の引き上げ、相談室の設置が挙げられている。

(3) 課題

児童福祉施設最低基準が改正されたことにより、施設を新設・増改築する際には、建設費用は上昇することになるが、補助基準は従前のまま見直されていない。

(4) 提言内容

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、施設の新設・増改築における建設補助基準も見直していただきたい。

5. 母子生活支援施設を、生活困窮者・DV被害者等、重篤な世帯の自立支援に積極的に活用する

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

児童福祉法が制定された当時の「自立」の通念は、「経済的な自立」だったが、今日の「自立」の通念は、「地域社会資源を活用して地域生活が営める」ように変化した。

しかし、母子生活支援施設への措置機関である福祉事務所の中には、母子生活支援施設が、児童福祉法において、「自立の促進のためにその生活を支援」する施設と明記されていることを根拠に、利用期間中に「自立が見込めない」であろうDV被害世帯や生活困窮世帯の入所に消極的なところがある。

(3) 課題

文科省の平成 24 年 5 月 1 日現在の調査では、小中学校の居所不明児が 1,491 人にも上り、DV被害世帯の救済のために、母子生活支援施設のような、生活まごを支援できる仕組みの充実が求められている。厚労省の「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会審議会」においても、要支援児童の世帯のケアに母子生活支援施設の活用が明記されている。

今日の障害者福祉が、地域社会が障害者を排除しないように多大な配慮をしているのに対して、DV被害世帯や生活困窮世帯は、外見上その世帯の課題が見え難く、児童虐待等でかなり深刻な状況になってから、もっと早い段階で支援していればと後悔する事例が増えている。

(4) 提言内容

措置機関である福祉事務所においては、自立支援計画に則った支援を展開できる「母子生活支援施設」を積極的に活用して、地域で各種支援サービスを活用しながら、生活できるように支援した後に、地域での見守りに移行する方が、いきなり地域で見守るよりも効果的な自立支援が期待できる。

神奈川県においては、平和台住宅（藤沢市）、花水台ハイツ（平塚市）、がそれぞれ暫定定員になっている他、平成 25 年度中に横須賀グリーンハイム（横須賀市）が廃止される。しかし、近隣である横浜市の状況から鑑みて、上記地域においても利用ニーズは高いことが予測されるので、当該母子生活支援施設の積極的な活用を検討していただきたい。

6. 母子生活支援施設の利用世帯に対して、児童相談所・福祉事務所が積極的に連携する

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

児童相談所・福祉事務所においては、既に母子生活支援施設と連携をして、母子生活支援施設の利用世帯を多面的に支援する仕組みを活用している地域もある。また、重篤なケースに限り、関係機関として児童相談所や福祉事務所の担当職員が参加している地域もある。

しかし、地域のハイリスクな児童や世帯の支援に忙殺されて、母子生活支援施設に入所している世帯にまでは時間が割けないという児童相談所・福祉事務所も少なくない。

(3) 課題

今日、母子生活支援施設を利用する世帯の中には、DV被害世帯や児童虐待、生活困窮等の重篤な課題を抱えた世帯は少なくない。一方、母子生活支援施設は、利用者である母子世帯の母親が利用申し込みを行って入所する制度となっているため、退所時においても地域生活を営む上での課題がすべて解決していない世帯も多く、要保護児童の予備軍も少なくない。

(4) 提言内容

虐待リスクのある母子世帯に対しては、入所当初より児童相談所・福祉事務所を交えたカンファレンスを定期的に行う等で、退所後を見据えた母子生活支援施設の活用を義務付けてほしい。

※当該世帯を母子生活支援施設だけで支援することは難しく、母子分離のリスクも高い。また、児童相談所・福祉事務所としても、退所後に新規ケースとして持ち上がるより、世帯の状況把握や支援の選択肢が広く、負担軽減が図れる。

7. 児童の学力向上を図るための機会の充実

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

ひとり親世帯、とりわけ母子家庭の生活保護受給世帯では、養育者の経済的事情によって、当該世帯の子どもは高等教育を受け難い状況にある。また、親のアルコール依存や精神疾患、DV等が起因で不登校となり、その結果学力遅滞等により進学が困難な子どももいる。さらに、養育者自身が低学歴であったり、就労等で子どもの勉強を見ることができず、学習の場が限られて、高等教育の場に進学できない子どももいる。

(3) 課題

貧困の世代間連鎖を断ち切るには、最低限高校へ進学させ、願わくは専門学校や短大・大学を卒業し、就労機会の確保や学習意欲の向上・達成感・自己肯定感を養うことが望まれる。そのため、高等教育を受ける機会を保障することはもとより、安心して学力を身に付けられる環境の確立が社会的養護を担う上で、必要不可欠となっている。同様な背景を抱えていた児童養護施設においては、塾通いを支援することで高校進学率を伸ばし、その後の自立を促すことを目的として、平成21年度より施設で暮らす中学生が学習塾に通う費用を国と自治体で全額負担する制度が始まっている。しかし、貧困率の高い母子生活支援施設の入所児童に関しては、平成25年度現在も、そうした支援策はなく、世代間の後天的な負の連鎖を容認している。

(4) 提言内容

高等教育を受ける機会を保障するために児童養護施設と同様な就学援助制度および進学のための環境の整えとして、学習ボランティアや塾通い等のために、『学習支援金の創設』をお願いする。なお、本支援金に関しては、本目的に充てられるよう、親への現金支給ではなく、学習支援事業を行っている施設や塾等に支給していただきたい。

8. 強化型母子生活支援施設の創設

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

①入所児童の低学力化・不登校傾向

母子生活支援施設の入所児童の中には、学力が低い者が少なくない。個別支援級などに通っている者も多いが、こうした背景には、幼児期からの不安定な生活環境と不適切な養育による集中力や忍耐力の不足がある。したがって、学童期になって学習の場が提供されても、学習習慣の獲得が難しく、落ちこぼれていく者が多い。その上、母親に学習の重要性についての認識が低いことや、母親の障害等で基本的な日常生活が営めないことから、登校時間が守れなかったり、学校で必要なものが用意されず、登校がスムーズにできなくなり、不登校が始まるケースもある。

②入所世帯の生活力低下の世代間連鎖

今日、母子生活支援施設を利用する母親には、育ちの問題や疾病、障害等が原因で、母親自身の生活力が低い者も少なくない。その中で育つ児童は、母親の限界の中で育ち、母親と同じような生活しか知らず、世代間連鎖が起こっている。

(3) 課題

以上の現状においても母子で生活することによる愛着形成は育まれており、母子を分離せず、生活力や学力が不足した母の元にあっても、母親の不足している養育力を補完して、世代間連鎖を断ち切る支援体制が求められる。しかし、こうした支援は、時として支援者への依存を強化してしまい、本来持っている自立の潜在能力を低下してしまう恐れもあり、現在母子生活支援施設を利用しているすべての利用者に適用することは望ましくない。

(4) 提言内容

母子でのプライベートな部分と共同で生活を学ぶ部分を有し、母子世帯で利用するグループホーム（母子の養護施設的なもの）を新設する。これにより、親と一緒にいる安心感をもたせながらも、親が示せない部分を職員が教えることができるようにする。

本施設では、現状の母子生活支援施設に対して、以下のようなかかわりを強化する。

①入所児童の低学力化・不登校傾向

A. 個別的な幼児教育に徹する。モンテッソーリ教育やプレイセラピーの導入

モンテッソーリ教育とは2歳半から行える教育で、特殊な教具を用いた作業で児童の興味を引き出し、集中して行うことから、逸脱行動を修正するものである。生活、感覚、数、言語、地理の領域があり、効果がある。

B. 学童の個別的な学習習慣の徹底

学習について親の責任を尊重しつつも、「施設内での学習は義務である」ことを母親にも

児童にも徹底する。

②入所世帯の生活力低下の世代間連鎖

たとえ母親ができなくても、子どもは衣食住が確保できるようにするためには、生活のスキルを身に付けさせる必要がある。料理教室、交通機関の利用方法、買い物・お金の使い方・礼儀・清潔・対人関係の取り方、遊び等である。母親以外の大人のモデル、暴力を振るわなない男性のモデルも必要である。これらは、職員との密度の濃い交わりから学ぶことを可能とする。

上記支援は、これまでの母子生活支援施設の配置基準で具現化することが難しい。また、こうした支援を要する利用世帯が10～30世帯も施設に存すると、世帯間で負の連鎖を引き起こすリスクもある。そこで、小世帯（5世帯位）での新たな小規模な強化型母子生活支援施設を新設することを要望する。

保育協議会

1. 保育環境の充実【新規】

(1) 提言先 国

(2) 現状

国による規制改革委員会で、待機児童解消策として、規制緩和による量的拡大の推進の動きがある。

(3) 課題

上記現状の中にあって、規制改革委員会では、保育所の基準の見直しが議論されたが、保護者からは、その手法による解決を望んでいないという声がある。児童福祉法の最低基準は諸外国に比べても著しく低く子どもの育つ環境として改善が必要と考えている。このようなことから、これ以上の規制緩和は必要がないと思われる。

(4) 提言内容

内閣府所管の子ども・子育て会議により、改正認定こども園法が制定され、その後、政省令が出されることと思うが、保育所や認定こども園において従うべき基準の切り下げや参酌基準への移行が起きないようにしていただきたい。

2. 子ども・子育てのための県保育行政の充実【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

子ども・子育て会議の進捗状況では、県の役割が不明確となっているが、県としてのめざすべき保育行政の方向が見えていない。

(3) 課題

新法によれば、国の子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定することになっている。その基本指針の中で、都

道府県・市町村が子ども・子育て支援事業を計画する際の必須記載事項を定めているが、都道府県・市町村とも同様の内容になっており、双方の役割が明確になっていない。本県のすべての子どもたちの最善の利益の確保を実現するため、広域自治体としての責任・責務を明確に位置付け、県が主軸となり、県ならびに市町村、さらには事業実施主体それぞれの役割を明確にする必要がある。

(4) 提言内容

国の具体的方向性が示された時点で、早急に県の立場や役割を明確化していただきたい。なお、明確化するにあたり、現実にあった施策を展開するために、保育関係者の意見を取り入れ、児童福祉の視点が守られる仕組みづくりをしていただきたい。また、子ども・子育て支援において、市町村格差が起きないようにしていただきたい。

3. 保育士の人材確保ならびに職員配置基準の増員【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

現在、保育士の質の向上が課題と言われており、各保育園においても資質向上のために施設内研修をはじめ、さまざまな外部機関等への研修の出席など、日々研鑽に努めている。一方、保護者の就労形態は変化に富み、朝・夕にお預かりする児童や、保育に難しい児童が増えており、きめ細やかな対応が必要となっている。このように、現状の基準では質と量のバランスが崩れており、厳しい状況となっている。

(3) 課題

些細な積み重ねではあるが、現状で述べた状況により、保育士はゆとりがない日々の業務に追われている。また、このようなことから、新卒の若年保育士が2・3年で燃え尽き、退職してしまう等の悪循環が起き、個々の保育園における人材確保の対応では補えない状況となっている。保育人材の推進を図るには、養成校などの関係機関も巻き込み、一体的な保育施策とすべく、かながわの保育サービスの質の向上と、量の拡充につながる取り組みが重要になってくるのではないかと。

(4) 提言内容

保育人材の確保や専門性等資質の向上のために、各保育園や養成校、その他の関係機関と連携を図り、本県の保育人材確保の施策方策と具体的な取り組みを実施することにより、安定的な確保に努めていただきたい。

4. 保育所併設型の病児・病後児預かり施設の増設【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

子育てに自信のない保護者の中には、子どもがいざ疾患を患うと、先が分からず不安になり、看病の仕方、病気時の食事メニューも分からず、中には子どもが病気になってしまったことへの罪悪感を持ってしまう方もいる。また、ネグレクトなどの問題を持つ家庭においては保護者自身が疾病状態にある子どもにあたってしまう現状もある。また、家庭内のさまざまな事情で働かざるを得ないといった状況にある中、子どもが体調を崩してしまうことは、

保護者にとって、子育てのストレスにもつながっている。

(3) 課題

子どもの体調を理由に仕事を休みたくとも、まだまだ就労先の理解が乏しい状況にある中、そのことから仕事のスケジュールが立てなくなることを極端に嫌う保護者も増えている。保育園がそれらを軽減することは、保育園に求められている役割の一つでもあり、それが保護者の社会的立場のフォローにもつながっており、親子の良好な関係を維持することになる。

(4) 提言内容

子育て中のすべての保護者を支援するための機能として、保育園を利用しない保護者も含め、病児・病後児の一時預かりの場の提供を検討していただきたい。

5. 保育所と療育のさらなる交流、情報交換、施設への巡回指導、相談事業の拡大【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

保育所では、明確に診断されていない心身の発達に課題のある児童が増えている。

(3) 課題

明確に診断されていないが心身の発達に課題のある児童に対し、保育士はどのような対応と保育を行っていくべきなのか。また保護者がその状態を認識していないときの働きかけ(園医の説明なども拒む現状)や、保育園卒園後の小学校への申し送り、事情による転園などによる情報の寸断などの課題から、保育園での保育の行き詰まりとなっている。

(4) 提言内容

保育所として、このような児童に対する十分な理解を得るために、療育機関と保育所のさらなる交流や情報交換を行い連携を深めていくことはもちろんだが、施設巡回指導などの機会に、保育所・保育士に対する技術支援や保護者に対する総合的な相談事業を拡大していただきたい。

老人福祉施設協議会

1. 介護保険制度改正に伴う地域区分の考え方について

(1) 提言先 国

(2) 現状

平成 24 年度 4 月の介護報酬の改定により、国家公務員地域手当の地域区分改定に併せ、従来の 5 区分から、今までの特甲地を 3 つに分割して、7 区分に改定された。しかしながら、結果的に県内では小田原市・三浦市の報酬単価が下がるなど、地域区分による格差是正につながっていない。

(3) 課題

地域区分での調整目的である人件費等が適正に反映されているとは言えない状況である。継続的に賃金水準を調査し、あらゆる角度からのアプローチを行うこと。

(4) 提言内容

地域賃金水準に見合った介護報酬をめざし、地域区分については労働者賃金による地域格差、都道府県ごとの最低賃金、諸物価の地域格差を基本とし、都道府県を単位とした介護報酬単価を定めるなど、実態に即した見直しの準備を進めること。

2. 介護保険制度改正に伴う「地域区分の見直し」について【新規】

(1) 提言先 国

(2) 現状

介護報酬においては、人件費相当部分のみ地域差が設定されており、特別養護老人ホーム等の人件費割合は45%に設定されている。

(3) 課題

独立行政法人福祉医療機構による特別養護老人ホームの経営分析参考指標(平成23年度決算分)によれば、特養の人件費率は、従来型で61.3%、個室ユニット型で57.8%、一部個室ユニット型で61.0%となっており、45%とはかけ離れている現状となっている。

(4) 提言内容

人件費割合45%という設定の見直しをお願いしたい。

3. サービス評価構造に基づく補助金の仕組みについて【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

軽費老人ホームの運営には、サービス提供費補助金、社会福祉施設運営費補助金はサービス提供上欠かせない財源である。

(3) 課題

平成27年度に向けて廃止ないし大幅な削減が検討される可能性がある。

(4) 提言内容

社会的保護を必要とする人々を受け入れる中核施設に対する補助金について、サービス評価構造に基づく仕組みを検討いただきたい。

障害福祉施設協議会

1. 施設入所支援を行う事業所の職員体制の改善について

(1) 提言先 国

(2) 現状

施設入所支援では、起床介助、食事、入浴、排泄、就寝介助など生活のすべての場面で、変則的体制で人員を確保し対応していく必要があり、人材不足は特に深刻である。

(3) 課題

施設入所支援の実情への理解と、実情にあった職員体制が確保できるような報酬単価への見直し。

(4) 提言内容

1日の数時間にすべての人員配置を行う事業所とは異なり、施設入所支援では、24時間のさまざまな生活場面の支援を行っており、ときに配置基準である1.7:1や2:1では対応できず、もっと手厚い支援の必要性が出てくる。そのような状況を理解し、実情にあった利用者の安全・安心に寄与する職員体制を確保できる報酬単価への見直しをしていただきたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

本協議会においても、各委員の施設の状況を持ち寄り、情報交換を図っている。

2. 人材確保・育成対策について

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

従来の福祉系の大学・専門学校の学生は減少傾向にあり、現状で資格を持たない方（福祉系学科卒業生以外）を採用し、OJT等で育成している施設もある。

高齢者施設に比べ、障害児（者）施設の介護業務が一般に十分周知されていない。また、大学新卒者などは、大学自体が福祉の職に就くことを勧めない・家族に反対される等の理由もあり、福祉業界への就職を避ける傾向がある。これにより、ますます障害児（者）施設の職員確保が困難な状況になっている。

介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の講座開催についてハローワークとの協力関係にある障害児（者）施設もあるが、研修カリキュラムを見ると「老化の理解」「認知症の理解」が併せて12時間であるのに対し、「障害の理解」は3時間と、高齢者介護を前提とした内容となっており障害者介護の優先順位の低さが感じられる。

(3) 課題

障害福祉施設の介護の専門的理解の浸透と、人材確保が課題。

(4) 提言内容

グループホームの世話人などを含め、無資格・未経験で職員となられる方も多くいる実態の中で、人権や障害特性への基本的理解や、将来展望を持てるような雇用環境など総合的な人材確保・育成対策について検討していただきたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

毎年2月に実施している「実践報告会」において本協議会以外の部会・協議会にも参加を呼びかけ、入所者の高齢化に伴う支援のあり方や日中活動支援、働くことの支援など、さまざまな施設の取り組みを紹介し、PRに努めている。学生にとっても障害児（者）施設が就職先の候補となるよう、この「報告会」を、たとえば福祉の専門学校や養成校等に周知していくことも検討している。

3. グループホームとケアホームが一元化されることについて【新規】

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

グループホームとケアホームでは、行っている支援の内容・質等に差がある。

(3) 課題

特にケアホームで行ってきた重度の利用者への支援が、グループホームと一元化されるこ

とによって質的・量的に低下するようなことがあってはならない。

このため十分な資質を備えた職員を継続的に確保することは欠かせないことであり、単純に報酬をグループホームの単価に統一することは危ぶまれる。

近年、全国のグループホーム内で発生している障害者へのさまざまな権利侵害は、職員の障害者への理解の不十分さ、専門性の低さにも起因していると考えられる。

(4) 提言内容

①グループホームとケアホームが一元化されても、ケアの内容に応じた報酬単価を定めるなど適切な対応をお願いしたい。また、専門性が高く、継続的な支援が期待できるのはやはり常勤職員であるといえるので、常勤職員が複数配置できるような報酬単価の設定を期待したい。

②非常勤など雇用期間に定めのある職員にサービス提供を頼らなければならない状況がある今日、常勤職員も含め、ホーム職員に特化した研修体制を整えていただきたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

本協議会においても、この一元化によって利用者に不利益が生じないように、会員同士が各施設における工夫などの情報交換を行い、施設運営に生かしている。

社会就労センター協議会

1. 官公需の優先発注等について

①官公需の推進を図っていただきたい

②市町村における官公需および民需の発注促進

③官公需の発注の効果的な推進について

④障害者就労施設等（障害福祉サービス事業所）からの物品の調達の推進について

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

- ・県立・市立の病院、行政機関、学校等に食品の販売や注文等の営業に何うものの、既存業者と取引をしていることを理由に断られる。また、官公需発注促進の説明をしても、知らない担当者が多い。
- ・市町村官公需の発注促進は、担当課の意識のみに任されている。
- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が、平成 25 年 4 月 1 日に施行された。
- ・地方自治法施行令の改正（平成 16 年 11 月 8 日付）一同施行令等の改正に伴う留意事項について一厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長等通知
- ・県の官公需発注促進は、「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱（平成 11 年 7 月 16 日付、以後数回改正）《神奈川県財務規制の規定に基づく随意契約の適用関係》」に基づき実施されている。
- ・平成 25 年度神奈川工賃向上支援事業で、共同受注窓口の設置が決定。

(3) 課題

- ・障害福祉サービス事業所等への官公需の優先発注推進については、ここ数年強く叫ばれているものの、あまり進展していない現状がある。また、各機関に障害福祉サービス事業所への官公需の優先発注に関して、発注担当部署の認識が薄い。
- ・市町村担当課に官公需の積極的な発注を要請しても、現実的にその取り組みの浮沈は、担当課責任者の考え方や積極性によって左右されるところが大きく、進展を見ることは困難。
- ・行政（県・市町村）においては、障害福祉課等の限られた部署での発注にとどまっている。また、製品の完成度への十分な認識がない。
- ・「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱」は、今年度県から共同受注窓口として委託を受けた法人が対象外となっていることや対象物品等の定義・随意契約可能な取引金額設定等の課題が多い。

（４）提言内容

- ・市営・県営の施設・学校・保育園や行政機関等での販売の機会を設けていただきたい。また、学校給食等でパンの受注等を進めていただきたい。
- ・各市町村に対し、全部署および市町村内企業への障害福祉サービス事業所等への優先発注推進に関するアンケート実施を義務付け、業務発注の掘り起こしの契機とするとともに、窓口となる組織、団体との定期的な協議の場を設けるよう指導いただきたい。
- ・県から市町村に対して、地域の障害福祉サービス事業所等への発注を促進するために、「働きかけ」にとどまらず「一定の指導、助言」を行うとともに、製品等の認識を増すための広報等を行っていただきたい。
- ・「障害者の雇用に努める企業等からの物品等調達に関する要綱」で、①対象物品は、製作かつ販売する物品と定めていること、②取引金額は250万円以下の場合のみと定められているが、障害福祉サービス事業所が製作しなくとも、利用者が常態的に直接関与する物品等に拡大するとともに、随意契約の上限額である250万円を撤廃または弾力的な運用（単価契約であれば上限額を定めない）が可能な要綱に改正いただきたい。
- ・物品の購入や印刷・クリーニング等だけではなく、庁舎等の公共施設や公園等の清掃業務等の役務についても発注の機会の拡大を図っていただきたい。

（５）提言内容に関する取り組み

- ・社会就労センター協議会においても、県および各市町村に対して「障害者福祉事業所等への官公需発注時に関するアンケート」を実施、市町村での対応の違いや意識などの把握に努めている。また、発注促進のためにポスターやチラシを持参し、説明等も行っている。
- ・さらに今年度からは、特定非営利活動法人神奈川セルフセンターが県の委託を受けて、共同受注窓口を設置し、受け皿体制を整えている。

2. 障害者総合支援法（施設外就労）について

- ①施設外就労加算の最低構成人数の引き下げ
- ②施設外就労報酬算定基準の緩和

（１）提言先 国・県

（２）現状

- ・施設外就労は、企業就労支援および工賃向上にとって、非常に優れた制度である。

- ・施設外就労については、サービス種別ごとに最低定員が3名とされている。
- ・施設外就労先企業（農家）が小規模の場合、少人数での請負を求められる。
- ・施設外就労は、小規模な事業所では活用しにくい。

（3）課題

- ・職員配置上の問題はあるが、小規模農家などとの連携など、企業等の要望に柔軟な対応ができれば利用者の就労機会を増加でき、工賃アップも期待できる。
- ・施設外就労のユニットは、原則同一サービス利用者3名以上とされているが、小規模な事業所での同一サービス内で施設外就労先の作業に適した利用者を3名以上確保することは極めて困難である。

（4）提言内容

- ・施設外就労におけるユニットの最低定員を、撤廃または引き下げるよう、国への働きかけをお願いしたい。また国の制度改正までの「つなぎ」として、県単独での実施をお願いしたい。
- ・施設外就労については、ユニットについて同一サービスであるという条件を外し、実施を容易にすることで、取り組みの拡大を図ることができるよう、県から各市町村に指導していただきたい。
- ・複数の事業所が共同して1つの施設外就労を運営できるように、国に制度改正の働きかけをお願いしたい。

（5）提言内容に関する取り組み

社会就労センター協議会においても、各会員の施設の状況を持ち寄り情報交換を行っている。

3. 障害者総合支援法（就労継続支援B型利用要件）について【新規】

- ・就労継続支援B型利用要件である一般就労経験および就労移行支援利用の撤廃

（1）提言先 国・県

（2）現状

- ・就労継続支援B型を利用するためには、①就労経験があり、年齢等により一般企業に雇用されることが困難であること、②就労移行支援事業を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断されたこと、③50歳以上または障害基礎年金1級受給者であること、④地域に一般就労等の場や就労移行支援事業が少なく利用困難であること 等の要件を満たす必要がある。
- ・上記要件は、平成26年度末までは適用が猶予されているので、問題が顕在化していない。
- ・就労移行支援事業所の数と定員数は、就労継続支援B型事業所に比べ、大幅に少ない（ホームページ「障害福祉情報サービスかながわ」によれば、平成25年4月25日現在、県内の「就労移行支援事業所」は合計98ヵ所、定員合計1,510人。同じく「就労継続支援B型事業所」は合計335ヵ所、定員合計7,043人）。
- ・特別支援学校卒業生の約3割が、卒業後に就労継続支援B型を利用している。
- ・4月は、就労移行支援事業所の利用者が最も多い時期である。

（3）課題

- ・平成 27 年度以降、特別支援学校等の卒業生は、学校等でのアセスメントの結果、就労継続支援 B 型の利用が適当とされた場合でも、当然ながら就労経験もなく、50 歳未満で、障害基礎年金も支給されていないため、まず就労移行支援事業の利用から始めなくてはならない。
- ・就労継続支援 B 型利用要件を満たす就労移行支援事業の利用期間については明確化されていないが、以下のような課題がある。①利用期間を数か月と仮定した場合、そのような短期間の利用者のために職員配置やスペース等を確保できる就労移行支援事業所はない。また、移行予定の就労継続支援 B 型事業所も、定員を空けて待っていないといけない。②利用期間を 1 年程度と仮定した場合、長期間、本人に適当でない事業の利用を強いることになる。

(4) 提言内容

一般就労できる人の就労継続支援 B 型利用抑制を目的とした仕組みと考えるが、特別支援学校等でのアセスメントを適切に行うことで十分に目的は達成されると思われる。就労継続支援 B 型利用要件の撤廃を、国・県ともに働きかけるようお願いしたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

社会就労センター協議会においても、特別支援学校等との情報交換を図るとともに、県や市町村に問題提起を行っている。

福祉医療施設協議会

1. 無料低額診療事業の対象者の拡大

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

- ・平成 19 年「地方分権改革」に関連して全国市長会から無料低額診療事業の対象者から生活保護受給者を外す旨の要望が出された。また、国の審議会における医療費の未収金問題に関する議論の中で、厚生労働省は一定の「見直し」について検討する旨の発言をしている。
- ・国の無料低額診療事業の業務基準（10 項目）が昭和 49 年に制定されて以来 36 年を経過し、その間社会状況も大きく変わってきている。
- ・以上のことから現下の社会状況を踏まえて、医療福祉的ニーズに的確に応えるため見直しが必要とされている。その際の大きなポイントとしては、無料低額診療事業の対象者の検証が最も重要なこととなる。

(3) 課題

- ・生活保護受給者はさまざまな福祉的問題を複合的に抱えているため、単に医療の提供だけでは解決しない。また、公費のみではまかなえない現状がある。医療上や経営上のリスクが高いとされる生保患者の受け入れが、事業の大きな柱となっている。生保患者を対象から外すこととなった場合、生保患者の必要な医療へのアクセスが制限される事態が十分に予測される。
- ・昨今における医療・介護を中心とする社会保障制度、社会経済活動、少子高齢化（核家族化）など社会情勢の急激な変化により、生活を営む上で困難な問題は多様化し複雑に絡み

合い、新たに社会的支援を必要とする人々が増加している。現行基準の生計困難者のみを対象とした場合、医療を必要としながらも生活保護制度や医療・介護制度では対応できない方が増加することが予測される。

(4) 提言内容

無料低額診療事業の現行基準は貧困という「一面的」な課題解決のために生計困難者を対象としているが、社会福祉事業としての「現在」の無料低額診療事業はこれにとどまらず、現代の社会福祉の諸問題から生じている社会的・福祉的ニーズに的確に対応するため「多面的」な福祉的配慮を必要とする「生活困窮者」という広い概念で事業の対象者を拡大する必要がある。

(5) 提言内容に関する取り組み

- ・無料低額診療事業のあり方（対象者）を整理し、事業の対象者を「生活困窮者」へ拡大する必要があることを県・市等へ提言した。
- ・三者（行政・社協・福祉医療施設）の意見交換会ならびにワーキンググループを定期的開催し福祉医療の「ニーズ」等について協議検討を行っている。

更生福祉施設協議会

1. 神奈川県内での介護保険（適用除外施設における）の取り決め

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

平塚ふじみ園が平塚市にあることで他市町村から利用される方の介護保険者になることは市の財政圧迫にも直接繋がっている。

この状況の中、平塚市では、平塚市以外から措置されている方の介護保険者になることに難色を示しており、スムーズな申請、移管ができない。

(3) 課題

介護保険の円滑な運営

(4) 提言内容

適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合、退所と同時に適用除外施設の所在市町村の被保険者になるため、保険給付は保険者となる適用除外施設所在市町村の負担となる。しかし、こうした施設の所在市町村が退所者について、退所後の保険給付まで行うことは、適切な費用観点から問題があり、適用除外施設入所前の市町村が保険給付を行う必要がある。

2. 更生保護活動と福祉活動との連携の推進

(1) 提言先 県・市町村・医師会

(2) 現状

福祉施設関係団体とのネットワーク構築は個々に改善しつつあるが、全体としての広がりはまだないのが現状である。

(3) 課題

- ・福祉機関との距離を縮めることが課題である。
- ・刑務所等矯正施設出所者が福祉施設等への入所が増加しつつあるが、刑務所等矯正施設出所者への対応に施設職員は苦慮している。
- ・刑務所等矯正施設出所者には、知的障害や精神障害がある人が増加しており、社会での自立に向けて対応が必要な人・日常生活で福祉サービスが必要な人がいるので、判断や対応が大切である。
- ・施設職員が、刑務所等矯正施設出所者について勉強するとともに、地域生活定着支援センターや関係団体の活動を知り、情報共有・交換をする必要がある。

(4) 提言内容

更生保護施設が所在する地域において、新たに「特別処遇対象者地域移行モデル事業」として立ち上げ、実績を積み上げ、検証作業と併せて柔軟な措置のあり方について検討する。もって両者の連携の推進を図るものとする。

(5) 提言内容に関する取り組み

福祉施設主催のネットワーク研修に参加。

3. 女性保護施設での支援が必要な人がスムーズに入所できる仕組みの構築

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

児童虐待やDVの相談件数が着実に増加している中、暴力被害の女性達も増えており、安定した場所での中長期的支援を提供する必要性が高まっている。

(3) 課題

平成24年度売春防止法見直しも含めた国の検討会が開催されたが、女性の自立支援を中心に据えた施策の展開が必要である。

(4) 提言内容

更生保護施設や福祉施設等の女性入所者の中で、女性保護施設での支援が必要な場合はスムーズに入所できる手続きを構築したい。

4. ホームレス施策の継続および充実

(1) 提言先 国・県・市町村・福祉関係機関

(2) 現状

ホームレスの数的には減少がみられるが、生活保護受給者の増大などの背景もあり、一層のホームレス施策の充実が求められている。

(3) 課題

援助の必要な刑余者への対応などさまざまな事情やニーズをもつ利用者への対応が求められている。

(4) 提言内容

厳しい社会状況から仕事や住居を失った人々への対策を強化し、皆が安心して暮らせる社会を作るため、余儀なくホームレスとなってしまった人々に対して、自立支援センターの整備や相談体制強化など、ホームレス施策の継続および充実を期待する。

(5) 提言内容に関する取り組み

根幹的な取り組みを定め、日々ホームレス施策に取り組んでいる。

5. 救護施設入所者の他法施策の利用について

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

施設内で利用者に対し、できる限りのサービスは提供しているがマンパワーの問題もあり、必ずしも利用者一人ひとりのニーズに応えられない現状がある。

(3) 課題

他法の社会資源を有効的に活用できるようになれば、利用者の生活の幅を広げることができ、ひいては地域移行への足掛かりともなる。

(4) 提言内容

救護施設に入所している障害者や高齢者が、障害者総合支援法や介護保険法の日中サービスを利用できるようにしてもらいたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

行政への働きかけと話し合い。

地域生活施設協議会

1. 日常生活圏における地域福祉の推進

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書」（平成 21 年 8 月総務省）や「地域包括ケア研究会報告書」（平成 21 年 5 月）では「自助・互助・共助・公助」の役割分担と協働を基盤にある考え方としているが、制度の狭間から生じる新たなニーズや生活環境の変化から生じるニーズなど「互助」の役割が今後増加していくことが予想される。

(3) 課題

どの分野の施設であれ、地域社会の活動に貢献できること、また果たすべき役割はあるという意識を施設が持つことが必要だと思う。

(4) 提言内容

日常生活圏における「地域福祉計画」や「地域福祉活動計画」を住民が主体となって作成し、地域活動を展開していく必要がある。

社協、地域包括支援センター、社会福祉施設は専門的立場から計画の作成と活動の側面的支援を行うことを提案する。

(5) 提言内容に関する取り組み

本協議会だけでなく、施設部会で社会福祉施設の地域貢献についての議論や取り組み。

2. 外国につながる市民への子育て支援システムの強化

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

外国人住民登録が開始されているが、自治体には外国につながる市民への施策は、情報の翻訳レベルにとどまっている。日本のシステムに不慣れであり、コミュニケーションに困難を抱え、貧困や孤立の課題を抱える外国につながる市民が、子育ての時点で適切な公的支援につながることを求められている。最も子育て弱者である実態を抱えているにもかかわらず、特別な手立てがなされず、子育て支援につながっていない。

(3) 課題

子どもが生まれると同時に、外国につながる市民が、最も地域社会とのつながりを必要とする。母語による相談機能や公的保育入所への優先度のアップ、入園後の保育指針など、外国につながる市民が分かることをあきらめることなく、不安や疑問を表現し、課題解決に向けた地域社会での取り組みを促進する必要がある。

(4) 提言内容

多文化保育の指針を策定し、実践事例を紹介しながら、その必要性を公的に位置付ける。母語で思いっきり子どもの相談ができるよう、「子育て支援翻訳通訳ボランティア登録制度」などを創設すること。

3. 知的障害者の受診病院等の拡充

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

大きな変化なし。受診相談等多数ある。

(3) 課題

初診相談等をいただくが、現在の外来患者数でいっぱいであり、初診の方の受け入れが難しい状態にある。

(4) 提言内容

18歳以上の知的障害者の受け入れ病院を増加すること、またグループホーム等での受け入れが難しい方も多いため、入所施設の増加・新設が必要。

(5) 提言内容に関する取り組み

単一病院で取り組める内容ではないので、行政の取り組み強化が必要である。

介護老人保健施設協議会

1. 平成24年度介護報酬改定に伴う事業のあり方および地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割の明確化

(1) 提言先 国

(2) 現状

平成24年度介護報酬改定において、在宅強化型という報酬体系が示され、1年が経過した

が、新たに算定できた施設はほぼ無いに等しい。地域包括ケアシステムの中で、在宅復帰施設として重要な役割を担うのが介護老人保健施設（以下、「老健」）であることは周知の事実だが、基盤整備が進んでいない。国は要支援者を介護保険から切り離す検討に入ったとの事だが、財政に限りがあることは理解できるが、あまりにも財政の事ばかりに目がいきすぎ、実際にサービスを利用する高齢者に対して変革のスピードが速すぎ、混乱を来たしている状況にある。地域包括ケアの中で、常勤医師・看護師・介護士・リハビリスタッフ・管理栄養士・ソーシャルワーカーとすべての職種が揃っている施設は他に無く、地域に根差した施設である老健が果たせる役割は大きく、今後の基盤整備において、中核としての存在意義が十分にあると思われる。

（３）課題

- ・厳しい運営状況であることは明らかであり、在宅復帰に関する基準をもう少し緩和して欲しい。
- ・現行制度のもとでは、従来老健から新型老健への移行ができないことも要因のひとつである。
- ・平成24年度の介護報酬改定により地域包括ケアシステムに向けた新サービスの創設および医療との連携が重視されたが、地域の中核的な位置付けとされる介護老人保健施設本来の役割をさらに明確にする必要がある。

（４）提言内容

- ・国として、介護老人保健施設の利用目的は、あくまでも在宅復帰にあることを国民全体にアピールする方策が必要。
- ・従来老健から新型老健への移行や他科受診の制限緩和など現状に合わせた抜本的な見直しが必要。

（５）提言内容に関する取り組み

介護老人保健施設協議会の研修の機会に、提言内容を踏まえた内容を取り入れていく。

2. 第5期介護保険制度において重点課題に挙げられている「医療と介護の連携・機能分担⇒医療保険リハビリテーションから介護保険リハビリテーションへの円滑な移行」の具体策について

（１）提言先 国・県・市町村

（２）現状

医療介護同時改定のたびに「医療保険リハビリテーションから介護保険リハビリテーションへの円滑な移行」がポイントとして挙げられている。平成22年11月社会保障審議会介護保険部会報告書でも「リハビリテーション前置」の考え方が示されている。しかし、リハビリテーション（以下、「リハビリ」）の現場（医療・介護とも）が国の施策を斟酌してリハビリ（特に高齢者に対する）を提供しているとは考えにくい。

介護予防の重要性は国も自治体も認めているながら、議論の遡上に上がるのは要支援者に対する訪問介護や福祉用具貸与不要論ばかりで、抜本的な予防リハビリの方向性が示されていない。

(3) 課題

医療保険でリハビリを受けている高齢者（以下、「外来リハビリ高齢者」）の状態や意向の把握と外来リハビリ・介護保険リハビリの事業者間の連携促進対策。

外来リハビリ高齢者の利用目的が介護保険でいうところの「介護予防」に該当するような場合、要介護認定（ほとんどが要介護非該当で要支援認定対象だと予想されるが）の出し方の問題にもつながる。申請理由の一つが外来リハビリから介護保険リハビリ移行という目的での申請がありなのか。

昨年の介護報酬改定におけるリハビリ移行誘導策の通所リハビリ「1時間以上2時間未満」は外来リハビリでの平均滞在時間が1時間40分という単純な発想から出ているものであるが、介護保険リハビリに置き換えてその時間が妥当かどうかの検証。

介護予防を介護保険財源から外すという報道もあるが、市町村事業とするならその予算付けはどうなるのか。

(4) 提言内容

- ・国または県が外来リハビリ・介護保険リハビリについて利用目的のガイドラインを作成。
- ・市町村は要介護(支援)認定におけるリハビリについての指針を作成。
- ・介護保険リハビリの中核である介護老人保健施設のリハビリサービスについて医療保険との連携の重要性を理解させる方策が必要である。
- ・地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所職員に対して「医療連携におけるリハビリのあり方」などを普及啓蒙する活動。

(5) 提言内容に関する取り組み

介護老人保健施設協議会の研修の機会に、提言内容を踏まえた内容を取り入れていく。

3. 介護保険施設および居住系サービスにおけるケアマネジメントのあり方について【新規】

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

昨年厚労省で開催された「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」で施設介護支援専門員についても議論があったが、「不要なのか必要なのか」の議論には至っていない。現状、介護保険施設の介護支援専門員は100:1の人員要件である。この要件をまともに考えれば、適切なケアマネジメントなどできるわけもなく「不要」。しかし介護保険施設および居住系サービスにおけるケアマネジメントは絶対に「必要」である。

(3) 課題

「要介護者」が居宅であっても施設であっても質の高いサービスを受けて自立をめざすべきである。ケアマネジメントは質の高いサービスの根幹でありサービスのカテゴリーによって区別はできない。居宅介護支援専門員は「給付管理業務」が必須で35名が上限、施設介護支援専門員にはその業務がないので100名が上限ではあまりにも無謀な制度である。ケアマネジメントにおいてその基本は施設も居宅も同一だが、その展開において違いがあるのは明らかだと思われる。介護保険のサービス提供に介護支援専門員配置が必須ならば、施設と居宅の介護支援専門員の種別的専門的なすみわけも必要と思われる。

(4) 提言内容

- ・実務者研修において居宅コースと施設コースを設定する。
- ・基礎研修を早期に必修化として、それぞれの専門性を加味したカリキュラムとする。
- ・主任介護支援専門員も居宅系と施設系で養成する。

(5) 提言内容に関する取り組み

介護老人保健施設協議会の研修の機会に、提言内容を踏まえた内容を取り入れていく。

《民生委員児童委員部会》

民生委員児童委員協議会をもって組織。

新しい社会福祉の枠組みの中で求められる、民生委員児童委員の相談支援のあり方について、その資質を発揮するための支援、ならびに県・指定都市民生委員児童委員協議会相互の連絡調整、情報交換、活動の連携について協議するとともに、各関係機関とも協働した事業を行う。

◇ 構成数（平成 25 年 9 月現在）

527 民生委員児童委員協議会〔県所管 191、横浜市 258、川崎市 56、相模原市 22〕

◇ 平成 25 年度の主な取り組み

委員会、民生委員児童委員活動推進会議の開催、県民生委員児童委員協議会への活動助成、民生委員児童委員協議会間の実践交流への支援、民生委員児童委員の活動の周知方法の検討等

1. 民生委員児童委員活動の適切な周知と役割の確認【一部新規】

(1) 提言先 国・県・市町村・社協等

(2) 現状

民生委員児童委員は、一人暮らし高齢者等の緊急時の対応や、児童虐待のおそれがあるのみでなく、子育て中で地域から孤立している世帯等に対し、“見守り”を中心に個別支援活動に取り組んでいる。

しかし、このような日常的な支援などを、まず民生委員児童委員に連絡し、民生委員児童委員のみが支援する場合が少なくない。そのため、個別支援において民生委員児童委員の負担感が重くなる状況がみられる。

(3) 課題

一人暮らし高齢者等の緊急時の対応や、地域で孤立しがちな子育て中の世帯等に対し、見守りや訪問活動を中心に個別支援活動に取り組んでいる。

しかし、民生委員児童委員のみですべての支援を行うことは不可能であり、関係機関・団体、地域住民と連携、個人情報共有のあり方、また、そこでの民生委員児童委員の役割について確認し、周囲の関係者等に伝える必要がある。

(4) 提言内容

地域から孤立しがちな一人暮らし高齢者や子育て中の世帯等の緊急時も含めた対応等について、民生委員児童委員の役割や活動についての適切な理解と、そのための民生委員児童委員活動の周知徹底。

(5) 提言内容に関する取り組み

一斉改選にともない、民生委員児童委員の活動範囲（役割）のガイドライン（問答集）に関する意見交換・情報収集と、その結果をまとめる。

《保護司部会》

保護司会をもって組織。

会員相互の連絡調整ならびに事業立案実施のための会議・研修を行うほか、民生委員児童委員との協力により、地域における青少年の非行防止と健全育成の推進を図る。

また、更生保護活動と福祉活動の協働のもと、刑務所等矯正施設出所者等への支援の現状やそのあり方について検討を行うとともに、必要に応じ関係機関・団体と連携した活動を行う。

◇ 構成数（平成 25 年 9 月現在）

45 保護司会

◇ 平成 25 年度の主な取り組み

委員会、青少年問題を考える集いの開催、「社会を明るくする運動」への協力、更生保護活動と福祉活動の協働のあり方の検討、関係機関・団体との懇談会の開催等

1. 地域における更生保護活動と福祉活動の連携の推進

(1) 提言先 県・市町村・社協・民児協・福祉施設等

(2) 現状

更生保護の分野や社会福祉分野のそれぞれで取り組みを行っているが、互いの活動内容や制度・サービス等の情報の共有化が十分でない。

(3) 課題

地域において、刑務所等矯正施設出所者の高齢者や障害者等で、周辺の住民等から孤立しがちであったり、生活支援が必要と考えられる方々への支援を、更生保護活動や福祉活動と連携して地域における見守りや相談活動を行う必要がある。

また、福祉施設での支援等についてもそれぞれの支援状況やそこでの課題等の共有化を図る必要がある。

(4) 提言内容

地域において、刑務所等矯正施設出所者等の自立更生に向け、各関係機関・団体の専門職のかかわりとともに、保護司や民生委員児童委員等、地域において個別支援に取り組んでいる人材間の情報の共有化や連携を図るための活動支援について、共通課題解決のための場(研修等含む)や相互での取り組み活動への経済的支援の必要。

(5) 提言内容に関する取り組み

保護司部会委員会を中心に関係機関・団体（福祉施設等）との支援上の課題を共有化する等の取り組みの他、民生委員児童委員とも連携し、青少年にかかわる問題に対し、共通したテーマにて意見交換等を行う集いの実施。

《市町村社協部会》

県内市町村社会福祉協議会をもって組織。

身近な地域における参加型の福祉活動の推進、市町村社会福祉協議会の組織基盤強化に向け、現状や課題を共有する各種協議を行うほか、課題や職責に応じた研修会やモデル事業等の実践を通じ、役職員の専門性や資質の向上を図るとともに、社会福祉協議会相互の連携強化を図る。

◇ 構成法人数（平成 25 年 9 月現在）

33 社会福祉協議会

◇ 平成 25 年度の主な取り組み

会長会・事務局長会・職員会、市町村社会福祉協議会強化プロジェクト、階層別研修、課題別研修の開催、支え合いの地域づくりモデル事業の実施等

1. 地域福祉推進のための市町村社協の基盤整備

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

- ・地域包括ケアシステムの構築や生活困窮層への支援、権利擁護の取り組み推進などの必要性が社会的にも共通認識となってきた中で、日常生活圏域における見守り活動等のきめ細やかな生活支援の取り組みや支援機関間のネットワーク構築、総合相談体制の強化、あるいは成年後見制度の利用促進とともに、法人後見の必要性や市民後見人の養成などが課題となっている。
- ・市町村社協は市町村に唯一の、行政と協働のもとで市町村全域を対象とした地域福祉活動を展開する組織として、これまでも日常生活圏域の住民活動等との関係を築きながら、見守り活動、ふれあいサロン、地区ボランティアセンターなどの取り組みを広げ、権利擁護の分野では、日常生活自立支援事業などを通じた個別支援を行いながら、専門機関とネットワークを構築し、法人後見などの取り組みも手がけてきた。
- ・また、近年頻発している災害時の対応についても、全国の社協のネットワークを背景にこれまでの経験や実践を踏まえた特異性のある役割を果たしてきている。
- ・しかし、これらの取り組みの必要性については今ようやく社会的関心が向けられてきたところであり、各自治体からの社協の取り組みに対する認識や評価、役割期待にはばらつきがあるのが現状である。その結果、市町村の財政状況や行財政改革の影響を受け、補助・委託の削減など、社協の運営基盤の脆弱化につながっているケースが見受けられている。
- ・また、指定管理者制度の導入により、社協の特性である地域の多岐にわたる関係機関・団体との協議の場、協働の活動の場の継続性が脅かされ、本来社協が地域に創出していく必要のある、地域課題解決に向けた自由闊達な協議・協働の事業に支障をきたしている。
- ・各市町村社協でも自主財源確保に向けた努力を行っているが、地域福祉に向けた取り組みは、介護保険サービスのように、その事業を進めるにあたり収益を得ることができるものは少なく、その取り組みに対する財源の確保が困難な状況にある。
- ・社協への財政的支援の裏付けについては、昭和 27 年 5 月 2 日付け、各都道府県知事あて厚

生省社会局長通知において、「町村等小地域における協議会の経費は（中略）分担金とか委託金とかを支出されるよう指導されたいこと」と明記されているが、これ以降、財政支援に関する通知等は無く、市行政財務当局からも「補助金を社協に交付する根拠がわからない」「なぜ、財政支援をすべきなのか明確な理由を提示されたい」と指摘されている。

(3) 課題

市町村社協は、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援、権利擁護の推進、災害時対応の強化などの現在の社会的課題となっていることがらに対し、課題解決に向けて行政と協働で住民や関係機関等に働きかけを行い、ネットワークをつくり、取り組みを創出していくことを本来の役割としており、市町村社協は今後その役割・機能を一層強化し具体的な取り組みを推進していく必要がある。

そのための専門性の高い職員の確保・育成、拠点の確保など、社協の運営基盤の安定化が課題である。

(4) 提言内容

- ・社協は、行政とともに市町村全域を対象とした地域福祉推進を担う組織として法的に位置付けられた唯一の組織であることを踏まえ、国・県・市町村には市町村社協の意義や役割、必要性等を理解していただき、活動推進のための財源（事業および人件費）や活動拠点などの基盤整備に、積極的な公的支援をお願いしたい。
- ・国においては、社協の役割・機能にそった行政からの財政的支援が安定的に継続できるよう、その考え方等を明確にしていきたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

- ・県所管課との懇談会の開催

小地域ネットワーク活動や災害時要援護者、身近な地域における権利擁護の仕組みづくりなどをテーマに、社協の取り組みや課題等を県所管課職員に理解を図り、県および市町村行政からの事業費・人件費等の確保に繋げるための懇談会を開催。

- ・市町村社協部会での協議

社協の自主財源の確保や財源確保のあり方などをテーマに協議、情報交換を行い、行政による安定した財源支援に向けた取り組み事例の共有等をすすめる。

- ・社協の役割・機能に関する資料の作成

これまでの市町村社協の取り組みをベースに、社協の役割・機能を分かりやすく解説した資料を作成し、住民・福祉関係者・行政の社協に対する理解促進をすすめる。

2. 市民後見人の養成および支援制度の充実について

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

市民後見人の養成カリキュラムについては、厚労省において例示されているものの、実施内容については、実施機関に委ねられており、資質に格差が生じることが懸念される。

(3) 課題

今後、増加すると思われる市民後見人について、一定の資質を担保し、また、転居した場合なども後見人として培った技術を、引き続き他の市町村で活用できるためには、研修機関

の指定制度など広域的に平準化できる仕組みが必要である。

(4) 提言内容

- ・ 市民後見人養成にあたっての広域的な質の平準化に向けた仕組みの構築。
- ・ 市民後見人の養成や成年後見制度の利用の促進を図る上で、後見制度の支援センター的な組織の設置も必要であり、設置の推進を市町村に対し働きかけを図りたい。

3. 災害時対応等を視野においた行政との連携・協働に関するルール化【新規】

① 個人情報取り扱いのルール化（国）

② 災害救援ボランティアセンター設置に関するルール化（市町村）

(1) 提言先 国・市町村

(2) 現状

- ・ 個人情報については、災害対策基本法の改正によって、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務付ける内容となっているが、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは本人同意なしで個人情報を提供できる旨の規定が盛り込まれている。
- ・ 災害時に全国から参集する災害救援ボランティアの活動は、被災者の生活支援に欠かせないものであり、その活動拠点となる災害救援ボランティアセンターについては、県や市町村の災害対策本部など関係機関やボランティア関係団体の連携・協力により運営を支えていくことが不可欠である。災害救援ボランティアセンターの運営については市町村社協に期待されているところが大きい、それに伴う関係機関間の役割分担や予算措置等は明らかになっていない。

(3) 課題

- ・ 個人情報については、従来のガイドラインを受け、既に、約6割の自治体が同様の名簿作成に着手しているものの、情報共有に同意をしない人への対応が大きな課題となっている。
- ・ 災害時における災害救援ボランティアセンターの運営、災害関連ネットワークの構築等に関する、行政・社協の役割分担の明確化と財源担保が課題。

(4) 提言内容

- ・ 災害時の支援は、日常からの体制の構築が必須であることから、地域の関係機関と適切に情報共有ができるよう、個人情報の管理体制などについては、協定等でルール化しつつ、一歩進んだ取り組みができる基盤整備が必要である。
- ・ 災害時におけるボランティア支援が円滑にできるよう災害救援ボランティアセンターの役割の明確化、設置・運営に関し必要な災害対策用品の備蓄等を進めるため十分な支援を求めたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

災害時対応や被災者支援をテーマに市町村社協間の情報交換や事例収集を行っている。また、行政・社協・災害ボランティアネットワーク等の合同の会議に参画し、災害時に向けた対応方策、役割分担等について意見交換、情報交換を行っている。

4. 大学機関の地域貢献について【新規】

(1) 提言先 大学機関

(2) 現状

県内には社会福祉関係の学部を有するところも含め、複数の大学が存在しているが、福祉人材の養成・確保、各種研究成果の活用といった面での大学と福祉関係機関との交流は少ないのが現状。

(3) 課題

- ・特に看護師などの専門職の慢性的な不足が課題となっており、人材養成機関の積極的な協力が不可欠である。
- ・地方分権が進む中で、福祉の実践もより地域の課題に応じた、地域の資源を活用した取り組みを積み重ね、発展させていく必要がある。大学の研究機関と実践のフィールドである現場とが互いに協力し、神奈川県らしい取り組みを展開していく必要がある。

(4) 提言内容

県内の大学機関には、地域貢献の一環として、県内の福祉専門職の人材養成・確保、その他、神奈川の福祉実践の充実に向けて、積極的な協力を求めたい。

(5) 提言内容に関する取り組み

市町村社協では、県内大学機関に研究フィールドの提供、および学生の実習受け入れ先としての協力を行っている。

5. 介護保険制度の見直しについて【新規】

(1) 提言先 国

(2) 現状

社会保障制度改革国民会議において、要支援者の介護給付について、「市町村事業に移行し、ボランティアやNPOなどを活用し柔軟・効率的に実施すべき」と提案されたことを受け、厚労省から見直しの方向性が示されている。

(3) 課題

要支援対象のサービスが介護保険制度からはずされ市町村事業に移行となった場合、市町村の財政状況や社会資源により、サービスの量や幅に大きな市町村格差が生じる可能性がある。

また、サービスの不足を補うために安易にボランティアの活用の方向性につながる危惧がある。

ボランティアの量も踏まえると、有償サービスで補う必要も生じてくると考えられ、費用負担のできない低所得世帯等の問題が生じてくる。

(4) 提言内容

市町村事業とすることにより、財政基盤や社会資源の差により、地域格差が生じないように、国・県の財源支援の役割を明確に検討していただきたい。市町村サービスの不足により、安易な形でボランティア活用の方向性につながることをないようにお願いしたい。

また、低所得者に配慮を行い、格差による狭間を拡大しないようお願いしたい。

《第2種正会員連絡会》

社会福祉を直接的に推進する全県的な団体であって、当事者（親の会含む）の組織、ボランティア組織、職能別従事者組織、その他社会福祉関係団体等をもって組織。

幅広い団体から構成される会員の特性を生かし、各会員の抱える課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、会員間の情報交換、課題に応じた幅広い関係者との連携・協働により、地域福祉の推進体制の構築に向けた取り組みを行う。

◇ 構成団体数（平成25年9月現在）

41団体

◇ 平成25年度的主要な取り組み

代表者会議、連絡会・研修会（第3種正会員連絡会との合同）の開催、活動成果普及事業助成の実施等

神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会

1. 医療的ケア等体制強化事業を強力に推進する

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

- ・地域で安心して生活する支えとなる療養介護型施設（重症心身障害児施設）が湘南東部福祉圏域（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）にないため、短期入所、緊急一時預かりおよび災害時のバックアップ施設に困難をきたしている。
- ・重度障害児者、特に医療的ケアを必要とする方々が年々増加の傾向にある。

(3) 課題

障害児者に対応できる施設が湘南東部福祉圏域（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）にないため、かかわる人材育成も困難となっている。

(4) 提言内容

湘南東部福祉圏域（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）に療養介護型施設（重症心身障害児施設）を早急に建設する。

2. 支援員の向上を図る

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

グループホーム等は、従来の知的障害者に認められていた制度であったため、肢体不自由者、特に医療的ケアを必要とする障害者の専門的知識を持つ支援員の不足とともに、その障害者のケアができる内容で研修が行われていないためにグループホーム等の利用を躊躇している。

(3) 課題

- ・医療的ケアを要する障害者を含む重度肢体不自由者に対処できる内容で研修がなされていない

ない。

- ・報酬単価等を含めて支援員の魅力がないため担い手が不足している。
- ・支援員を寮の管理人としか見ていない。

(4) 提言内容

- ・支援員は、少なくとも総合療育センターの心身障害児療育関連の内容を研修する。
- ・支援員は、相談員を兼ねると位置付けて報酬単価の見直しをする。

3. 行政機関で福祉にかかわる職員を育成する

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

福祉関係を含めて1部署を担当する期間が3年程度となっているため、当事者および障害特性の理解ができたという頃に異動となってしまうため、ますます事務的となって社会福祉士のケースワーカーとしての役目を果たしていない。

(3) 課題

障害特性を含めて障害福祉に関する知識が深まらず、また担当の当事者との理解が深まらないため、何事も事務的になり応用が働かないため、満足した地域生活が過ごせていない。

(4) 提言内容

特に福祉関係の職員の異動期間を5年から8年とし、自己研修を含めた研修企画を実りある内容で実施する。

4. 町内会・自治会と連携した地域福祉活動の活性化

(1) 提言先 市町村

(2) 現状

地区社協活動の担い手が民生委員児童委員に偏っているために少ない。

(3) 課題

地区社協の地域福祉活動にかかわる方々がほぼ同じなため、社会情勢の変化に応じた新規の活動になかなか取り組むことができない。

(4) 提言内容

民生委員児童委員の選出（お願い）に町内会・自治会の協力を得ていることから、これら推薦団体にもっと社会福祉活動に参加していただくことを強力に依頼する。

5. 肢体不自由児者向けグループホームの整備

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

県央福祉圏域の海老名市に肢体不自由児者のための入所施設やグループホームが少ない。

(3) 課題

住んでいる地域に施設等がないため、家族から離れて他の地域で暮らさなければならない。肢体不自由児者用の施設、グループホームを運営する事業者が現れない。

(4) 提言内容

すべての障害者が地元（家族に近いところ）で生活できるように、事業者の育成・指導と事業運営の助成（財源確保）を実施する。また、県、市町村の障害福祉計画に盛り込み、強力で推進する。

6. 緊急時の通学支援体制の構築

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

特別支援学校以外の学校に通う障害児は、親が毎日付き添い、通学しているのが実態としてある。したがって、親が急病になるなど、当日朝に緊急事態（送迎ができない）になると学校を休ませてしまうことが多い。

(3) 課題

地域によっては緊急時の通学に移動支援を使うことができるが、当日朝の急な対応に応ずる支援者がいないため移動支援事業者では困難となっている。

(4) 提言内容

社協が行政の障害福祉関係、教育委員会、学校を含む教育機関と連携して、ボランティアによる通学支援体制を構築する。

7. 重度訪問介護にパーソナルアシスタンス制度を導入するために試行事業を行う

(1) 提言先 県

(2) 現状

肢体不自由者で常に介護を必要とする人が在宅で入浴、排せつ、食事介護および外出支援などは、事業所を介して不特定の支援員が個々に対応している。

(3) 課題

常に介護を要する肢体不自由者の状態はいろいろで、対応する支援者が固定されていないため、不安を迎えている。また、これらのサービス量を「時間」で決められており、支援者を選ぶことができない。

(4) 提言内容

重度訪問介護で利用するサービスの「時間」を「金額」に換算し、利用者はその金額を基に、希望する支援者を選び、報酬額を決め、利用者自身が必要な介助を組み立てる仕組みを重度障害者手当の見直しで生まれた財源を使って試行し、検討する。

(5) 提言内容に関する取り組み

地域を決めて肢体不自由児者父母の会会員が協力する。

8. 県立小田原養護学校の分校を湯河原町に設置する

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

湯河原町から県立小田原養護学校までのスクールバス所要時間は60分強（片道）を要している。医療的ケアを要する子どもたちの震災時の避難場所がない。また、バックアップ施設

も不足している。自立登校の子どもも給食がない日には、帰宅途中で食事を摂っている。

(3) 課題

- ・医療的ケアを要する子どもが 60 分強（片道）バスに乗車している。
- ・震災時を含めて、医療的ケアの子どもたちのバックアップ施設が足りない。
- ・震災時の避難所が不足している。

(4) 提言内容

湯河原町に県立小田原養護学校の分校を設置する。

(5) 提言内容に関する取り組み

県教育委員会に要望書を提出してきた。

9. 県立養護学校（特別支援学校）の建て替えの計画化【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

東日本大震災で昇降設備が停止して最上階からの避難を複数の人により対応、校舎に不具合が生じた。応急措置だけでは安心して学ぶのに不安を感じている。県下に肢体不自由児校（後にすべて知肢併置校）が 12 校、内、昭和 40 年代建設校が 3 校あって、1 校が改築改修されたが 2 校は大規模修繕も施されていない。

(3) 課題

昭和 40 年代後半に建設された校舎は、今日のように体温調節、車いすの大型化、医療的ケア等の子どもたちの就学を予測して建設されていないため、トイレ、昇降設備や教室の大きさ等で不具合が生じ学習に障害がある。

(4) 提言内容

昭和 55 年以前に建築された 6 校（内 1 校は改築、改修済）の再構築（建て直し）を計画的に実施するために「まなびや計画」に立案する。

10. 「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」の充実【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

多様な住まいの場および日中活動の場を提供する目的で平成 22 年度からモデル事業として「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」が創設され、短期入所が湘南東部あんしんネット、県央東部あんしんネット等で実施され、不足している短期入所を補っている。

(3) 課題

「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」は、順調にスタートしたが、まだまだ安定化されていないため、引き続き支援が必要なのに見直しの機運があり利用者が不安感を抱いている。

(4) 提言内容

「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」を継続し、さらなる充実を図る。

1 1. 障害者等の県営（公営）住宅の利便性の向上【新規】

（1）提言先 県

（2）現状

県営（公営）住宅の建設でバリアフリーの居室が少しずつ増えているがなかなか抽選にあたらない。既設住宅のバリアフリー化の住宅改造助成費に地域間格差がある。

（3）課題

- ・障害者枠の拡充と抽選率のさらなる向上。
- ・バリアフリー化（間口の拡幅、段差解消、昇降設備の設置等）の補助率の改善。

（4）提言内容

障害者の県営（公営）住宅使用のさらなる優先を図る。

神奈川県手をつなぐ育成会

1. 法制度外の生活ニーズと県育成会の取り組み【新規】

（1）提言先 県・市町村・県社協

（2）現状

本年4月施行の障害者総合支援法では、本人の「意思決定支援」が法制化された。これは知的・発達障害のある人が地域でのその人らしい暮らしを保障するうえで大変重要な支援のあり方である。

（3）課題

- ・今後、障害のある人や家族、支援者などが積極的に議論を進めていく必要がある。言葉によるコミュニケーションが苦手な知的障害のある本人の「意思」の把握については、生まれたときからの育ちの中で、親や家族だけでなく本人にかかわる多くの人たちのが、本人が表出した思い・行動を記録しておくことが重要である。その記録に関しては福祉サービスをはじめとする施策には登場していない。
- ・知的障害のある人は、暮らしていく上で多くの人的な目や手を必要としているが、多くの人とかかわる中で、どれだけ本人の「思い」を記録として残してくれるかということ、そのことが本人が安心して親亡き後も一人の人として、その思いが尊重され暮らしていくことができることにつながってくる。

（4）提言内容

県育成会作成の「わたしの記録」を親の私的な記録にとどめることなく、本人の権利擁護の観点から、「意思決定支援」を含め広く活用されるために行政はじめ、社協の「権利擁護センター」との連携を図っていくことを希望している。

（5）提言内容に関する取り組み

平成22年より、県育成会として「わたしの記録」作成に取り組み、会員に配布とともに、関係各機関や個人からの問い合わせに応じて配布してきた。費用は、県育成会の自己資金および助成申請等で調達してきた。

特定非営利活動法人神奈川県腎友会

1. 重度障害者医療費助成制度の継続および「一部個人負担」「年齢制限」「所得制限」の3条件導入廃止に関して【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

県では上記制度に対し、平成20年10月より3条件を導入。平成21年度から市町村が次々に上記制度に3条件を導入する状況にある。

(3) 課題

特に「年齢制限」について、透析者に限って言えば、CKD（慢性腎臓病）や生活習慣病などの症状を経て65歳以上で透析を導入し障害者となる人が多く、透析治療での費用もさることながら、他の医療機関への負担をなくしていきたい。

(4) 提言内容

障害者の負担を少なくする。特に年齢に関係なく制度を使えるようにしていく。

(5) 提言内容に関する取り組み

今年度（平成25年度）も、県や市町村の議会・各党派へのヒアリングにて現状を報告。助成に対する制限や一部自己負担の廃止を求めた要望・陳情を行う。

神奈川県重症心身障害児（者）を守る会

1. 「あんしんノート」について【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

他の団体では、すでに取り組みは始まっているが、本会としては現段階ではやっていない。

(3) 課題

今、現在、親が我が子の成年後見人になっている人が多い中で、親亡き後の後見がどうなるか。

(4) 提言内容

在宅・施設などの生活環境に応じて、その人らしい生活を支えていくための理解者・協力者を増やしていけるよう、「あんしんノート」の取り組みを普及していくこと。

(5) 提言内容に関する取り組み

今年の秋までに「あんしんノート」に記入する内容をまとめて、平成26年1・2・3月には各会員の記入のための講習会を行う予定。

2. 重症心身障害児（者）の生活、権利、福祉を守るために個々のケースの相談に乗り、問題解

決を支援するネットワークを構築【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

「重心サポート・ネットワーク」(仮称)の立ち上げ準備企画案を作成し、県に申請を検討中。

(3) 課題

支援をお願いできる弁護士・医療機関・社会福祉士等々の方々にどれだけ参画いただけるか。

(4) 提言内容

当事者や親の視点に立った、相談支援の仕組みづくりを進めること。

(5) 提言内容に関する取り組み

とりあえずは会の役員が相談に乗ること。

神奈川県自閉症児・者親の会連合会

1. 災害時における障害者支援対策について

(1) 提言先 市町村・自治会・町内会

(2) 現状

県域各市町村においては、東日本大震災後、防災計画を見直していると思われる。いくつか把握している市町村の福祉避難所については、違いがあり、不安がある。要援護者としては、不備がみられるのが現状と思われる。

(3) 課題

①要援護者の使いやすい福祉避難所のマニュアル、備蓄品の整備。

②福祉避難所への移動方法等の整備。

(4) 提言内容

他市町村の計画を参照し、要援護者、運営者双方の意見を聞きながら、マニュアルや、備蓄品等の整備を進めることを提言する。

(5) 提言内容に関する取り組み

県域各市町村の福祉避難所の計画状況、整備状況を把握し、各市町村へ要望していきたいと計画している。

公益社団法人日本てんかん協会神奈川県支部

1. てんかんのある小・中学生の通学サポート・見守り【新規】

(1) 提言先 国

(2) 現状

てんかんのある小・中学生で登校途中で倒れる人がいる。

(3) 課題

現在の障害者総合支援法では、通勤・通所・通学は移動支援・同行援護・行動援護の対象にならない。

(4) 提言内容

- ・てんかんのある小・中学生の通学サポートをサービスの対象にして欲しい。
- ・通学の見守りがほしい。

2. 重度障害者医療費助成制度の精神障害者保健福祉手帳2級までの拡大【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

重度医療証の範囲が精神障害者保健福祉手帳1級まで対象になった。

(3) 課題

精神障害者保健福祉手帳2級の人が6割と聞く。

(4) 提言内容

重度医療証の受給範囲を精神障害者保健福祉手帳2級まで広げて欲しい。

3. グループホーム・ケアホームへの援助強化【新規】

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

家庭内暴力を行う人や人格障害を併せ持つ人の親が高齢化している。倒れる発作だが、てんかんだけの障害のある人がグループホームに入ることが極めて難しい現状がある。

(3) 課題

そうした人でもケアホーム等に入れるためには、施設の職員体制に余裕がなければならぬ。障害者自立支援法以降、日割り計算と補助単価の引き下げで、施設の余裕がなくなっていると思われる。

(4) 提言内容

- ・障害者の夜の生活支援のためそれを見直し補助を大幅に引き上げて欲しい。
- ・県の緊急財政対策でもグループホームへの補助はなくさないでほしい。

4. てんかんのある人の運転をめぐる環境整備【新規】

(1) 提言先 国・県

(2) 現状

- ・免許が就労条件・身分証明になっている。
- ・県内でも交通不便地域に住む、てんかんのある人たちがいる。

(3) 課題

運転不適合者でありながら運転をしようとする人を無くすにはどうしたらよいか、現在国会でも問題になっているが、本当に有効な方法を見つける努力が必要。

(4) 提言内容

- ・免許が就労条件・身分証明になっている現実を変えていくこと。

- ・県内でも交通不便地域に住む人の生活を支えること。
- ・運転不適合者でありながら運転しようとする人を無くすために、本当に有効な方法を見つける努力が必要。

特定非営利活動法人じんかれん

1. 精神障害者向けグループホーム・ケアホーム（住宅・生活の場）と通所施設（日中活動の場）の整備

（1）提言先 国・県・市町村

（2）現状

- ・厚労省指導で退院促進が図られているが、受け皿が整備されていないのが現状である。退院しようにも住む場所（住宅）がないため退院できないでいる社会的入院者、自宅のある人は退院後、老親が面倒（支援）を看なければならぬというのが実態である。
- ・通所施設（日中活動の場）が、他の障害者より少ないため、ひきこもりの一因となっている。

（3）課題

国・県・市町村の財政難という理由で整備促進が図られていない。地域移行・地域定着を進めるためには、退院促進と並行して受け皿（グループホーム・ケアホーム・通所施設）の整備が必要である。

（4）提言内容

障害者向けグループホーム・ケアホームと通所施設の整備を図り、地域移行の受け皿の整備が必要である。

（5）提言内容に関する取り組み

- ・国、県、市町村に対してグループホーム・ケアホームと通所施設を大幅に増やすため、積極的な対策を講じていただくよう要望書を提出して働きかけをしている。
- ・民間に対してはグループホーム等の開設に向けて、自治体・関連団体とも連携を取りながら整備促進を図るための活動をしている。

特定非営利活動法人神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

1. 「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の検証【新規】

（1）提言先 県

（2）現状

障害者の在宅手当を廃止する際に、財政が小規模な市町村にあってもサービスが利用できないことがないように「プログラム大綱」を作り政策化をしていくとされたが、昨年唐突に始まった「神奈川県緊急財政対策」より多くの地域を支える内容が交付金化とされている。

（3）課題

「神奈川県緊急財政対策」より多くの地域を支える内容が交付金化とされさらに市町村間の格差がでてくる。また、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」によるかながわらしい政策化がされたとは言えない。

(4) 提言内容

- ・市町村に対し、地域活動支援センターのメニュー補助事業やグループホーム等を含め制度継続を確たるものにするるとともに地域生活を支える事業が促進される内容とすること、また事業を検証すること。
- ・特別支援学校卒後の増加から障害者の選択ができなくならないよう、地域活動支援センターのメニュー内容を見直し増額など図れるよう検証すること。

2. 障害者の高齢および家族の高齢対策【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

老障介護の現状。障害者または家族が各種多様な状況になってきており、地域包括支援センター、各支援サービス事業所のケアマネジャーたちと共に対応しているが、夕方・真夜中・休日の対応等も多くなり、包括的・継続的マネジメント支援事業などの仕組みは整備されているというが、多様のできごと・要請に対して対策が必要。

(3) 課題

障害者が高齢の家族を支えている場合がある。また多様なヘルプ要請に対しての「スキマ」が生じており、これらを支える仕組みの対策が急務。

(4) 提言内容

全県で高齢障害者とその家族をファミリーサポートするために、先駆的にあり方を検討いただきたい。

3. 分かりやすい情報の提供【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

家族が現在の制度があまりにも細分化された内容で困惑し、自己選択、自己決定と言われても障害者はさらに理解できないという状況である。

(3) 課題

小規模な事業所が説明できることは、事業所支援の行っている事業の変化についていくだけでいっぱいの現状であり、周りの事業所のことや事業内容を熟知して説明できるかといえど不安である。また地域の相談支援体制も不十分。

(4) 提言内容

障害者、家族が自己選択できるためには情報を分かりやすく伝えられる仕組みづくりが望まれる。

4. 障害者の小規模事業所の支援について【一部新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

現場では、障害者総合支援法への移行に伴い、小規模事業所が個々に法内事業選択をしてきているが、事業所の特性から職員の役割分担もままならず、極小規模は職員不足にある。設立スタッフから次世代に移行を望むのにも職員の定着化が課題でもあり、研修の参加も限られている。

(3) 課題

すべての障害者に平成 25 年 4 月からサービス等利用計画が義務つけられたが、相談支援事業所だけで作成することは困難な状況。

(4) 提言内容

- ・サービス管理責任者講習受講要件の緩和（経験年数の緩和、地域活動支援センターも研修が受けられる体制・枠づくり）。
- ・相談支援職員初任者研修の機会の拡大。
- ・小規模事業所の職員の確保と資質の向上の支援（身近な参加しやすい研修会の開催と現場型の研修実施の機関への助成等の拡充）。

5. 心の居場所（寄り添う福祉）【一部新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

ピアカウンセリングは、時間外延長や休日に行う事業として地域活動支援センターに位置付け事業化がされた。多くの市町村また地域活動支援センターはこの事業が心の居場所事業と認識できるものと考えていない。

「神奈川県緊急財政対策」より交付金化される地域活動支援センターのメニュー事業でもある。

(3) 課題

地域福祉推進には地域コミュニティと住民によるボランティアを含め進めるとのことだが、障害福祉事業所が核となって行うには、障害者総合支援法の事業上では困難である。

『心の居場所』は地域に点在した場が縁側福祉を行うスタイルであるが、孤立する障害者や家族に発信できる唯一可能でやわらかい制度の地域活動支援センターを市町村も含め推進していく方向にはない。

(4) 提言内容

財政を優先とした「神奈川県緊急財政対策」により交付金化するのではなく、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」を検証すべきである。

6. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について【新規】

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

- ・障害者が 65 歳以上になった場合介護保険サービスの利用が優先されるのみと行政窓口は単に認識している。
- ・[2]介護保険サービス優先の捉え方（障企発第 0328002 号、障障発第 0328002 号、平成 19

年3月28日 通知から)

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

- ・したがって、市町村の行政窓口において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを、市町村が適切に判断すること。
- ・なお、その際には、従前のサービスに加え、介護保険法の小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

(3) 課題

行政窓口は単に介護保険の優先のみと認識し、通達などを理解した上で対応していない。小規模多機能で障害事業所が単にヘルパー資格者であるからではなく、まず社会参加の視点から「介護」でなく「介助」であることや障害者とのコミュニケーション能力、障害者の特有の身体的特徴などを障害者自らヘルパーの養成を行ってから対応しており、人材確保に不断の努力をしてなお困難を極めながら支えているが、障害者が65歳以上になったから介護保険サービスの利用が優先であるとする行政に対応しなければならない。

(4) 提言内容

窓口がこの通達を熟知し、障害の特性を勘案、考慮し、介護保険事業所では対応が困難であり、また、自己選択の観点からも障害者の選択を優先することを広げていただきたい。

特定非営利活動法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会

1. 交付金化をめぐる市町村格差、グループホーム運営の維持・拡充等【新規】

(1) 提言先 県

(2) 現状

グループホーム・ケアホームの国の基準報酬単価は、障害者自立支援法以前の補助金単価とほとんど変わりがなく、県単補助があることで運営が維持されている。精神障害者の退院促進（地域移行）には、ホームは欠かせない事業でもっともっとホームが作られていなければならない状況である。県下の市町村で精神障害者のホームの無い自治体が16市町村もある。

(3) 課題

ホームの火災が各地で起きることから、消防法や建築基準等で、立地が厳しくなっているが、日本の精神科病院には現在32万人が入院しておられ、その6割の人達は受け入れ先があ

れば退院可能と言われている。病院は治療の場であり、生活の場ではない。地域でその人がその人らしく生活するには住まいが課題であり、その促進できる環境が必要である。現状でも、日中系事業の報酬単価と比較すると半額しか出されていない中での県単補助は、ホーム存続の生命線でもある。

(4) 提言内容

緊急財政対策における県単補助の交付金化による市町村格差の拡大と地域移行に必要なグループホームの運営の維持と拡充が困難となると懸念されるので、現状のサービスの質と量が担保される財政の仕組みを検討すべきである。

交付金のあり方が、いまだ見えてこない状況であるが、報酬単価としての請求システムが交付金には馴染まないし、もし、交付金化を考えるとしたら、現在の質と量が維持され、今後も作られていくことが大前提である。

《第3種正会員連絡会》

社会福祉を協働して推進する全県的な団体であって、機能別・階層別の各種住民組織、その他活動が社会福祉に関連のある組織等をもって組織。

幅広い団体から構成される会員の特性を生かし、各会員の抱える課題の解決に向けた取り組みを行うとともに、会員間の情報交換、課題に応じた幅広い関係者との連携・協働により、地域福祉の推進体制の構築に向けた取り組みを行う。

◇ 構成団体数（平成 25 年 9 月現在）

21 団体

◇ 平成 25 年度の主な取り組み

代表者会議、連絡会・研修会（第 2 種正会員連絡会との合同）の開催、活動成果普及事業助成の実施等

神奈川県医療福祉施設協同組合

1. 無料低額診療事業の対象者の拡大

(1) 提言先 県・市町村

(2) 現状

- ・平成 19 年「地方分権改革」に関連して全国市長会から無料低額診療事業の対象者から生活保護受給者を外す旨の要望が出された。また、国の審議会における医療費の未収金問題に関する議論の中で、厚生労働省は一定の「見直し」について検討する旨の発言をしている。
- ・国の無料低額診療事業の業務基準(10 項目)が昭和 49 年に制定されて以来 36 年を経過し、その間社会状況も大きく変わってきている。
- ・以上のことから現下の社会状況を踏まえて、医療福祉的ニーズに的確に応えるために見直しが必要とされている。その際の大きなポイントとしては、無料低額診療事業の対象者の検証が最も重要なこととなる。

(3) 課題

- ・生活保護受給者はさまざまな福祉的問題を複合的に抱えているため、単に医療の提供だけでは解決しない。また、公費のみではまかなえない現状がある。医療上や経営上のリスクが高いとされる生保患者の受け入れが、事業の大きな柱となっている。生保患者を対象から外すこととなった場合、生保患者の必要な医療へのアクセスが制限される事態が十分に予測される。
- ・昨今における医療・介護を中心とする社会保障制度、社会経済活動、少子高齢化（核家族化）など社会情勢の急激な変化により、生活を営む上で困難な問題は多様化し複雑に絡み合い、新たに社会的支援を必要とする人々が増加している。現行基準の生計困難者のみを対象とした場合、医療を必要としながらも生活保護制度や医療・介護制度では対応できない方が増加することが予測される。

(4) 提言内容

無料低額診療事業の対象者の拡大。

(5) 提言内容に関する取り組み

- ・無料低額診療事業のあり方（対象者）を整理し、事業の対象者を「生活困窮者」へ拡大する必要があることを県・市等へ提言した。
- ・三者（行政・社協・福祉医療施設）の意見交換会ならびにワーキンググループを定期的に関催し福祉医療の「ニーズ」等について協議検討を行っている。

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

1. 生活福祉資金貸付、生活保護支給の実態に合わせた運用見直し【新規】

(1) 提言先 国・県・市町村

(2) 現状

高齢者や障害者が賃貸住宅を探すにあたり、定期的に安定収入がある（見込める）にもかかわらず、賃貸住宅の契約時に必要な費用（敷金、礼金等）が確保できない場合、生活福祉資金貸付制度や生活保護受給を申請しても、支給窓口から賃貸借契約の提出を求められ、貸主からは受給証等の提出を求められ、住まい探しができないことがある。

(3) 課題

“卵が先か、ニワトリが先か”の議論となり、貸主や支給窓口の職員がリスクを負いながら対応せざるを得ない。

(4) 提言内容

支給“予定”、契約“予定”でも対応可能となるよう、実態に合わせた運用の見直し、明確なシステムを確立してほしい。

参 考 资 料

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 政策提言委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）政策提言委員会の設置および運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県民・福祉サービス利用者にとって望ましい福祉社会の実現を目指し、社会福祉政策、制度および予算の充実について、幅広く社会全体へ政策提言するため、政策提言委員会を設置する。

(事業)

第3条 政策提言委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉政策や社会的な課題に関する提言
- (2) 社会福祉政策や社会的な課題に関する調査研究
- (3) 提言実現のための取り組み
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(委員)

第4条 政策提言委員会は12名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、本会正副会長および会長が委嘱する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長)

第6条 政策提言委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、本会会長とし、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(臨時委員)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、第4条に規定する委員以外の者を臨時の委員として委員会に出席させることができる。

(会議)

第8条 政策提言委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

2 第5条の規定に関わらず、当初の委員の任期は平成25年3月31日までとする。

政策提言委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

No.	選出区分	委員氏名	備考
	所 属	職 名	
1	本会会長	篠原 正治	◎
	(福) 横浜長寿会	理事長	
2	本会副会長	加茂坂 幸昌	
	(福) 恩賜財団神奈川県同胞援護会	会長	
3	本会副会長	鈴木 立也	
	神奈川県民生委員児童委員協議会	会長	
4	本会副会長	梅澤 淑弼	
	(福) 鎌倉市社会福祉協議会	会長	
5	その他会長が委嘱する者(施設運営に知見を有する者)	鶴飼 一晴	
	(福) 唐池学園	理事長	
6	その他会長が委嘱する者(当事者活動に知見を有する者)	石橋 吉章	
	神奈川県心身障害児者父母の会連盟	政策委員長	
7	その他会長が委嘱する者 (福祉サービス第三者評価に知見を有する者)	藤村 和静	
	(福) 常成福祉会	専務理事	
8	その他会長が委嘱する者(権利擁護に知見を有する者)	内嶋 順一	
	横浜弁護士会	弁護士	
9	その他会長が委嘱する者(精神保健福祉に知見を有する者)	戸高 洋充	
	(特非) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会	理事長	
10	その他会長が委嘱する者(福祉経営に知見を有する者)	薄井 照人	
	(株) 川原経営総合センター	常務取締役	
11	その他会長が委嘱する者(学識経験者)	臼井 正樹	○
	神奈川県立保健福祉大学	教授	

平成 25 年 9 月発行

発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

〒221 - 0844 横浜市神奈川区沢渡 4 - 2 神奈川県社会福祉会館内

TEL 045-311-1423 FAX 045-312-6302

E-mail kikaku@knsyk.jp

URL <http://www.knsyk.jp>

全国180万人加入!!

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

Aプランは
死亡1,200万円
入院6,500円、通院4,000円
賠償責任5億円(限度額)
を補償

活動場所と自宅
との往復途上の
事故も補償

ボランティア活動
のための
学習会・会議など
での事故も補償

ボランティア自身の
食中毒・熱中症・
特定感染症もOK



	基本タイプ	天災タイプ
年間 保険料	Aプラン 300円 Bプラン 450円	460円 690円

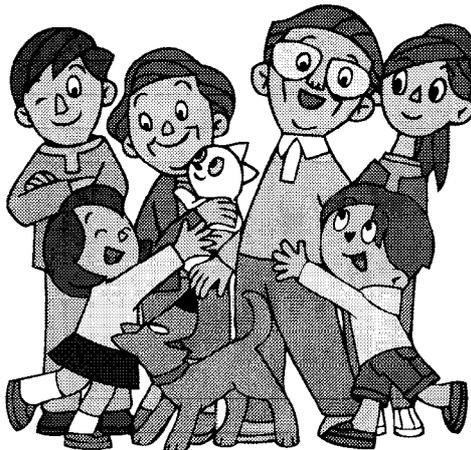
◇天災タイプは基本タイプ+地震・噴火・津波を補償

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、最寄りの社協にお問い合わせください。

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者〔個人〕を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償



福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 地域福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業 など

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

お申込み、お問合せは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

(引受幹事保険会社) 日本興亜損害保険株式会社
TEL: 03(3231)7545

